

## 第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

### 第1節 被用者年金一元化前の財政再計算のしくみ

#### 1 年金財政

地方公務員共済年金制度は社会保険方式によって運営されており、共済年金を支給するための費用は、地方公務員等である組合員の掛金、使用者である地方公共団体等の負担金及びいわゆる公経済負担としての地方公共団体の負担金により調達することとされている。したがって、掛金、負担金及びこれらの運用収益によって共済年金の支給が可能でなければ制度は成り立っていないことになる。すなわち、掛金などの収入と給付費などの支出とが、全体として等しくならなければならない。これが、「収支相等の原則」であるが、年金制度では、この収入と支出を長期にわたって均衡を保つようにする必要がある。

ところで、平成16年における地共法の一部改正により、国家公務員共済組合との間で財政単位の一元化が行われ、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合との間で保険料率が一本化されることとなった。

そのため、地方公務員共済年金制度では、長期給付に要する費用（公務等給付に要する費用を除き、公的負担部分を除いた基礎年金拠出金に要する費用、国及び地方公共団体の負担に係るものを除いた長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用並びに年金保険者拠出金に係る負担に要する費用を含む。）については、「その費用の予想額及び国の組合の長期給付に要する費用の予想額の合計額と掛金及び負担金の額、積立金の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに国の掛金及び負担金の額、国の積立金の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額とが、再計算を行う年以降おおむね100年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるように」保険料率（財源率）を定めることとされていた（改正前地共法第113条第1項）。

このおおむね100年間とする考え方は、有限均衡方式と呼ばれている。

#### 2 財政再計算の必要性和計算方法の推移

長期給付に要する費用は、この先おおむね100年の期間にわたって財政の均衡を図ることとなるため、時の経過と共に次第に予定と実績の乖離が出てくるようになる。この乖離を調整するために、計算の基礎となった実績を反映させ、財政均衡を図れるように保険料率を算定しなおすことが肝要となる。これを財政再計算といい、少なくとも5年毎に行うこととされている。

財政再計算の基礎となるものとしては、最近数年間におけるすべての地方公務員共済組合の組合員に係る脱退の状況、年金受給権者の失権の状況、平均給料の上昇の割合等の実績並びに直近の組合員・年金受給者・年金待機者の実績状況及び将来の組合員数の見込み並びに給与改定率及び物価上昇率などの経済要素等がある。

（注）厚生年金は、平成16年より保険料水準固定方式を採用し、その水準を考慮しながらマク

## 第1節 被用者年金一元化前の財政再計算のしくみ

ロ経済スライドの給付水準（スライド調整期間によって給付水準を調整）を決定する方式に変更したため、今後については、財政再計算は行わず、財政検証を行うこととしている。しかし、共済年金は厚生年金の定めた給付水準に準じて保険料率を算定することとなるため、従来どおり財政再計算を行うこととなる。

地方公務員共済組合では、昭和37年12月に新制度が発足し5年後の昭和42年12月にはじめての再計算を行い、その後、昭和45年1月、昭和50年1月、昭和54年12月、昭和59年12月、平成元年12月、平成6年12月、平成11年12月、平成16年10月、平成21年9月及び平成26年9月と11回の再計算を実施してきている。

この再計算の基準となる「総務大臣の定める算定方法」の内容については、制度発足時から現在に至るまで逐次変更が行われてきている。

昭和42年12月から昭和50年1月までの再計算では、新規に加入した組合員のグループについて平準的な保険料として計算される数理的保険料率によることとされていた。

しかし、昭和54年12月と昭和59年12月の再計算では、過去の給与改定や年金改定等によって生じた積立金の積立不足を補てんするための不足金補てん財源率を計算し、これと新規加入者のグループについての数理的保険料率を合算して平準保険料率とする方法がとられた。

平成元年12月と平成6年12月の再計算では、昭和60年の制度改正による基礎年金制度の導入に伴い基礎年金に要する費用の負担が賦課方式によることとされたことから、平準保険料率を従来の方法により計算することが困難になったため、新規加入者のほかに現在職者、年金受給者等も含めた集団について総合的に計算する方法に変更された。具体的には、現在職者、年金受給者、年金待機者及び将来加入者に計算基準時以降支払われる共済年金の給付に要する費用（追加費用分を除く。）及び今後の基礎年金拠出金の負担に要する費用（公的負担分を除く。）の合計額を現在職者及び将来加入者の将来にわたっての掛金及び負担金並びに積立金の運用収入で平準的に賄う静態平準保険料率を計算した。

平成11年12月の財政再計算では、組合員数及び積立金の運用収入の減少、年金受給権者数の増加などによる給付費の増加などが見込まれるため、従来の平準保険料方式では保険料率の大幅な引上げが見込まれることから、同年10月15日に地共政令第28条が改正され、自治大臣の定める基準に従って将来にわたっての給与改定・年金改定を見込んで算定される給付費などを掛金率・負担金率を段階的に引き上げていくことにより年金財政の均衡を保つことができるようにする、いわゆる動態段階保険料方式により算定することとされた。（結果的には保険料は5年間据え置くこととされた。）

平成15年4月より総報酬制が導入され、保険料率の賦課対象が期末手当等まで拡大されたことから、保険料率の見直しを行った。また、それまでの期末手当等に対する特別掛金等は廃止された。

平成16年10月の財政再計算では、国家公務員共済組合との財政単位の一元化を前提とすることから、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の長期給付に要する費用を併せて、財政の均衡が図られるように保険料率を算定した。しかし、現行の国家公務員共済組合と地方公務

## 第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

員共済組合の保険料率は地方公務員共済組合の方が低いことから、地方公務員共済組合の組合員の負担の激変緩和を図るために、平成16年10月からすぐに保険料率を一本化せず、平成21年に国家公務員共済組合との保険料率の一本化を図ることとなった。

また、財政再計算の時期については、国家公務員共済組合と時期を合わせるために、平成16年10月とされた。

なお、公務等給付に係る負担は、別途算定することとされた。(改正前地共法第113条第1項)。

平成21年9月の財政再計算では、再計算の時期を平成21年9月とし、同時に国家公務員共済組合との保険料率を同一とすることとされた。また、基礎年金拠出金の負担に要する費用の公的負担の額は、段階的引き上げ後の2分の1の割合で見込むこととされた。

平成26年9月の財政再計算では、再計算の時期を平成26年9月とし、被用者年金一元化を前提とした財政再計算を実施することとされた。

### 3 保険料率の算定単位

長期給付に要する費用について保険料率を算定する場合の算定単位については、制度設立当初は保険者(財政単位)ごとに算定することとされたほか、長期給付について特例が設けられている職種についても区分して算定することとされ、これまでに多くの改正がされてきた。

昭和42年12月から昭和54年12月までに実施された再計算では各共済組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、それぞれが構成していた市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会)ごとに当該組合を組織する組合員を単位として行われていた。さらに給付の特例が設けられていた地方公共団体の長である組合員並びに退職年金の支給開始年齢等の特例が設けられていた特定警察組合員及び特定消防組合員と一般組合員は区別してそれぞれ別個の単位として算定することとされていた。

しかし、長期給付は地共法によって同一内容の給付が行われており、加入する組合によってその負担に格差が生ずることは望ましくないこと、また、一つの組合を組織する職員を単位として算定するには組合員数が少なく財政基盤が脆弱な組合が少なくないことなどから昭和59年4月にすべての組合をもって組織する連合会が設立され、昭和59年12月の再計算から連合会を組織する組合の職員のすべてを単位として一元的に保険料率を算定することとされた。ただし、当分の間、公立学校共済組合、警察共済組合及び地方職員共済組合団体共済部は連合会に加入しないこととされたため、昭和59年12月の再計算における算定単位は、連合会、公立学校共済組合、警察共済組合及び地方職員共済組合団体共済部に分かれており、連合会では、加入組合を組織する職員のすべてについて一般組合員、地方公共団体の長である組合員及び特定消防組合員の3単位で算定した。

その後、昭和60年の地共法の一部改正により、昭和61年4月1日から地方職員共済組合団体共済部が連合会に加入するとともに特定警察組合員及び特定消防組合員に設けられていた退職給付の支給開始年齢の特例等が原則として廃止されたことに伴って、昭和60年の制度改正

後初めて実施された平成元年12月の再計算からこれらの組合員も一般組合員と合わせて算定することとされた。また、平成元年12月の再計算にあたっては、公立学校共済組合及び警察共済組合が平成2年4月から連合会に加入することが予想されたことからすべての地方公務員共済組合を組織する組合員について、地方公共団体の長である組合員とその他の組合員とをそれぞれ単位として算定することとされた。さらに、平成7年の地共法の一部改正により、すべての組合員を単位として算定することとされたが、改正後の初めての財政再計算である平成11年では、保険料率が据置きとなったため、全ての組合員を単位として一本化されたのは、平成15年4月の総報酬制導入に伴う保険料率の見直しにおいてであった。

### 4 掛金・負担金の負担割合

保険料率は、組合員が負担する掛金及び使用者としての地方公共団体等が負担する負担金並びに地方公共団体が負担する公的負担に分けられる。

これらの負担の割合は地共法等によって規定されており、基本的には、公的負担を除いた部分を、組合員が負担する掛金と使用者としての地方公共団体等が負担する負担金で折半負担されることとされている。なお、共済年金給付のうち公務等による給付に要する費用については、使用者である地方公共団体が100%負担することとされている。

公的負担については、昭和61年4月1日前においては、その割合及び負担方法が各制度で異なっていた。地方公務員共済年金制度に対する公的負担の割合は、制度発足当初においては公務によらない給付に要する費用の10%とされていたが、昭和39年10月から5%引き上げられ15%に、さらに昭和55年1月から0.85%引き上げられて15.85%になった。また、その負担方法は、保険料率の一部を負担するいわゆる拠出時負担によっていた。しかし、昭和60年の制度改正により全国民に共通する基礎年金制度が導入されたことに伴って、昭和61年4月1日以後においては各公的年金制度に対する公的負担は基礎年金拠出金の負担に要する費用の3分の1に相当する額に統一され、その負担方法は毎年度、基礎年金の給付について負担する給付時負担となり、大きく変更された。

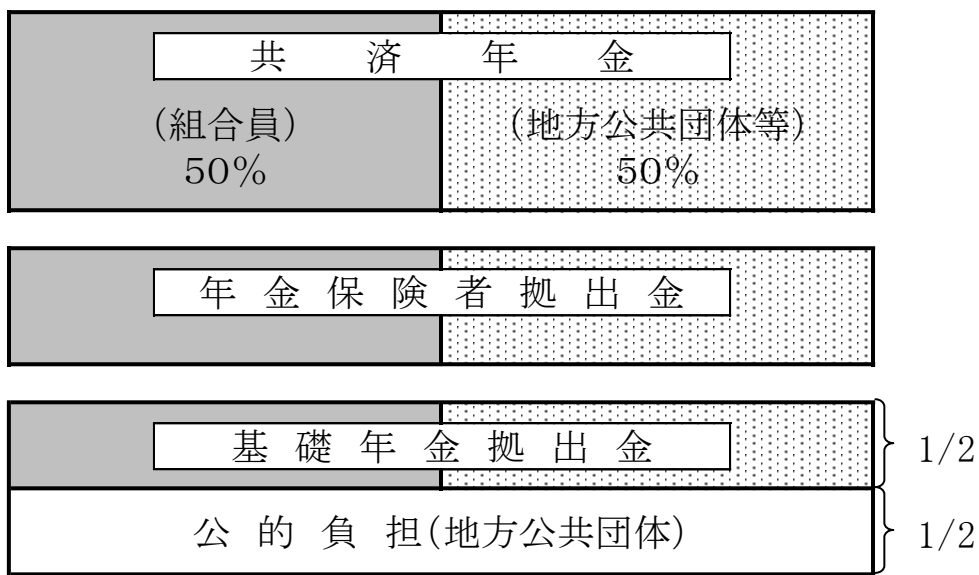
なお、基礎年金の額の算定基礎期間が昭和36年4月以降の被保険者期間とされていることから、この公的負担の変更に伴う経過措置として、昭和36年4月前の各公的年金制度の被保険者期間については、別途従来の方法により公的負担が行われることとされた。地方公務員共済年金の場合は、昭和36年4月前の国の新法による組合員期間に相当する費用の15.85%を公的負担とし、さらに旧国民年金の優遇加算分に相当する額の4分の1も公的負担とされている。

公的負担については、平成16年の制度改正より、それまでの3分の1から、2分の1に相当する額に、段階的に引上げられることとされた。

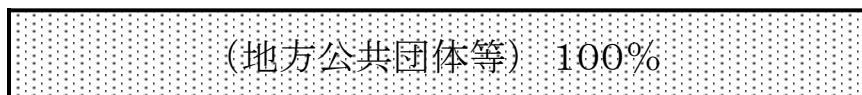
これらの公的負担は、他の公的年金制度においては国庫が負担しているが、地方公務員共済年金の場合は、制度発足以来、公経済の主体としての地方公共団体（国家公務員である組合員については国）が負担することとされている。

なお、長期給付に要する費用のうち年金保険者拠出金に係る負担に要する費用についても、組合員と使用者としての地方公共団体等が折半で負担することとされていた。

<費用の負担>



(注) 公務等給付にかかる費用の負担



## 第2節 被用者年金一元化前の財政再計算の経緯

## 1 昭和59年12月の再計算

## (1) 昭和59年再計算の特色

昭和59年12月に実施された再計算は、それまでの再計算が16の保険者（財政単位）ごとに実施されていたのに対し、同年4月1日の連合会の設立によってこれらの保険者のうち公立学校共済組合及び警察共済組合を除く14の保険者の財源率計算が一元化されることになった点に大きな特色があった。

## (2) 計算作業

昭和59年4月1日に連合会が設立され、同年12月の再計算から連合会において財源率の一本化が図られることになったことに伴い、連合会設立までの再計算事務については、再計算事務に精通している担当職員各共済組合から派遣してその準備作業を進めた。

昭和59年4月に連合会が設立されたことに伴って、前年から再計算事務担当職員が行った準備作業の結果は連合会に引き継がれた。連合会では、この作業結果を踏まえて再計算作業に着手し、再計算のために必要な各種の基礎的な計算を進めるとともに具体的な財源率の計算を行った。

## (3) 再計算結果

## ① 財源率

再計算は、一般組合員、地方公共団体の長である組合員及び特定消防組合員の別に行われており、その結果は次（資料第5-1から資料第5-3）のとおりである。

## 資料第5-1 一般組合員分

(単位：千分率)

	今 回	前 回	増 減
掛 金 率	69.0	50.5 ～ 52.5	18.5 ～ 16.5
負 担 金 率	96.5	70.5 ～ 73.5	26.0 ～ 23.0

(注) 「前回」欄の( )書は、昭和54年の改正前の年金制度を前提として計算した保険料率である。

## 資料第5-2 地方公共団体の長である組合員分

(単位：千分率)

	今 回	前 回	増 減
掛 金 率	81.5	60.0 ～ 62.5	21.5 ～ 19.0
負 担 金 率	113.0	83.0 ～ 86.5	30.0 ～ 26.5

第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

資料第5-3 特定消防組合員分

(単位：千分率)

	今 回	前 回	増 減
掛 金 率	72.0	54.5 ~ 57.0	17.5 ~15.0
負 担 金 率	101.0	77.5 ~ 80.5	23.5 ~20.5

従来の掛金率は、加入組合によって千分の 50.5 から 52.5 までの間に定められていたの  
で、再計算によって千分の 16.5 から 18.5 の増加になっている。

② 将来見通し

財源率の計算では、将来の給与改定や年金改定等の経済変動が見込まれていないため、  
これらの経済変動について一定の条件を設定した将来見通しの推計も併せて行われた。こ  
の推計の前提条件及び結果は、次（資料第5-4 から資料第5-6）のとおりである。

資料第5-4 推計の前提条件

- ・ 対象は、一般組合員とした。
- ・ 組合員数は、昭和 58 年度以降一定（1,770 千人）とした。
- ・ 給与改定及び年金改定は、年 5%とした。
- ・ 積立金の運用利回りは、年 6.5%とした。
- ・ 財源率は、千分の 165.5 で据え置いた。

資料第5-5 年金受給者数の見通し

項目 年度	組合員数	受 給 者 数		成 熟 度	
		全 数	退職年金	全 数	退職年金
昭和	千人	千人	千人	%	%
60	1,770	547	394	30.9	22.3
65	〃	731	526	41.3	29.7
70	〃	927	658	52.4	37.2
75	〃	1,137	784	64.2	44.3
80	〃	1,336	899	75.5	50.8
85	〃	1,541	989	87.1	55.9
90	〃	1,684	1,022	95.1	57.8
95	〃	1,732	993	97.9	56.1
100	〃	1,737	957	98.1	54.1

資料第5-6 将来収支見通し

(単位：億円)

区分 年度	収 入				支 出	差 引	積立金	財源率
	掛 金	負担金	利息等	計				
昭和								‰
60	3,474	8,977	4,194	16,645	8,436	8,209	70,732	165.5
65	4,542	12,260	6,942	23,744	14,935	8,809	114,671	〃
70	5,846	15,695	9,468	31,009	24,145	6,864	153,833	〃

75	7,426	18,842	10,566	36,834	38,075	△1,241	167,218	〃
80	9,285	21,600	7,739	38,624	56,662	△18,038	113,915	〃
85	32,967	54,041	0	87,008	87,008	0	0	474.1
90	48,293	73,948	0	122,241	122,241	0	0	551.6
95	62,715	91,965	0	154,680	154,680	0	0	551.0
100	77,088	109,999	0	187,087	187,087	0	0	517.5

将来の実行財源率を千分の165.5で据え置いた将来収支見通しの推計結果は、昭和70年度までは当年度の収入が支出を上回るが昭和75年度には単年度収支が逆転し、その後単年度の赤字は急増してわずか9年後の昭和84年度には積立金をすべてとり崩す見通しとなり、積立金が無くなった後の賦課料率は昭和85年度で千分の474.1、昭和90年度で千分の551.6となっている。

#### (4) 再計算結果に基づく定款変更

運営審議会では、再計算に関して慎重に審議が重ねられた。その結果、運営審議会において、理事長に対して次の要望（資料第5-7）を付したうえで掛金率及び負担金率の変更に係る「地方公務員共済組合連合会定款の一部変更（案）」はやむを得ないものとして了承され、自治大臣の認可を受け同年12月1日から実施された。

なお、運営審議会から要望された事項については、同年11月29日に理事長から直接自治大臣に善処方を要請した。

#### 資料第5-7 長期財源率再計算に関する要望

昭和59年11月21日
地方公務員共済組合連合会 理事長 内山 鐵 男 殿
地方公務員共済組合連合会運営審議会 長期財源率再計算に関する要望
昭和59年11月16日、地方公務員共済組合連合会運営審議会に提案された、昭和59年12月1日の長期財源率再計算による定款変更案は、長期財源率再計算が現行制度による数理計算とはいえ、今日の組合員の生活、賃金実態等からして、掛金等の大幅負担増は極めて不満である。
ついては、今後組合員の急激な負担増をもたらさず、共済組合の健全かつ安定した運営の基盤を確保するため、下記事項の実現へむけて特段の努力を行われるよう強く要望する。
記
1 いわゆる行革特例法に基づく公費負担の4分の1カット分については、昭和60年度において利子を付し全額返還すること。
2 長期給付に要する費用の公費負担割合を100分の20に引き上げること。
3 今後の長期財源率再計算において、地方公共団体の予算措置等の円滑化を図るため、12月1日再計算、4月1日実施とするよう所要の改善措置を講ずること。
4 共済年金制度の見直しについては、公務員の特殊性を考慮し、かつ、既得権及び期待権を配慮し民主的に対処すること。
以上



## 2 昭和61年4月の掛金率・負担金率の見直し

### (1) 見直しの必要性

昭和60年の地共法の一部改正により、地方公務員共済年金制度について抜本的な改正が行われたが、これに伴って再計算を行うことについては計算の基礎となる各要素の全面的な見直しが必要となるため、とりあえず昭和61年4月1日から公的負担の変更等の改正に関連した部分について現に適用されている掛金率及び負担金率の見直しが行われた。

### (2) 見直しの内容

昭和61年4月1日からの公的負担についてのいわゆる拠出時負担方式による負担が廃止され基礎年金拠出金の3分の1に相当する額を別途地方公共団体（国家公務員である組合員については国）がいわゆる給付時負担方式により負担することとされたことに伴い、地方公共団体等の負担金率について公的負担相当分を除くこととした。また、特定消防組合員に対する年金の支給開始年齢の特別措置が廃止され、一般組合員と同一の支給開始年齢が適用されることとされたことに伴い、特定消防組合員に係る掛金率及び負担金率を一般組合員と同率に改めることとした。さらに、団体職員である組合員が新しく連合会に加入したが、当該組合員に係る掛金率及び負担金率は、次の再計算までは従来率が適用されることとされたため、連合会に加入する前に適用されていた財源率を基礎として見直しが行われた。

### (3) 見直しに基づく定款変更

この見直しのための「地方公務員共済組合連合会定款の一部変更（案）」は、昭和61年3月27日に開催された運営審議会において了承され、自治大臣の認可を受け昭和61年4月1日から実施（資料第5-8）された。

資料第5-8 掛金率及び負担金率の変更（昭和61年4月1日適用）

(千分率)

区 分	掛 金 率		負 担 金 率		計	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
一 般 組 合 員	69.0	69.0	96.5	70.5	165.5	139.5
地方公共団体の長である組合員	81.5	81.5	113.0	82.0	194.5	163.5
特 定 消 防 組 合 員	72.0	69.0	101.0	70.5	173.0	139.5
団 体 組 合 員	—	68.0	—	69.0	—	137.0

## 3 平成元年12月の再計算

### (1) 平成元年再計算の特色

平成元年12月に実施された再計算については2つの大きな特色がある。その1は、昭和60年の改正により地方公務員共済年金制度に基礎年金制度が導入される等、共済年金制度について抜本的改正が行われたため再計算の算定方式の抜本的な見直しが必要になった点であ

り、その2は、平成2年4月に公立学校及び警察共済組合が連合会へ加入することとされ、しかもその前に財政単位を一元化した再計算を実施し、その再計算結果に基づく同一財源率を連合会、公立学校共済組合及び警察共済組合それぞれの定款に定めることとされた点である。

## (2) 計算作業

平成元年に予定された再計算は、昭和60年の地共法の一部改正により基礎年金制度の導入、給付水準の適正化等を内容とする抜本的な改革が行われて以来はじめての再計算になった。このため、新しい制度に基づく再計算の実務的な研究を行う必要があり、連合会、公立学校共済組合及び警察共済組合の担当課長による「長期給付実務三者研究会」を発足させた。三者研究会では、新制度に基づく平準保険料率の計算方法、計算のために必要となる基礎資料の内容等について研究し、再計算の基礎的な計算をするための長期給付額推計システムの開発を進めた。

基礎資料については、連合会、公立学校共済組合及び警察共済組合がそれぞれ作成し、これを合算して地方公務員共済組合全体の基礎資料とした。このようにして作成された昭和60年度から昭和62年度までの3年間の実績に基づく地方公務員共済組合全体の統計表と別途収集した資料等の分析を行い再計算の前提となる計算基礎率、計算基礎データ等を作成し、長期給付額の推計等再計算の基礎的な計算を行った。また、基礎年金拠出金及び基礎年金交付金の見通しについては、共済組合で独自に計算できないことから自治省を通じて厚生省で推計した資料を入手し、これを基礎とした。その後、具体的な財源率の計算を行った。

## (3) 再計算結果

### ① 財源率

資料第5-9 再計算結果による掛金率及び負担金率

区 分	一 般 組 合 員	地方公共団体の長である組合員
掛 金 率	88.0	91.5
負 担 金 率	89.0	92.5

資料第5-10 財源率の比較

区 分	財 源 率			左 の うち 掛 金 率		
	再計算	改定前	差 引	再計算	改定前	差 引
一 般 組 合 員	177.0	139.5	37.5	88.0	69.0	19.0
地方公共団体の長である組合員	184.0	163.5	20.5	91.5	81.5	10.0
団 体 組 合 員	177.0	137.0	40.0	88.0	68.0	20.0

再計算の結果、一般組合員についてみると、千分の177.0となり、この率を負担割合によって按分して求めた掛金率が千分の88.0、負担金率が千分の89.0となった。これは従来

## 第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

の財源率に比べると、実行財源率で千分の37.5、掛金率が千分の19.0、負担金率が千分の18.5とそれぞれ、前回の昭和59年12月に行った再計算に比べて大幅に増加することになった。

### ② 将来見通し

再計算にあたっては、財源率の計算のほか年金財政の将来見通しの推計を行った。この推計は、「将来にわたって財政の安定が確保されるように財源率を設定した場合」、「財源率を改定前の率で据え置いた場合」及び厚生年金の将来見通しにおける保険料率の引上げ幅に職域年金部分を考慮した「財源率を千分の30ずつ引上げる場合」の3通りのほか、参考試算として年金の支給開始年齢を平成元年の第114回国会へ提出された厚生年金の改正案と同様な経過措置を前提とした「年金支給開始年齢を65歳とした場合」の推計も併せて行った。

将来見通しの推計のうち「将来にわたって財政の安定が確保されるように財源率を設定した場合」の推計の前提条件及び結果は、次（資料第5-11から資料第5-13）のとおりである。

#### 資料第5-11 経済的要素の前提及び将来収支見通しにおける財源率の設定方法

##### ① 前提条件

- ・ 対象は、一般組合員とした。
- ・ 将来の組合員数は、昭和62年度末の全地方公務員共済組合の組合員数が変わらないものとした。
- ・ 年金改定率は、年4%とした。
- ・ 年金スライドの基礎となる消費者物価上昇率は、2%とした。
- ・ 積立金の運用利回りは、5.5%とした。

##### ② 財源率の設定方法

- ・ 毎年度の収支が赤字にならないようにすること。
- ・ 積立金の取り崩しという事態の発生を避けること。
- ・ 経済情勢が短期間のうちに急激に変動した場合にも対処できるように一定の積立金を常に保有すること。
- ・ 5年毎の財源率の引上げ幅は、後代になるほど大きくならないように配慮すること。

#### 資料第5-12 年金受給者数の見通し

(単位：千人)

年 度	組合員数 A	年 金 受 給 者 数					成 熟 度	
		退 職 共 済 年 金		障 害 共 済 年 金	遺 族 共 済 年 金	計 C	退 年 相 当 B/A	合 計 C/A
		退 年 相 当 B	通 年 相 当					
平成2	3,272	1,041	80	24	272	1,417	31.8%	43.3%
7	3,272	1,234	117	30	367	1,748	37.7	53.4
12	3,272	1,343	155	35	470	2,003	41.1	61.2
17	3,272	1,463	207	39	573	2,282	44.7	69.7

22	3,272	1,679	297	44	668	2,688	51.3	82.2
27	3,272	1,860	427	46	754	3,087	56.9	94.4
32	3,272	1,952	557	46	820	3,375	59.7	103.2
37	3,272	1,956	649	46	867	3,518	59.8	107.5
42	3,272	1,928	719	46	907	3,600	58.9	110.0
47	3,272	1,870	766	46	945	3,627	57.2	110.9
52	3,272	1,814	794	46	964	3,618	55.4	110.6
57	3,272	1,815	820	46	952	3,633	55.5	111.0
62	3,272	1,862	850	47	926	3,685	56.9	112.6

年金受給者のうち、退職共済年金（20年未満を除く。）、退職年金及び減額退職年金を合せた退年相当の受給者数は、今後とも年々増加を続けて30年後の平成32年度末には1,952千人に達し、その後はほぼ横ばいで推移する見通しとなっている。

#### 資料第5-13 収支見通し

(単位：億円)

年 度	財 源 率 (千分率)	収 入	支 出 A	差 引	年度末積立金 B	積立比率 B/A (倍)
平成2	177.0	49,790	35,134	14,656	199,204	5.7
7	215.0	67,531	51,715	15,816	272,697	5.3
12	253.0	86,702	68,376	18,326	354,175	5.2
17	291.0	109,461	90,055	19,406	444,944	4.9
22	329.0	135,736	121,315	14,421	530,435	4.4
27	367.0	165,276	156,316	8,960	584,613	3.7
32	390.0	197,468	190,644	6,824	628,441	3.3
37	390.0	231,249	226,286	4,963	680,288	3.0
42	390.0	275,091	266,607	8,484	747,907	2.8
47	390.0	331,757	318,428	13,329	842,123	2.6
52	390.0	401,631	382,527	19,104	973,656	2.5
57	390.0	481,788	463,424	18,364	1,128,824	2.4
62	390.0	573,512	563,820	9,692	1,264,491	2.2

将来の財源率が前述の設定条件のすべてを満たすものの中から財源率の引上げ幅が最も低く、かつ、将来にわたって財政の安定が確保されるものは、資料第5-13のように財源率を設定した場合となった。この見通しでは、平成元年12月から千分の177.0とし、その後5年毎に千分の38.0ずつ引き上げていき、30年後の平成31年12月以降は最高料率の千分の390.0に据え置くこととしている。

#### (4) 再計算結果に基づく定款変更

運営審議会では、再計算に関して平成元年7月31日に委員の懇談会を開いて検討を開始し、その後、同年11月にかけて慎重に審議が重ねられた。審議の過程では、同年11月17日に開催された運営審議会の席上で職員側委員7名から理事長あてに「掛金率の引上げは反対であり、今後、組合員の負担を軽減するために連合会として積極的に対応するよう申し入れる。」旨の意見書が提出され、また、一方では「今回の掛金率の引上げはやむを得ない。」な

どの意見等も出された。しかし、最終的には、運営審議会において掛金率及び負担金率を変更するための「地方公務員共済組合連合会定款の一部変更（案）」は原案どおり了承された。この定款変更は、自治大臣の認可を受け、平成元年12月1日から適用されることになった。

なお、再計算は、地方公務員共済組合を組織する組合のすべてを単位として算定されたが、平成元年12月1日現在では公立学校共済組合及び警察共済組合が連合会に未加入であるため、両組合においても、再計算の結果に基づいてそれぞれの組合の定款を変更した。その後平成2年4月1日に連合会へ加入した時点で両組合の組合員についても連合会の定款が適用されることになった。

### 4 平成6年12月の再計算

#### (1) 平成6年再計算の特色

平成6年12月に実施された再計算については、3つの特色がある。その1は、平成2年4月1日に公立学校共済組合及び警察共済組合が連合会に加入し名実ともにすべての地方公務員共済組合をもって組織する連合会となつてはじめての再計算であり、算定単位もすべての地方公務員共済組合を組織する組合員を単位として行われたことであり、その2は、平成6年の地共法の一部改正により、組合員の毎月の保険料負担を軽減するために平成7年4月1日から新しく期末手当等に対する特別保険料を徴収することとされたことであり、その3は、財源率の引き上げに当たっては低迷する経済情勢等に配慮し2段階に分けて引き上げる段階保険料率を適用する措置が採られたことである。

#### (2) 計算作業

まず前回の平成元年再計算時に開発した長期給付額推計システムの見直し作業にとりかかった。

電算システムの見直しに並行して、基礎資料の収集に当たった。再計算は、最近数年間におけるすべての地方公務員共済組合の実績を基礎として行うこととされているため、組合員等現況調査、新たに収集した資料等を用いて平成2年度から平成4年度までの3年間における地方公務員共済組合の組合員、年金受給権者、年金待機者に関する様々な実績の分析を行い、計算基礎率、計算基礎データ等を作成し、長期給付額の推計等再計算の基礎的な計算を行った。

なお、この計算における基礎年金拠出金及び基礎年金交付金の見通しについては、厚生省が平成6年の国民年金財政再計算結果に基づいて推計した資料を入手してこれを基礎とした。

その後、具体的な財源率及び将来の見通しの計算を行った。

#### (3) 再計算結果

##### ① 財源率

再計算の結果、期末手当等に対する特別保険料率は算定方法に基づいて千分の10とした

ところ、実行財源率は千分の204.5となった。この実行財源率は従来の財源率に比べて千分の27.5の引上げとなる。

再計算の結果の実行財源率については、平成7年4月1日から新たに期末手当等に対する特別保険料率を千分の10（労使折半）とするほか、毎月の給料に対する財源率の引上げに当たっては、経済情勢等に配慮して段階保険料率を採用することとし、この場合、基本引上げ率を当初から引き上げた場合と同様の効果を保つように2段階に分けて引き上げることにした。

具体的には、実行財源率を平成6年12月1日から基本引上げ率千分の27.5に0.8を乗じた千分の22.0を引き上げ、2年後の平成8年12月1日からさらに千分の9.2引き上げるようになった。

掛金率及び負担金率は、次（資料第5-14）のとおりである。

**資料第5-14 掛金率及び負担金率**

(千分率)

区 分		現 行	基本引上率	平成6年12月～8年11月 (引上げ率)	平成8年12月～ (引上げ率)
一般組合員	財源率	177.0	27.5	199.0 (22.0)	208.2 (9.2)
	掛金率	88.0	—	99.0 (11.0)	103.5 (4.5)
	負担金率	89.0	—	100.0 (11.0)	104.7 (4.7)
地方公共団体の 長である組合員	財源率	184.0	29.0	207.2 (23.2)	216.9 (9.7)
	掛金率	91.5	—	103.0 (11.5)	108.0 (5.0)
	負担金率	92.5	—	104.2 (11.7)	108.9 (4.7)

**② 将来見通し**

再計算に当たっては、当面の掛金率及び負担金率の計算を行うとともに将来見通しの計算を行った。

この将来見通しは、将来の地方公務員共済年金財政の姿を明らかにするほか他の公的年金制度の見通しと比較するための資料となるため、推計の前提条件のうち経済的要因及び財源率の設定条件は、厚生年金、国共連合会等と共通する指標によっている。

将来見通しの前提条件、組合員数及び年金受給権者数の見通しの計算結果は、次（資料第5-15及び資料第5-16）のとおりである。

## 第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

### 資料第5-15 経済的要素の前提及び将来収支見通しにおける財源率の設定条件

- 前提条件
  - ・ 計算基礎率は、財源率の計算と同様とした。
  - ・ 将来の組合員数は、平成4年度末の組合員数が変わらないものとした。
  - ・ 適用法令は、平成6年の地共法の一部改正による改正後の内容とした。
- 経済的要因
  - ・ 給与改定は、年4%とした。
  - ・ 年金スライドの基礎となる消費者物価上昇率は、2%とした。
  - ・ 積立金の運用利回りは、年5.5%とした。
  - ・ 5年毎の年金改定率は、ネット所得の上昇率とした。
- 財源率の設定条件
  - ・ 本格的な高齢社会においては、一定の財源率（最終財源率）で年金財政が安定的に運営できること。
  - ・ 後代になるほど財源率の引上げ幅が大きくなるよう配慮すること。
  - ・ 制度の成熟途上においては、単年度収支が赤字にならないようにすること。
  - ・ 経済情勢が短期間のうちに急激に変動した場合にも対処できる一定の積立金を常に保有すること。

### 資料第5-16 組合員数及び年金受給権者数の見通し

(単位：千人)

年 度		組 合 員 数	年 金 受 給 権 者 数						成 熟 度	
平成	西 暦		退 職 共 済 年 金			障 害 共 済 年 金	遺 族 共 済 年 金	合 計	退 年 相 当 (%)	合 計 (%)
			退 年 相 当	通 年 相 当	別 個 の 給 付					
7	1995	3,317	1,221	104	—	30	363	1,718	36.8	51.8
12	2000	3,317	1,361	140	—	33	459	1,993	41.0	60.1
17	2005	3,317	1,420	163	116	37	555	2,291	42.8	69.1
22	2010	3,317	1,398	183	436	40	647	2,704	42.1	81.5
27	2015	3,317	1,523	248	580	41	732	3,124	45.9	94.2
32	2020	3,317	1,636	384	576	41	798	3,435	49.3	103.6
37	2025	3,317	1,673	542	502	41	845	3,603	50.5	108.6
42	2030	3,317	1,638	657	461	41	882	3,679	49.4	110.9
47	2035	3,317	1,555	735	480	40	916	3,726	46.9	112.4
52	2040	3,317	1,474	788	499	41	932	3,733	44.4	112.6
57	2045	3,317	1,414	813	549	41	920	3,738	42.6	112.7
62	2050	3,317	1,420	830	593	42	892	3,777	42.8	113.9
67	2055	3,317	1,476	857	576	41	875	3,826	44.5	115.3
72	2060	3,317	1,521	883	535	41	881	3,862	45.9	116.4

- (注) 1 年度末の値である。  
 2 組合員数は、平成4年度末組合員数で一定とした。  
 3 退年相当は、退職共済年金のうち組合員期間25年以上(経過的に20～24年を含む。)の者、退職年金及び減額退職年金の合計である。ただし、別個の給付を含まない。  
 4 通年相当は、退職共済年金のうち組合員期間25年未満(経過的に20～24年を除く。)の者及び通算退職年金の合計である。ただし、別個の給付を含まない。

退職共済年金のうち退年相当の受給権者数は、今後もさらに増加を続けピーク時の平成37年度末には1,673千人となり、成熟度は50.5%に達する見通しとなっている。この見通しは、平成元年再計算時の見通しにおけるピーク時に比べて人数で283千人、成熟度で9.3%低くなっているが、これは平成6年の地共法の一部改正により創設された別個の給付

が大きく影響したものである。また、別個の給付は、平成13年度から発生して支給開始年齢の経過措置が終了する平成25年度以降は50万人程度で推移する見込みである。

前記の経済要因を前提として、将来にわたって財政の安定が確保されるためには財源率の見通しがどのようになるかを推計した結果は、次（資料第5-17）のとおりである。

資料第5-17 将来収支見通し

(単位：億円)

年 度		財 源 率 (千分率)	収 入	支 出	収 支 差	年度末積立金
平 成	西 暦					
7	1995	199.00	67,105	47,941	19,164	289,934
12	2000	232.00	87,009	64,020	22,989	394,626
17	2005	259.50	108,254	83,883	24,370	507,208
22	2010	287.00	131,405	110,243	21,162	616,934
27	2015	314.50	156,459	140,573	15,886	700,110
32	2020	342.00	187,716	172,202	15,514	766,407
37	2025	356.00	224,344	203,848	20,496	854,390
42	2030	356.00	268,410	241,931	26,480	985,030
47	2035	356.00	324,623	291,144	33,479	1,151,214
52	2040	356.00	393,725	352,165	41,560	1,356,781
57	2045	356.00	475,004	425,502	49,502	1,606,489
62	2050	356.00	568,837	516,114	52,723	1,885,501
67	2055	356.00	681,190	625,093	56,096	2,184,244
72	2060	356.00	820,505	755,996	64,509	2,521,408
72	2060	356.00	820,505	755,996	64,509	2,521,408

(注) 1 給与改定率 4.0%、消費者物価上昇率 2.0%、運用利回り 5.5%、年金改定率はネット所得の上昇率とした。

2 将来収支見通しにおける財源率の設定条件

- (1) 本格的な高齢社会においては、一定の財源率（最終財源率）で年金財政が安定的に運営できること。
- (2) 後代になるほど財源率の引上げ幅が大きくなるよう配慮すること。
- (3) 制度の成熟途上においては、単年度収支が赤字にならないようにすること。
- (4) 経済情勢が短期間のうちに急激に変動した場合にも対処できる一定の積立金を常に保有すること。

この見通しでは、平成6年12月から再計算の結果に基づいて段階保険料率を適用した後、5年後の平成11年12月からは5年毎に財源率を千分の27.5ずつ引き上げていき、30年後の平成37年12月から最終財源率を千分の356で据え置くこととしている。このように財源率を引き上げていくとすれば、財源率の設定条件の4つをすべて満足することになったものである。

#### (4) 再計算結果に基づく定款変更

平成6年12月が再計算の時に当たっていたことから、運営審議会委員の懇談会を開催して年金財政及び再計算作業の状況を報告し、その後、再計算結果等について運営審議会では慎重な審議が行われた。

審議の過程では、各委員から、厳しい経済環境のなかで、掛金率の引上げについては組合



員の負担が過重にならないようにすべきであるという意見、今回の掛金率の引上げは世代間の負担の公平を保ちながら、健全で長期的に安定した年金制度を維持するためには避けて通れないものであり、また、当面段階的に引き上げる措置が採られているので止むを得ないという意見などが出された。

特に、審議中に焦点となっていた基礎年金の国庫負担割合の引上げの問題及び寒冷地手当を特別掛金の対象にする問題については、運営審議会において、同会長から委員の総意としてその早期解決に努力するよう理事長に要望された。これに対して理事長が「運営審議会の議論を踏まえ関係方面に強力に働きかける」旨の発言をしたのを受けて、掛金率及び負担金率を変更するための「地方公務員共済組合連合会定款の一部変更（案）」は同日原案どおり承認された。

この定款変更は、自治大臣の認可を受け、同年12月1日から適用されることになった。

なお、期末手当等に対する特別掛金及び特別掛金に係る負担金率は、平成7年4月1日から適用されることになった。

### 5 平成11年12月の再計算

#### (1) 平成11年再計算の特色

平成11年12月に実施された財政再計算については、3つの特色がある。その1は、地共政令の改正により、財政方式が従来の平準保険料方式から、自治大臣の定める基準に従って財源率を引き上げていく段階保険料方式へと変更されたことであり、その2は、今般の経済状況を勘案し、財源率の据置きが行われたことであり、その3は、組合員数の将来見通しを、従来の、組合員数が将来にわたって一定であるとした場合に加え、平成12年度における総人口及び厚生年金被保険者数に対する組合員数の割合が将来にわたって一定であるとした場合の合計3ケースを想定して財源率及び財政の見通しを作成したことである。

#### (2) 計算作業

まず、平成11年の地共法の一部改正を前提とした「長期給付額推計システム」の開発を行った。

また、この作業と並行して組合員等現況調査の結果を用いて平成7年度から平成9年度までの3年間における地方公務員共済組合の組合員、年金受給権者、年金待機者に関する様々な実績の分析を行い、計算基礎率、計算基礎データ等を作成した。

平成11年10月15日に財政方式を段階保険料方式に変更する地共政令の改正が行われたため、これに基づいて、長期給付額の推計等を行い、財源率及び財政の見通しを作成した。

基礎年金拠出金・交付金、年金保険者拠出金の見通しについては、国民年金法等の規定により、厚生省から自治省あてに報告された資料を基礎とした。

## (3) 再計算結果

## ① 将来の組合員数の見通し

組合員数の見通し3ケースについては、次(資料第5-18)のとおりで、平成9年度末組合員数が将来にわたって一定とするもののほか、平成12年度における総人口及び厚生年金被保険者数に対する組合員数の割合が将来にわたって一定とした場合の組合員数を算定している。その結果、対人口比率一定の場合では平成27年度から、対厚生年金被保険者数比率一定の場合では平成22年度からそれぞれ組合員数が減少しはじめて、平成72年度には、組合員数を一定とした場合に比べて、対人口比率一定の場合では約28%減の2,408千人、対厚生年金被保険者数比率一定の場合では約34%減の2,209千人となっていた。

資料第5-18 将来の組合員数の見通し

(単位：千人)

年 度		組 合 員 数		
		組合員数一定 (ケース①)	対人口比率一定 (ケース②)	対厚生年金 被保険者数比率一定 (ケース③)
平成	西暦			
12	2000	3,326	3,326	3,326
17	2005	3,326	3,326	3,326
22	2010	3,326	3,326	3,275
27	2015	3,326	3,314	3,165
32	2020	3,326	3,254	3,074
37	2025	3,326	3,169	3,001
42	2030	3,326	3,071	2,911
52	2040	3,326	2,856	2,627
62	2050	3,326	2,634	2,365
72	2060	3,326	2,408	2,209

## ② 改正法案による将来見通し

年金受給者のうち退年相当の受給者数は、平成12年度には1,369千人であるが、年を経る毎に増加し、平成37年度には1,785千人に達する見込みである。

一方、成熟度は平成12年度には約41%であるが、組合員数一定の場合は、年々上昇して20年後に約52%となり、その後は横ばいに推移していくこととなるが、対人口比率一定の場合及び対厚生年金被保険者数比率一定の場合では、組合員数の減少に伴い上昇を続け、平成72年度には約67%まで達する見込みであった。(資料第5-19)

第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

資料第5-19 組合員数、年金受給者数及び成熟度の見通し

ケース① 組合員数一定の場合

年 度		組合員数	年 金 受 給 者 数						成 熟 度	
			退 職 共 済 年 金				障 害	遺 族	合 計	退 年 相 当
平成	西 暦	A	退 年 相 当 B	通 年 相 当	別 個 の 給 付	共 済 年 金	共 済 年 金	C	B/A	C/A
		千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	%	%
12	2000	3,326	1,369	123	0	23	425	1,941	41.2	58.4
17	2005	3,326	1,462	148	108	28	498	2,244	44.0	67.5
22	2010	3,326	1,458	170	427	32	570	2,657	43.8	79.9
27	2015	3,326	1,604	233	485	34	637	2,993	48.2	90.0
32	2020	3,326	1,730	356	262	35	692	3,075	52.0	92.5
37	2025	3,326	1,785	503	15	36	739	3,077	53.7	92.5
42	2030	3,326	1,762	609	5	36	775	3,188	53.0	95.9
52	2040	3,326	1,624	726	0	37	830	3,217	48.8	96.7
62	2050	3,326	1,571	754	0	38	797	3,159	47.2	95.0
72	2060	3,326	1,661	775	0	38	766	3,241	49.9	97.4

(注) 1 年度末の値である。

2 退職共済年金のうち

(1) 退年相当とは、退職共済年金のうち組合員期間 25 年以上（経過的に 20～24 年を含む。）の者、退職年金及び減額退職年金の合計である。ただし、別個の給付は含まない。

(2) 通年相当とは、退職共済年金のうち組合員期間 25 年未満（経過的に 20～24 年を除く。）の者及び通算退職年金の合計である。ただし、別個の給付は含まない。

以下のケース②及びケース③についても同様。

第2節 被用者年金一元化前の財政再計算の経緯

ケース② 対人口比率一定の場合

年 度		組合員数	年 金 受 給 者 数						成 熟 度	
			退 職 共 済 年 金				障 害	遺 族	合 計	退年相当
平成	西暦	A	退年相当 B	通年相当	別個の給付	共済年金	共済年金	C	B/A	C/A
		千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	%	%
12	2000	3,326	1,369	123	0	23	425	1,941	41.2	58.4
17	2005	3,326	1,462	148	108	28	498	2,244	44.0	67.5
22	2010	3,326	1,458	170	427	32	570	2,657	43.8	79.9
27	2015	3,314	1,604	233	485	34	637	2,993	48.4	90.3
32	2020	3,254	1,730	356	262	35	692	3,075	53.2	94.5
37	2025	3,169	1,785	503	15	36	738	3,077	56.3	97.1
42	2030	3,071	1,762	609	5	36	775	3,187	57.4	103.8
52	2040	2,856	1,624	723	0	36	829	3,211	56.9	112.4
62	2050	2,634	1,568	742	0	35	791	3,136	59.5	119.0
72	2060	2,408	1,613	740	0	33	748	3,134	67.0	130.2

第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

ケース③ 対厚生年金被保険者数比率一定の場合

年 度		組合員数	年 金 受 給 者 数						成 熟 度	
			退 職 共 済 年 金				障 害	遺 族	合 計	退 年 相 当
平成	西 暦	A	退 年 相 当 B	通 年 相 当	別 個 の 給 付	共 済 年 金	共 済 年 金	C	B/A	C/A
		千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	%	%
12	2000	3,326	1,369	123	0	23	425	1,941	41.2	58.4
17	2005	3,326	1,462	148	108	28	498	2,244	44.0	67.5
22	2010	3,275	1,458	170	427	32	570	2,657	44.5	81.1
27	2015	3,165	1,604	233	484	34	637	2,992	50.7	94.5
32	2020	3,074	1,730	355	262	35	692	3,074	56.3	100.0
37	2025	3,001	1,785	502	15	35	738	3,075	59.5	102.5
42	2030	2,911	1,762	607	5	35	774	3,183	60.5	109.4
52	2040	2,627	1,623	715	0	35	825	3,198	61.8	121.7
62	2050	2,365	1,535	725	0	33	780	3,074	64.9	129.9
72	2060	2,209	1,504	693	0	30	723	2,950	68.1	133.5

今回の財政再計算における財政見通しは、財源率を5年間据置き、以後5年毎に引き上げていき、将来にわたって財政の均衡を保つことを前提として算定されている。

その結果（資料第5-20）、公的負担割合を現行の3分の1のままとした場合の最終財源率は、組合員数一定の場合では平成26年12月から千分の286と、対人口比率一定の場合及び対厚生年金被保険者数比率一定の場合には平成36年12月からそれぞれ千分の323及び千分の333となった。

一方、公的負担割合を2分の1に引き上げた場合の最終財源率は、組合員数一定の場合では平成26年12月から千分の268と、対人口比率一定の場合及び対厚生年金被保険者数比率一定の場合には平成36年12月からそれぞれ千分の305及び千分の314となっており、公的負担割合が3分の1から2分の1に引き上げた場合の最終財源率への影響は、いずれの場合においても千分の18程度低くなった。

第2節 被用者年金一元化前の財政再計算の経緯

資料第5-20 将来収支見通し

ケース① 組合員数一定の場合

I 公的負担割合が3分の1である場合

(単位：億円)

年 度		収 入	支 出	収支差額	年度末積立金	財政指標		財源率 (千分率)
平成	西暦					収支比率 (%)	積立比率 (倍)	
12	2000	68,619	52,793	15,826	365,777	76.9	6.6	208.2
17	2005	79,073	63,072	16,001	436,920	79.8	6.7	235.7
22	2010	90,193	76,251	13,943	504,589	84.5	6.4	263.2
27	2015	100,606	90,301	10,305	553,976	89.8	6.0	286.0
32	2020	107,531	99,427	8,104	596,563	92.5	5.9	286.0
37	2025	116,710	107,793	8,917	635,500	92.4	5.8	286.0
42	2030	129,641	118,816	10,825	686,220	91.7	5.7	286.0
52	2040	164,695	152,114	12,580	804,080	92.4	5.2	286.0
62	2050	203,796	193,260	10,536	925,087	94.8	4.7	286.0
72	2060	250,422	247,174	3,248	983,902	98.7	4.0	286.0

(注) 賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.5%、運用利回り4.0%、年金改定率は年当たり2.5%(ただし、平成36年財政再計算期までは2.3%)。

以下の表についても同様。

II 公的負担割合が2分の1となった場合

(単位：億円)

年 度		収 入	支 出	収支差額	年度末積立金	財政指標		財源率 (千分率)
平成	西暦					収支比率 (%)	積立比率 (倍)	
12	2000	68,619	52,793	15,826	365,777	76.9	6.6	208.2
17	2005	78,992	63,083	15,910	438,046	79.9	6.7	223.2
22	2010	89,999	76,264	13,736	505,679	84.7	6.5	248.2
27	2015	100,211	90,316	9,894	554,443	90.1	6.0	268.0
32	2020	107,265	99,444	7,821	595,540	92.7	5.9	268.0
37	2025	116,434	107,813	8,621	633,121	92.6	5.8	268.0
42	2030	129,454	118,840	10,614	682,557	91.8	5.7	268.0
52	2040	165,924	152,114	13,809	806,509	91.7	5.2	268.0
62	2050	206,358	193,260	13,098	947,660	93.7	4.8	268.0
72	2060	253,600	247,174	6,426	1,035,768	97.5	4.2	268.0

第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

ケース② 対人口比率一定の場合

I 公的負担割合が3分の1である場合

(単位：億円)

年 度		収 入	支 出	収支差額	年度末積立金	財政指標		財源率 (千分率)
平成	西暦					収支比率 (%)	積立比率 (倍)	
12	2000	68,619	52,793	15,826	365,777	76.9	6.6	208.2
17	2005	79,073	63,072	16,001	436,920	79.8	6.7	235.7
22	2010	90,193	76,251	13,943	504,589	84.5	6.4	263.2
27	2015	101,517	90,230	11,287	555,280	88.9	6.0	290.7
32	2020	114,380	98,901	15,478	610,980	86.5	6.0	318.2
37	2025	125,449	106,471	18,978	692,560	84.9	6.3	323.0
42	2030	138,669	116,259	22,410	798,016	83.8	6.7	323.0
52	2040	170,730	144,911	25,818	1,042,034	84.9	7.0	323.0
62	2050	200,027	179,048	20,979	1,283,755	89.5	7.1	323.0
72	2060	229,382	220,298	9,084	1,418,444	96.0	6.4	323.0

II 公的負担割合が2分の1となった場合

(単位：億円)

年 度		収 入	支 出	収支差額	年度末積立金	財政指標		財源率 (千分率)
平成	西暦					収支比率 (%)	積立比率 (倍)	
12	2000	68,619	52,793	15,826	365,777	76.9	6.6	208.2
17	2005	78,992	63,083	15,910	438,046	79.9	6.7	223.2
22	2010	89,999	76,264	13,736	505,679	84.7	6.5	248.2
27	2015	101,223	90,245	10,978	555,881	89.2	6.0	273.2
32	2020	113,621	98,918	14,703	609,824	87.1	6.0	298.2
37	2025	125,014	106,491	18,524	687,718	85.2	6.3	305.0
42	2030	138,241	116,283	21,959	790,872	84.1	6.6	305.0
52	2040	171,340	144,911	26,429	1,036,804	84.6	7.0	305.0
62	2050	201,463	179,048	22,416	1,289,755	88.9	7.1	305.0
72	2060	230,870	220,298	10,572	1,439,576	95.4	6.5	305.0

## 第2節 被用者年金一元化前の財政再計算の経緯

ケース③ 対厚生年金被保険者数比率一定の場合

### I 公的負担割合が3分の1である場合

(単位：億円)

年 度		収 入	支 出	収支差額	年度末積立金	財政指標		財源率 (千分率)
平成	西暦					収支比率 (%)	積立比率 (倍)	
12	2000	68,619	52,793	15,826	365,777	76.9	6.6	208.2
17	2005	79,073	63,072	16,001	436,920	79.8	6.7	235.7
22	2010	89,739	76,009	13,730	504,320	84.7	6.5	263.2
27	2015	99,195	89,323	9,872	550,745	90.0	6.1	290.7
32	2020	110,084	97,590	12,494	595,246	88.7	6.0	318.2
37	2025	122,012	105,030	16,983	660,742	86.1	6.1	333.0
42	2030	134,110	114,610	19,499	753,551	85.5	6.4	333.0
52	2040	160,480	141,093	19,387	950,800	87.9	6.6	333.0
62	2050	183,035	171,104	11,930	1,108,293	93.5	6.4	333.0
72	2060	209,004	205,252	3,752	1,176,351	98.2	5.7	333.0

### II 公的負担割合が2分の1となった場合

(単位：億円)

年 度		収 入	支 出	収支差額	年度末積立金	財政指標		財源率 (千分率)
平成	西暦					収支比率 (%)	積立比率 (倍)	
12	2000	68,619	52,793	15,826	365,777	76.9	6.6	208.2
17	2005	78,992	63,083	15,910	438,046	79.9	6.7	223.2
22	2010	89,524	76,022	13,502	505,374	84.9	6.5	248.2
27	2015	98,852	89,338	9,514	551,092	90.4	6.1	273.2
32	2020	109,293	97,607	11,686	593,587	89.3	6.0	298.2
37	2025	121,296	105,050	16,245	654,955	86.6	6.1	314.0
42	2030	133,328	114,634	18,693	743,861	86.0	6.3	314.0
52	2040	160,385	141,093	19,292	937,824	88.0	6.5	314.0
62	2050	183,235	171,104	12,130	1,096,638	93.4	6.3	314.0
72	2060	208,818	205,252	3,566	1,165,032	98.3	5.7	314.0

#### (4) 運営審議会での審議

運営審議会は、財政再計算の結果等について、慎重な審議が行われた。

審議の過程では、「地共済財政の長期的な安定と組合員負担の軽減を図る観点から、基礎年金の公的負担割合を直ちに2分の1に引き上げるよう、政府関係機関に働きかけ、その実現に努めてもらいたい」、「制度改革や一元化議論に際し、制度の堅持と拡充にむけて連合会としても積極的に努力してもらいたい」、「財政再計算に関する情報について、組合員に対する周知徹底を図るとともに、今後とも情報提供と民主的な運営に努めてもらいたい」という意見・要望が出されるとともに、運営審議会において財源率の据置きを前提とした財政再計算結果が了承された。

なお、財政再計算についてのリーフレット「健全な年金財政のために」を2回にわたり作成し、各共済組合の協力のもと、全組合員への配布を行った。



## 6 平成15年4月の総報酬制導入に伴う掛金率・負担金率の見直し

### (1) 総報酬制の導入

総報酬制導入前の年金制度では、同じ年収を得ている者を比較した場合に、毎月の給料と期末手当等との割合が異なることによって、保険料の負担に差異があり、かねてから不公平であるという問題が生じていた。この世代内の負担の公平を図ることを目的として、すべての被用者年金制度に総報酬制が導入されることとなった。

総報酬制の導入により、総報酬をベースに保険料を賦課し、総報酬を基礎として年金額を計算するしくみに変更された。

この場合、被用者年金制度全般でみると、公務員を含む第2号被保険者全体の月収に対するボーナス割合が0.3であることから、総報酬は月収ベースと比較して1.3倍ということになり、単に月収を総報酬に置き換えるだけでは、給付がその分だけ増加することになるので、報酬比例部分の年金計算の給付乗率を一律1.3で除した率にすることによって、被用者年金制度全体で給付が中立的になるように変更されたものである。

### (2) 見直し結果

連合会では、総報酬制導入に伴う財源率の見直し等を行った。

この見直しにあっては、現行の財源率及び特別掛金率等をもとにし、総報酬制導入前後において、負担がイコールになるように財源率を見直すこととなった。見直し後の財源率の算定に当たっては、期末手当等の割合については、0.3とされた。

なお、毎月の給料との割合については、掛金算定の賦課対象となる給料は諸手当を含まないものであることから、諸手当分を調整して財源率に手当率（一般組合員にあっては1.25）を乗じたものとし、期末手当等との割合については、財源率そのままとなっている。

掛金率についても、財源率と同様に算定の方法が定められ、負担金率は財源率から掛金率を控除することにより求めた。

これにより、見直した財源率、掛金率及び負担金率は資料第5-21のとおりとなった。

総報酬制導入に伴い、毎月の給料と期末手当等で負担が平準化され、前年度と比べると、給料から負担する掛金は少なくなり、その代わりに期末手当等から負担する掛金は増加することとなった。

(注) 地方公共団体の長である組合員に係る財源率について、平成7年の法改正により長期組合員と区分せずにより一本化することとされたことから、今回の見直しで、長期組合員の特別職等の組合員と同一の率を適用することとされた。

### (3) 見直し結果に基づく定款変更

この見直しのための「地方公務員共済組合連合会定款の一部変更（案）」について、運営審議会に諮った。

同運営審議会では、地方公務員の給与が減額される中で実質負担を変更しない配慮が必要であるという意見や、期末手当等の割合については地方公務員の実態に即した割合とすべき

という意見があったが、連合会としては、運営審議会での意見を踏まえ、総務省に対し、次期財政再計算においては地方公務員の実態に即した、期末手当等の割合で行うように要請することとし、原案通り了承された。

その後、総務大臣の認可を受け、平成15年4月1日から実施された。

また、総報酬制導入に伴う掛金率の見直しについてリーフレットを作成し、各共済組合を通じて全組合員に配布した。

**資料第5-21 総報酬制導入に伴う財源率の算定について**

1. 総報酬制導入前の財源率

区 分	給料との割合	期末手当等との割合
財 源 率	千分の 208.2	千分の 10.0
掛 金 率	千分の 103.5	千分の 5.0
負 担 金 率	千分の 104.7	千分の 5.0

2. 財源率の算定

$$\begin{aligned} \cdot \text{財 源 率} &= \frac{1 \times 208.2\% + 1.25 \times 0.3 \times 10.0\%}{(1.25 + 1.25 \times 0.3)} \\ &= 130.43\% \Rightarrow \text{千分の } 130.5 \\ \cdot \text{給料と掛金及び負担金との割合} &\dots\dots\dots \text{千分の } 163.1 \quad (= 130.5\% \times 1.25) \\ \cdot \text{期末手当等と掛金及び負担金との割合} &\dots\dots\dots \text{千分の } 130.5 \end{aligned}$$

3. 掛金率の算定

$$\begin{aligned} \cdot \text{掛 金 率} &= \frac{1 \times 103.5\% + 1.25 \times 0.3 \times 5.0\%}{(1.25 + 1.25 \times 0.3)} \\ &= 64.84\% \Rightarrow \text{千分の } 64.8 \\ \cdot \text{給料と掛金との割合} &\dots\dots\dots \text{千分の } 81.0 \quad (= 64.8\% \times 1.25) \\ \cdot \text{期末手当等と掛金との割合} &\dots\dots\dots \text{千分の } 64.8 \end{aligned}$$

4. 負担金率の算定

$$\begin{aligned} \cdot \text{給料と負担金との割合} &\dots\dots\dots \text{千分の } 82.1 \quad (= 163.1\% - 81.0\%) \\ \cdot \text{期末手当等と負担金との割合} &\dots\dots\dots \text{千分の } 65.7 \quad (= 130.5\% - 64.8\%) \end{aligned}$$

5. まとめ

区 分		(千分率)			
		給料または期末手当等 と掛金との割合		給料または期末手当等 と負担金との割合	
		変更前	変更後	変更前	変更後
長 期 組 合 員	給 料 の 額 に 乗 じ る 数 値	103.5 (82.8)	81.0 (64.8)	104.7 (83.76)	82.1 (65.7)
	期 末 手 当 等 の 額 に 乗 じ る 数 値	5.0	64.8	5.0	65.7

( ) 書きは、特別職に係る割合である。

## 7 平成16年10月の再計算

### (1) 平成16年再計算の特色

平成16年10月の財政再計算については、主に、次に挙げる4つの地共法の改正内容のもとで、実施された。

その1は、国家公務員共済組合と財政単位が一元化されることである。この一元化は、組織、制度としてはそれぞれ独立したままで、平成21年までに保険料率を一本化し、両制度間でお互いに助け合うように財政調整を行うことである。

その2は、年金改定の仕組みとして、マクロ経済スライドが導入されたことである。共済年金は、厚生年金とは異なり、給付水準の改正のみを厚生年金に準拠することとしたものである。

その3は、財政再計算の方式が、おおむね100年程度の財政均衡期間を設定し、積立金を活用する有限均衡方式へと変更されたことである。

その4は、公的負担割合が引き上げられたことである。基礎年金拠出金に係る公的負担割合が、3分の1から段階的に平成21年度までに2分の1へ引き上げられることである。

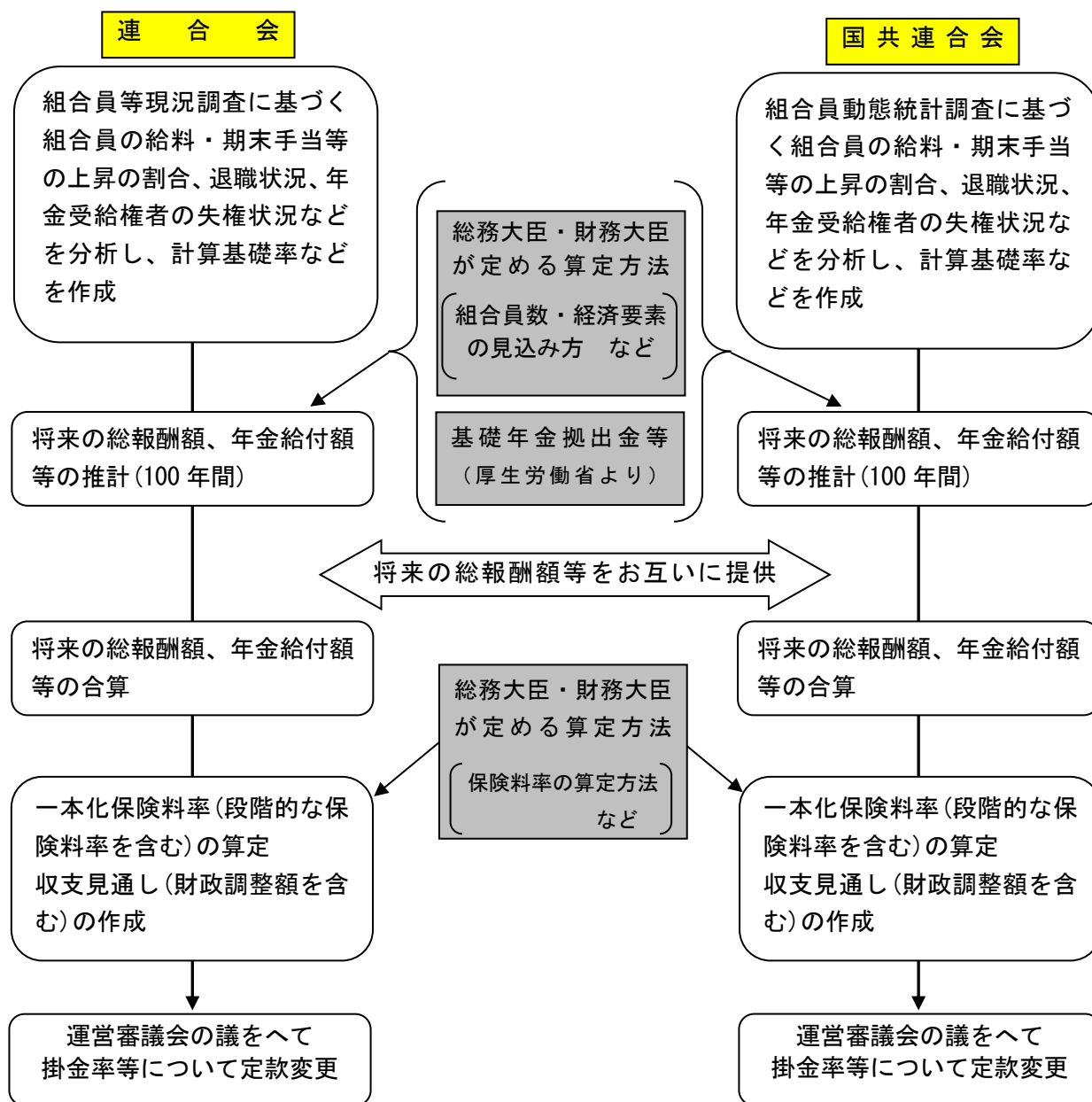
### (2) 計算作業

今回の財政再計算は、国家公務員共済組合との財政単位の一元化を前提として行うことから、国共連合会と組織的に調整を行う必要があった。

作業の第1段階として、地方公務員共済組合の長期給付に係る給料・給付等の将来推計を行うためのシステムである「長期給付額推計システム」について、総報酬制に対応するためのシステム修正を行った。その後、第2段階として、平成16年の地共法の改正に対応するためのシステム修正を行い、財政再計算の準備をとり進めた。

また、このシステム修正作業と並行して、平成12年度から平成14年度までの3年間における、組合員等現況調査の結果を用いて、地方公務員共済組合の組合員、年金受給権者、年金待機者に関する様々な実績の分析を行い、地方公務員共済組合の実態に基づいた計算基礎率、計算基礎データ等を作成した。以上のシステム修正、計算基礎率、計算基礎データの算定に当たっては、国共連合会と連絡、調整しながらとり進めた。

<参考>平成16年財政再計算の作業の流れ



連合会と国共連合会それぞれで、財政再計算作業に必要な将来の総報酬額、給付額等の基礎数を算定し、その後、お互いの基礎数、その他必要なデータを交換して、保険料率及び財政の見通しを作成した。また、基礎数及び財政再計算結果について、お互いに検証を行った。

なお、基礎年金拠出金・交付金、年金保険者拠出金の見通しについては、国民年金法等の規定により、厚生労働省から総務省あてに報告された資料を基礎とした。

### (3) 再計算結果

#### ① 組合員数、年金受給者数及び成熟度の見通し

組合員数、年金受給者数及び成熟度の見通しについては、資料第5-22のとおりである。

組合員数の見通しについては、日本の将来推計人口（平成14年1月推計）における生産年齢人口を基礎として見込むこととされた。

地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の全体としての組合員数は、平成17年度の417万人が、生産年齢人口の減少に伴い、徐々に減少していき、平成112年度には147万人（平成17年度の35%）になるものと見込んだ。なお、生産年齢人口は同期間に8,459万人から3,485万人（平成17年度の41%）に減少する見込みとなっている。

一方、全年金受給者数のうち退年相当受給者数は、平成17年度では217万人であるが、当面は団塊の世代の組合員が退職していくことなどから、今後急激に増加していき15年後の平成32年度には270万人になり、その後は組合員数の減少の影響が徐々に出て、平成112年度には123万人（平成17年度の57%）になるものと見込んだ。

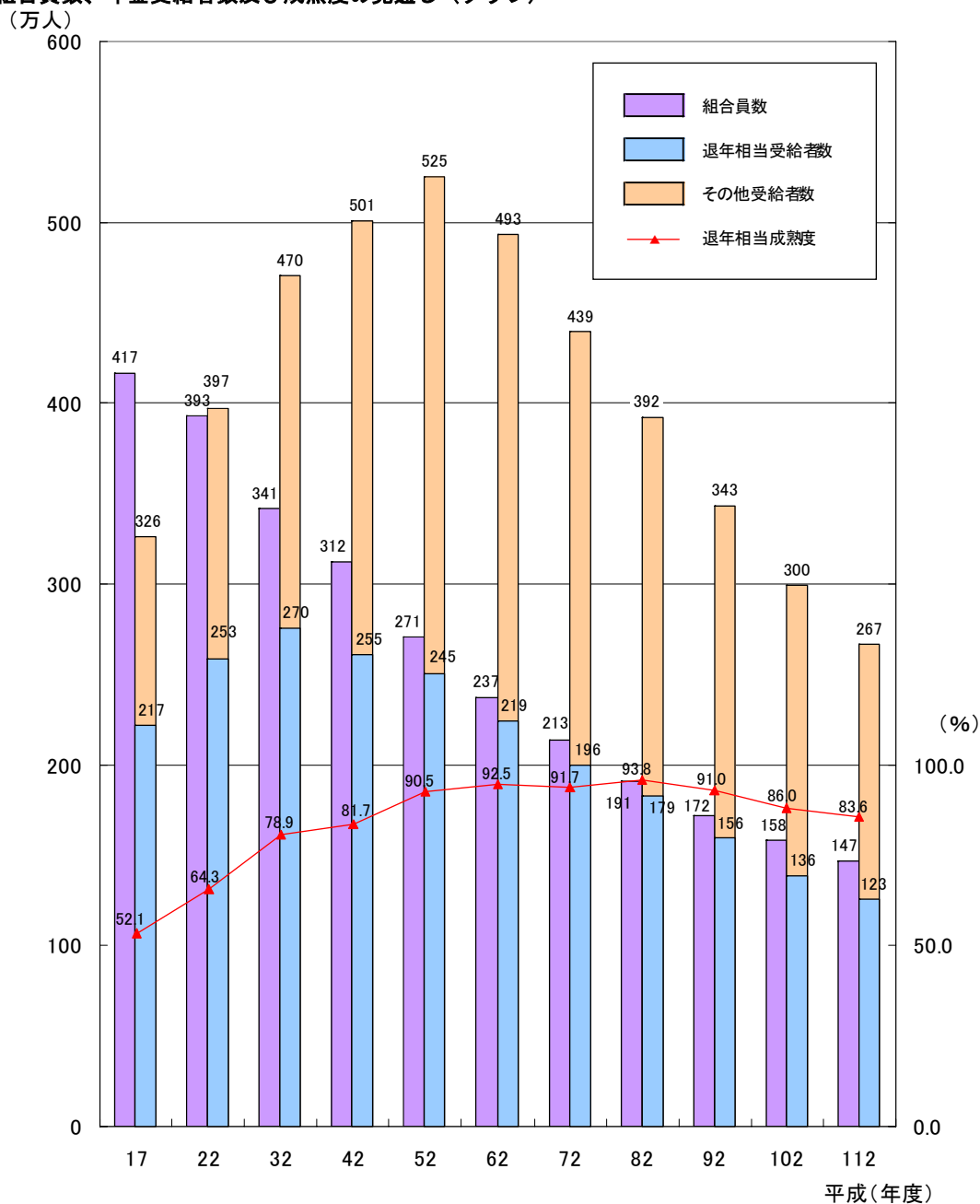
その結果、成熟度は、平成17年度の52.1%から年々増加していくが、40年後には90%台の前半で推移し、その後減少して、平成112年度には83.6%となった。

資料第5-22 組合員数、年金受給者数及び成熟度の見通し（表）

（単位：千人）

年度		組合員数 ①	年金受給者数					成熟度	
			退職共済年金		障 害 共済年金	遺 族 共済年金	合 計 ③	退年相当 ②/① %	合 計 ③/① %
平成	西暦	退年相当 ②	通年相当						
17	2005	4,165	2,171	275	38	775	3,259	52.1	78.2
18	2006	4,114	2,207	312	39	800	3,358	53.7	81.6
19	2007	4,062	2,277	361	40	825	3,503	56.1	86.3
20	2008	4,012	2,364	408	41	851	3,665	58.9	91.3
21	2009	3,961	2,448	456	42	876	3,823	61.8	96.5
22	2010	3,927	2,526	502	43	902	3,973	64.3	101.2
27	2015	3,629	2,744	687	47	1,027	4,506	75.6	124.2
32	2020	3,414	2,695	818	48	1,140	4,702	78.9	137.7
37	2025	3,263	2,559	928	49	1,230	4,765	78.4	146.1
42	2030	3,122	2,551	1,108	49	1,301	5,009	81.7	160.4
52	2040	2,710	2,452	1,342	45	1,410	5,250	90.5	193.8
62	2050	2,371	2,193	1,333	41	1,365	4,932	92.5	208.0
72	2060	2,135	1,958	1,203	37	1,195	4,393	91.7	205.8
82	2070	1,906	1,789	1,066	32	1,031	3,918	93.8	205.5
92	2080	1,719	1,564	935	28	900	3,428	91.0	199.4
102	2090	1,579	1,359	815	25	797	2,995	86.0	189.7
112	2100	1,466	1,226	724	22	697	2,670	83.6	182.1

組合員数、年金受給者数及び成熟度の見通し（グラフ）



## ② 保険料率の見通し

保険料率は、

- I 今後、保険料率を毎年引き上げることとなるので、組合員の負担増に配慮する必要があること
- II 最終保険料率は、厚生年金の 183%を上回るものの 188~192%で収まる見通しであること
- III 毎年の収支状況において、長期給付の支給に支障が生じる事態は予想されないことから、総務大臣の定める算定方法に基づき、改正前の 130.3%<sup>(註1)</sup>を、平成 16 年の 10 月

(平成17年以降は9月)から最終保険料率に到達するまで、毎年3.54%ずつ引き上げることとした。

最終保険料率は、積立度合(2100年度)の1から4によって異なるが、平成32年または平成33年度に188%から192%(資料第5-23)に到達するものとなった。

なお、国家公務員共済組合については、平成21年に地方公務員共済組合と同一の保険料率とするため、平成21年までは1.29%、その後は地方公務員共済組合と同様3.54%ずつ引上げられることとされた。

資料第5-23 保険料率(総報酬ベース)の見通し

(単位:%)

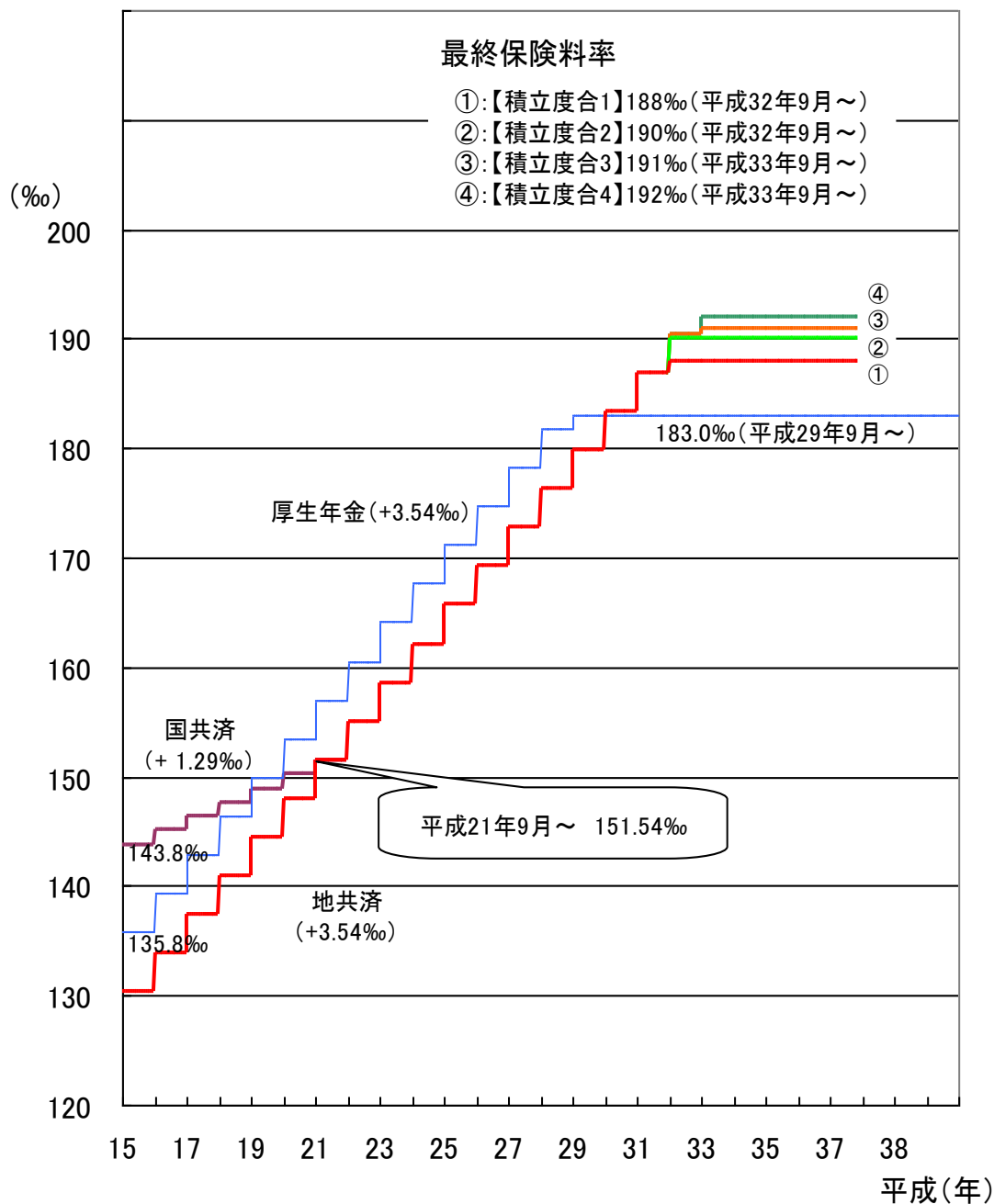
改定時期	地共済		国共済	
現行	130.3 (注1)		143.8	
平成16年(2004年)10月	133.84 (+3.54)		145.09 (+1.29)	
平成17年(2005年)9月	137.38 (+3.54)		146.38 (+1.29)	
平成18年(2006年)9月	140.92 (+3.54)		147.67 (+1.29)	
平成19年(2007年)9月	144.46 (+3.54)		148.96 (+1.29)	
平成20年(2008年)9月	148.00 (+3.54)		150.25 (+1.29)	
平成21年(2009年)9月	151.54 (地共済:+3.54、国共済:+1.29)			
平成22年(2010年)9月	155.08 (+3.54)			
平成23年(2011年)9月	158.62 (+3.54)			
平成24年(2012年)9月	162.16 (+3.54)			
平成25年(2013年)9月	165.70 (+3.54)			
平成26年(2014年)9月	169.24 (+3.54)			
平成27年(2015年)9月	172.78 (+3.54)			
平成28年(2016年)9月	176.32 (+3.54)			
平成29年(2017年)9月	179.86 (+3.54)			
平成30年(2018年)9月	183.40 (+3.54)			
平成31年(2019年)9月	186.94 (+3.54)			
平成32年(2020年)9月	188 (+1.06)	190 (+3.06)	190.48 (+3.54)	
平成33年(2021年)9月～	188 ( - )	190 ( - )	191 (+0.52)	192 (+1.52)
	積立度合1	積立度合2	積立度合3	積立度合4

(注1) 130.3%は、現行の130.5%から公務上の障害共済年金等に係る率を除いたものである。

(注2) 平成16年10月以降の保険料率は、公務外給付に係る率であり、労使折半である。



保険料率(総報酬ベース)の見通し(グラフ)



### ③ 財政の見通し

財政の見通しについては、財政均衡期間終了時である平成112年度末の積立度合が1、2、3及び4の4つのケースについて算定することとされた(資料第5-24①～④)。なお、厚生年金において、財政均衡期間終了時の積立度合は1年分とされている。

4つのケースとも、単年度収支(収支差額)は、今後約60年間は黒字で推移し、その後は、収支差額がマイナスとなっている。これは、平成17年度末の積立度合が6.1年分と高

く、平成112年度末に指定された積立度合（1～4年分）とするために、積立金を取り崩すということを表している。

資料第5-24① 財政の見通し（積立度合1の場合）

年度		保険料率 ‰	収入				支出 ② 億円	収支差額 ①-② 億円	年度末 積立金 億円	積立 度合
			掛金 億円	負担金 億円	運用収入 億円	計 ① 億円				
平成	西暦									
17	2005	国共 146.38 地共 137.38	20,624	48,241	7,383	76,249	76,084	165	465,226	6.1
18	2006	国共 147.67 地共 140.92	21,332	48,050	10,616	79,997	76,728	3,269	468,495	6.1
19	2007	国共 148.96 地共 144.46	22,078	47,954	12,082	82,114	77,665	4,449	472,945	6.0
20	2008	国共 150.25 地共 148.00	22,841	48,099	14,064	85,004	79,276	5,728	478,672	6.0
21	2009	151.54	23,458	50,479	15,187	89,123	82,178	6,945	485,617	5.8
22	2010	155.08	24,155	50,992	15,398	90,545	84,067	6,478	492,096	5.8
27	2015	172.78	27,703	50,980	16,384	95,067	88,749	6,319	523,321	5.8
32	2020	188	31,476	51,047	17,783	100,306	88,824	11,481	570,319	6.3
37	2025	188	33,281	49,981	19,699	102,961	89,855	13,106	631,982	6.9
42	2030	188	35,376	50,754	21,759	107,889	95,469	12,420	697,030	7.2
52	2040	188	38,649	55,146	24,730	118,526	112,874	5,653	787,942	6.9
62	2050	188	41,665	60,492	25,907	128,064	126,641	1,424	823,158	6.5
72	2060	188	45,264	66,104	25,753	137,120	139,410	△ 2,289	816,405	5.9
82	2070	188	49,467	72,643	23,891	146,001	156,289	△ 10,288	753,249	4.9
92	2080	188	55,961	81,355	19,782	157,098	171,311	△ 14,213	620,829	3.7
102	2090	188	62,510	90,004	14,789	167,302	186,247	△ 18,945	459,930	2.6
112	2100	188	70,189	100,494	7,206	177,889	207,650	△ 29,761	213,767	1.2

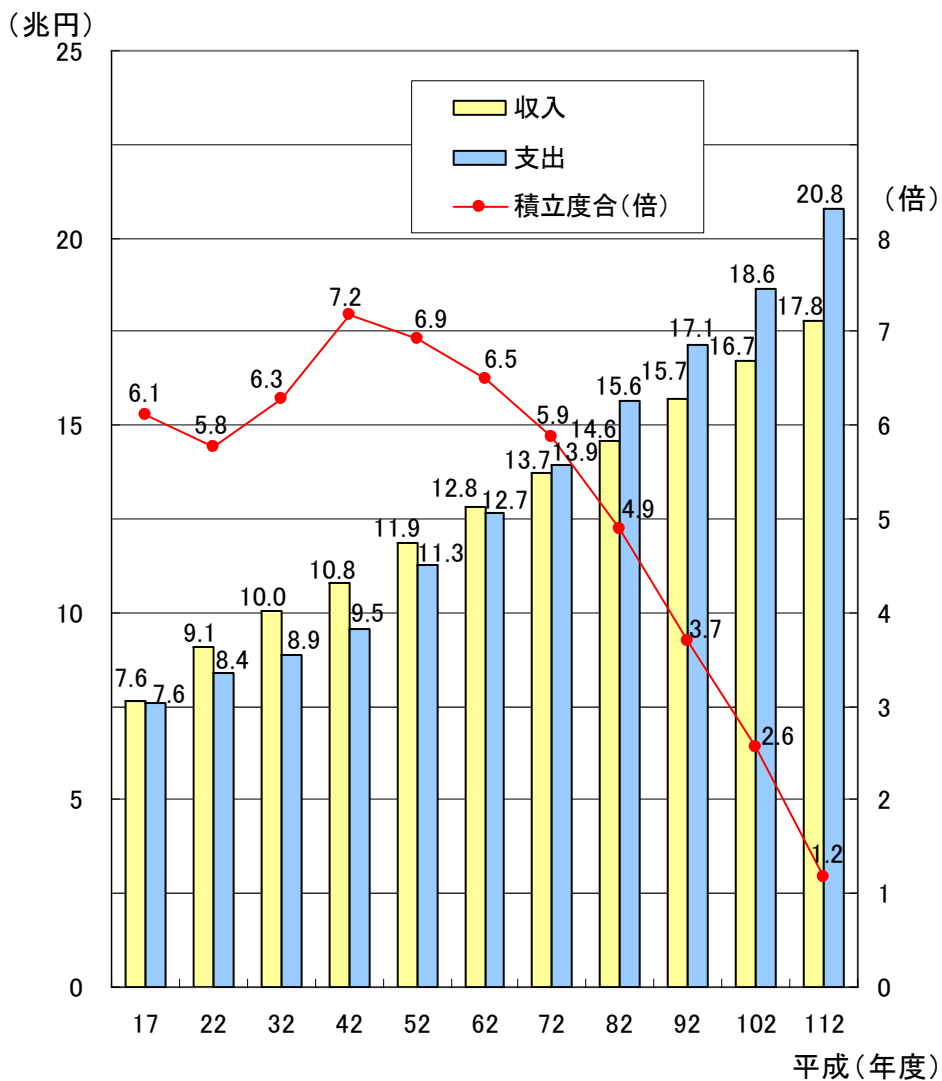
(注1) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.1%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.2%

(注2) 端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

以下の積立度合2、積立度合3及び積立度合4についても同様。

財政の見通し（積立度合1の場合）（グラフ）



資料第5-24② 財政の見通し（積立度合2の場合）

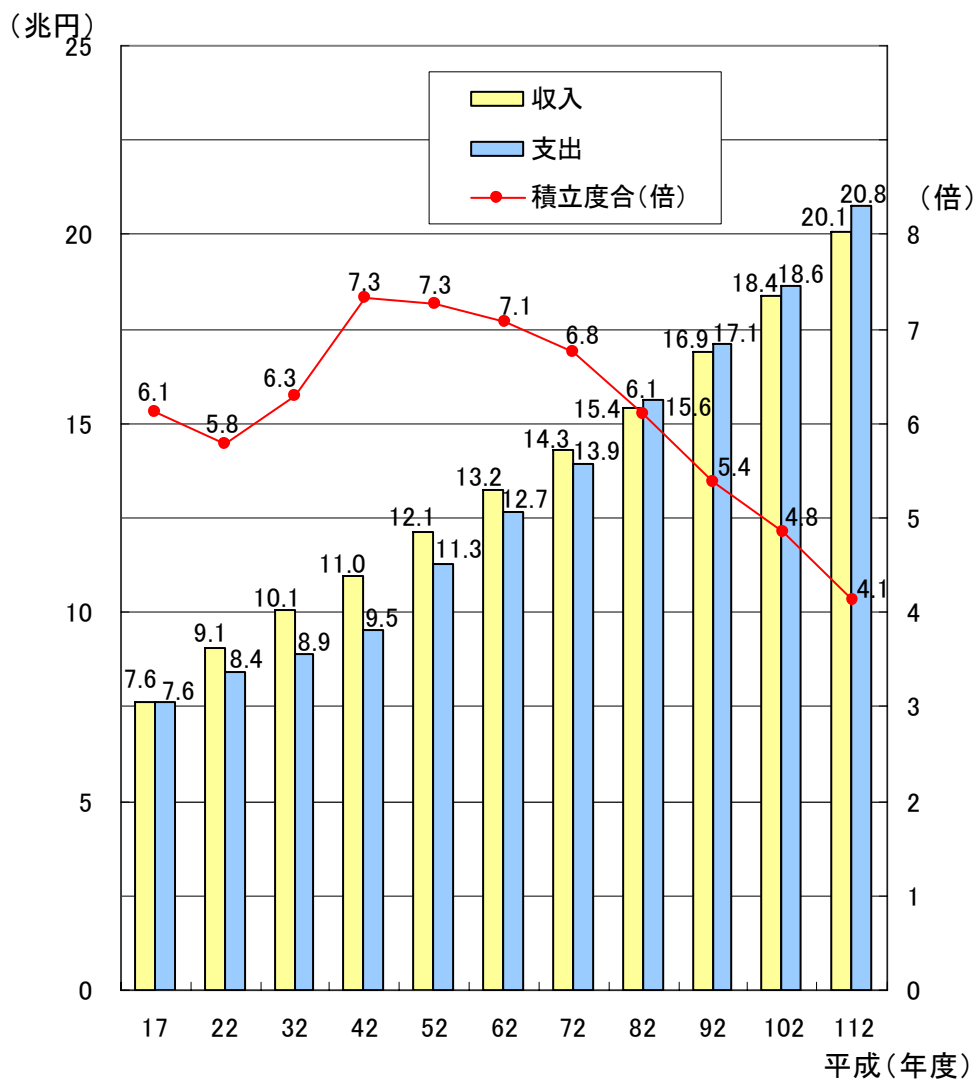
年度		保険料率 %	収入				支出 ② 億円	収支差額 ①-② 億円	年度末 積立金 億円	積立 度合
			掛金 億円	負担金 億円	運用収入 億円	計 ① 億円				
平成	西暦									
17	2005	国共 146.38 地共 137.38	20,624	48,241	7,383	76,249	76,084	165	465,226	6.1
18	2006	国共 147.67 地共 140.92	21,332	48,050	10,616	79,997	76,728	3,269	468,495	6.1
19	2007	国共 148.96 地共 144.46	22,078	47,954	12,082	82,114	77,665	4,449	472,945	6.0
20	2008	国共 150.25 地共 148.00	22,841	48,099	14,064	85,004	79,276	5,728	478,672	6.0
21	2009	151.54	23,458	50,479	15,187	89,123	82,178	6,945	485,617	5.8
22	2010	155.08	24,155	50,992	15,398	90,545	84,067	6,478	492,096	5.8
27	2015	172.78	27,703	50,980	16,384	95,067	88,749	6,319	523,321	5.8
32	2020	190	31,672	51,242	17,789	100,703	88,824	11,879	570,717	6.3
37	2025	190	33,635	50,335	19,819	103,789	89,855	13,934	636,194	6.9
42	2030	190	35,752	51,130	22,024	108,906	95,469	13,437	705,939	7.3
52	2040	190	39,061	55,557	25,384	120,002	112,874	7,129	809,447	7.1
62	2050	190	42,108	60,936	27,119	130,163	126,641	3,522	862,686	6.8
72	2060	190	45,745	66,585	27,755	140,085	139,410	676	881,457	6.3
82	2070	190	49,993	73,169	27,005	150,168	156,289	△ 6,121	854,222	5.5
92	2080	190	56,556	81,950	24,462	162,969	171,311	△ 8,342	772,383	4.6
102	2090	190	63,175	90,669	21,667	175,511	186,247	△ 10,736	682,445	3.7
112	2100	190	70,936	101,240	17,151	189,327	207,650	△ 18,323	535,249	2.7

(注1) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.1%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.2%

(注2) 端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

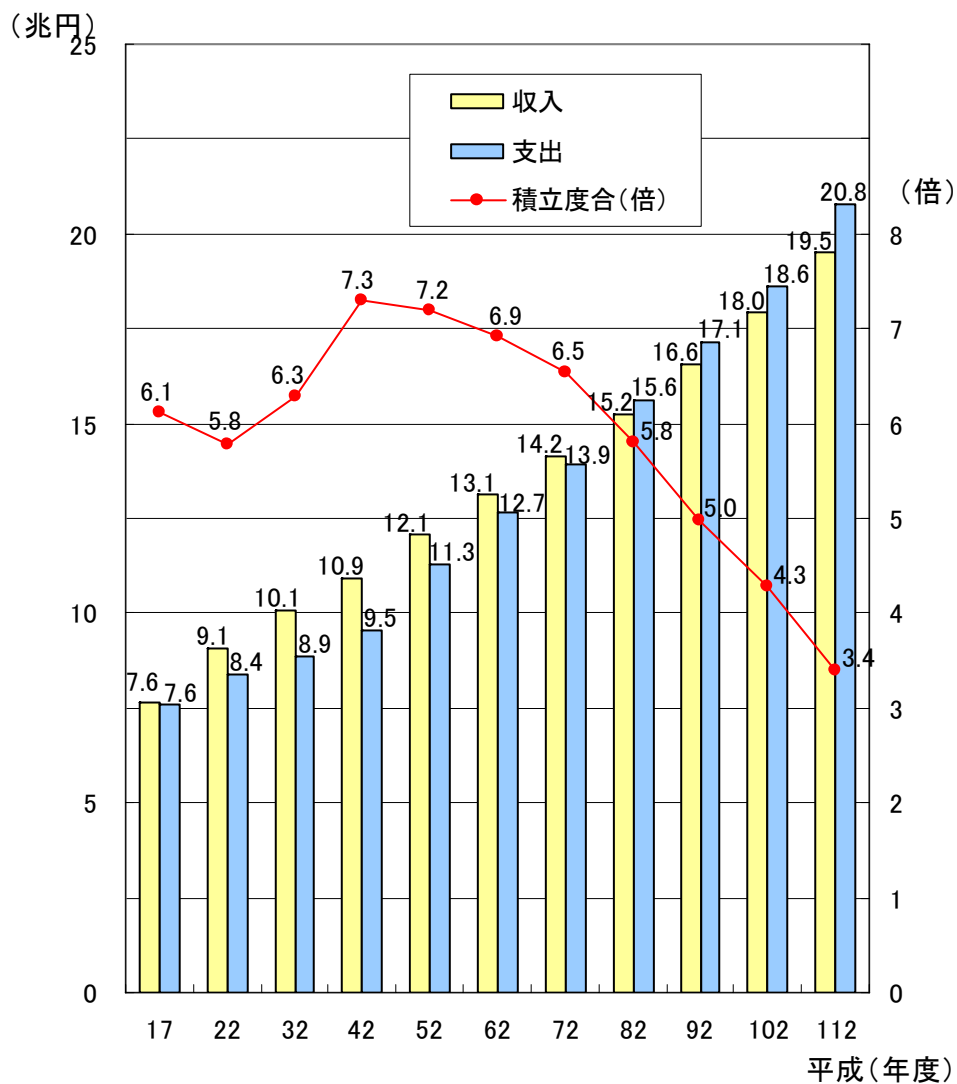
財政の見通し（積立度合2の場合）（グラフ）



資料第5-24③ 財政の見通し（積立度合3の場合）

年度		保険料率 %	収入				支出 ② 億円	収支差額 ①-② 億円	年度末 積立金 億円	積立 度合
			掛金 億円	負担金 億円	運用収入 億円	計 ① 億円				
平成	西暦									
17	2005	国共 146.38 地共 137.38	20,624	48,241	7,383	76,249	76,084	165	465,226	6.1
18	2006	国共 147.67 地共 140.92	21,332	48,050	10,616	79,997	76,728	3,269	468,495	6.1
19	2007	国共 148.96 地共 144.46	22,078	47,954	12,082	82,114	77,665	4,449	472,945	6.0
20	2008	国共 150.25 地共 148.00	22,841	48,099	14,064	85,004	79,276	5,728	478,672	6.0
21	2009	151.54	23,458	50,479	15,187	89,123	82,178	6,945	485,617	5.8
22	2010	155.08	24,155	50,992	15,398	90,545	84,067	6,478	492,096	5.8
27	2015	172.78	27,703	50,980	16,384	95,067	88,749	6,319	523,321	5.8
32	2020	190.48	31,719	51,289	17,791	100,799	88,824	11,975	570,813	6.3
37	2025	191.	33,812	50,512	19,872	104,196	89,855	14,341	638,094	6.9
42	2030	191.	35,940	51,319	22,149	109,407	95,469	13,938	710,153	7.3
52	2040	191.	39,266	55,763	25,701	120,730	112,874	7,857	819,869	7.2
62	2050	191.	42,330	61,157	27,711	131,198	126,641	4,557	881,999	6.9
72	2060	191.	45,986	66,826	28,737	141,549	139,410	2,139	913,363	6.5
82	2070	191.	50,256	73,433	28,536	152,225	156,289	△ 4,064	903,860	5.8
92	2080	191.	56,854	82,248	26,767	165,869	171,311	△ 5,442	846,998	5.0
102	2090	191.	63,507	91,002	25,057	179,566	186,247	△ 6,681	792,109	4.3
112	2100	191.	71,309	101,614	22,056	194,979	207,650	△ 12,671	693,807	3.4

財政の見通し（積立度合3の場合）（グラフ）

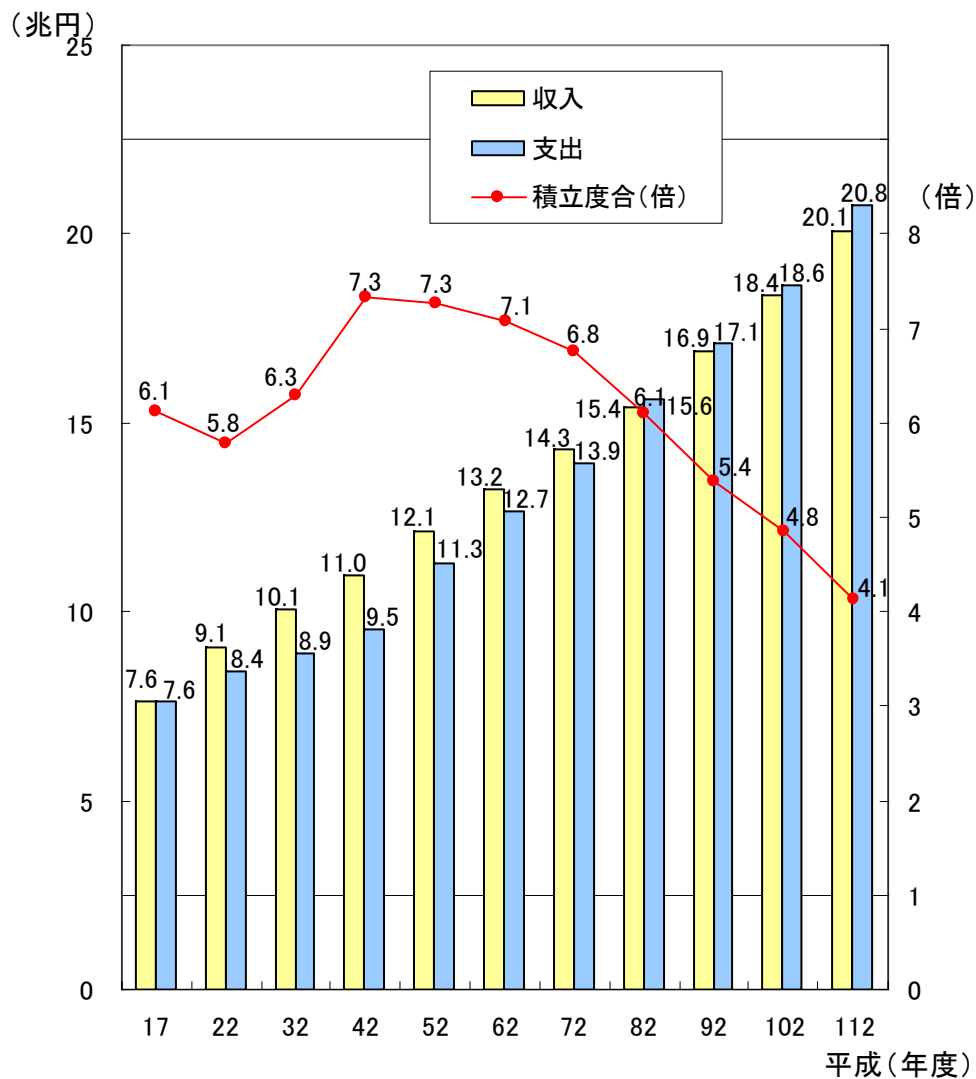


資料第5-24④ 財政の見通し（積立度合4の場合）

年度		保険料率 ‰	収入				支出 ② 億円	収支差額 ①-② 億円	年度末 積立金 億円	積立 度合
			掛金 億円	負担金 億円	運用収入 億円	計 ① 億円				
平成	西暦									
17	2005	国共 146.38 地共 137.38	20,624	48,241	7,383	76,249	76,084	165	465,226	6.1
18	2006	国共 147.67 地共 140.92	21,332	48,050	10,616	79,997	76,728	3,269	468,495	6.1
19	2007	国共 148.96 地共 144.46	22,078	47,954	12,082	82,114	77,665	4,449	472,945	6.0
20	2008	国共 150.25 地共 148.00	22,841	48,099	14,064	85,004	79,276	5,728	478,672	6.0
21	2009	151.54	23,458	50,479	15,187	89,123	82,178	6,945	485,617	5.8
22	2010	155.08	24,155	50,992	15,398	90,545	84,067	6,478	492,096	5.8
27	2015	172.78	27,703	50,980	16,384	95,067	88,749	6,319	523,321	5.8
32	2020	190.48	31,719	51,289	17,791	100,799	88,824	11,975	570,813	6.3
37	2025	192	33,990	50,689	19,920	104,598	89,855	14,743	639,804	7.0
42	2030	192	36,128	51,507	22,266	109,902	95,469	14,432	714,145	7.3
52	2040	192	39,472	55,969	26,008	121,449	112,874	8,575	829,987	7.3
62	2050	192	42,552	61,379	28,290	132,220	126,641	5,579	900,894	7.1
72	2060	192	46,227	67,067	29,701	142,994	139,410	3,585	944,698	6.8
82	2070	192	50,519	73,696	30,043	154,258	156,289	△ 2,031	952,714	6.1
92	2080	192	57,152	82,546	29,038	168,735	171,311	△ 2,576	920,538	5.4
102	2090	192	63,840	91,334	28,402	183,576	186,247	△ 2,671	900,301	4.8
112	2100	192	71,683	101,987	26,898	200,568	207,650	△ 7,082	850,348	4.1



財政の見通し（積立度合4の場合）（グラフ）



(4) 地方公務員共済組合の個別の財政見通し

資料第5-25①～④は、今回の再計算における保険料率の見通しをもとに、地方公務員共済組合における財政の見通し（積立度合1～4のケース）を作成したものである。

資料第5-25① 地共済の財政の見通し（積立度合1の場合）

年度		保険料率 ‰	収入			支出			収支差額 ①-② 億円	年度末 積立金 億円
平成	西暦		① 億円	財政調整A 億円	財政調整B 億円	② 億円	財政調整A 億円	財政調整B 億円		
17	2005	137.38	56,768	0	0	56,603	1,255	185	165	378,051
18	2006	140.92	59,962	0	0	56,934	1,291	0	3,028	381,079
19	2007	144.46	61,834	0	0	57,673	1,413	0	4,160	385,239
20	2008	148.00	64,291	0	0	58,892	1,195	0	5,399	390,638
21	2009	151.54	67,480	0	0	61,014	957	0	6,466	397,104
22	2010	155.08	68,571	0	0	62,375	864	0	6,195	403,300
27	2015	172.78	71,949	0	0	65,631	43	53	6,319	434,205
32	2020	188	76,640	713	0	66,128	0	0	10,512	478,431
37	2025	188	79,579	1,214	0	67,555	0	0	12,024	535,047
42	2030	188	84,026	1,187	0	72,157	0	0	11,869	595,849
52	2040	188	93,700	1,230	0	86,818	0	781	6,883	692,424
62	2050	188	101,948	1,398	0	99,126	0	2,365	2,822	740,782

(注1) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率 2.1%  
物価上昇率 1.0%  
運用利回り 3.2%

(注2) 財政調整A…負担の均衡を図るための財政調整拠出金

財政調整B…長期給付の円滑な実施を図るための財政調整拠出金

以下の地共済の積立度合2～4及び国共済の積立度合1～4についても同様。

第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

資料第5-25② 地共済の財政の見通し（積立度合2の場合）

年度		保険料率 ‰	収入			支出			収支差額 ①-② 億円	年度末 積立金 億円
平成	西暦		① 億円	財政調整A 億円	財政調整B 億円	② 億円	財政調整A 億円	財政調整B 億円		
17	2005	137.38	56,768	0	0	56,603	1,255	185	165	378,051
18	2006	140.92	59,962	0	0	56,934	1,291	0	3,028	381,079
19	2007	144.46	61,834	0	0	57,673	1,413	0	4,160	385,239
20	2008	148.00	64,291	0	0	58,892	1,195	0	5,399	390,638
21	2009	151.54	67,480	0	0	61,014	957	0	6,466	397,104
22	2010	155.08	68,571	0	0	62,375	864	0	6,195	403,300
27	2015	172.78	71,949	0	0	65,631	43	53	6,319	434,205
32	2020	190	76,937	713	0	66,128	0	0	10,809	478,728
37	2025	190	80,198	1,214	0	67,555	0	0	12,642	538,191
42	2030	190	84,789	1,187	0	72,157	0	0	12,632	602,511
52	2040	190	94,837	1,230	0	86,478	0	442	8,359	709,611
62	2050	190	103,692	1,398	0	98,773	0	2,011	4,920	775,993

資料第5-25③ 地共済の財政の見通し（積立度合3の場合）

年度		保険料率 ‰	収入			支出			収支差額 ①-② 億円	年度末 積立金 億円
平成	西暦		① 億円	財政調整A 億円	財政調整B 億円	② 億円	財政調整A 億円	財政調整B 億円		
17	2005	137.38	56,768	0	0	56,603	1,255	185	165	378,051
18	2006	140.92	59,962	0	0	56,934	1,291	0	3,028	381,079
19	2007	144.46	61,834	0	0	57,673	1,413	0	4,160	385,239
20	2008	148.00	64,291	0	0	58,892	1,195	0	5,399	390,638
21	2009	151.54	67,480	0	0	61,014	957	0	6,466	397,104
22	2010	155.08	68,571	0	0	62,375	864	0	6,195	403,300
27	2015	172.78	71,949	0	0	65,631	43	53	6,319	434,205
32	2020	190.48	77,008	713	0	66,128	0	0	10,880	478,799
37	2025	191	80,502	1,214	0	67,555	0	0	12,947	539,610
42	2030	191	85,165	1,187	0	72,157	0	0	13,008	605,663
52	2040	191	95,393	1,230	0	86,306	0	270	9,087	717,790
62	2050	191	104,548	1,398	0	98,593	0	1,832	5,955	793,062

資料第5-25④ 地共済の財政の見通し（積立度合4の場合）

年度		保険料率 %	収入			支出			収支差額 ①-② 億円	年度末 積立金 億円
平成	西暦		① 億円	財政調整A 億円	財政調整B 億円	② 億円	財政調整A 億円	財政調整B 億円		
17	2005	137.38	56,768	0	0	56,603	1,255	185	165	378,051
18	2006	140.92	59,962	0	0	56,934	1,291	0	3,028	381,079
19	2007	144.46	61,834	0	0	57,673	1,413	0	4,160	385,239
20	2008	148.00	64,291	0	0	58,892	1,195	0	5,399	390,638
21	2009	151.54	67,480	0	0	61,014	957	0	6,466	397,104
22	2010	155.08	68,571	0	0	62,375	864	0	6,195	403,300
27	2015	172.78	71,949	0	0	65,631	43	53	6,319	434,205
32	2020	190.48	77,008	713	0	66,128	0	0	10,880	478,799
37	2025	192	80,802	1,214	0	67,555	0	0	13,247	540,887
42	2030	192	85,536	1,187	0	72,157	0	0	13,379	608,648
52	2040	192	95,941	1,230	0	86,136	0	99	9,805	725,726
62	2050	192	105,393	1,398	0	98,416	0	1,655	6,977	809,775

(5) 再計算に伴う定款変更

財政再計算の結果に基づき、定款に、次期財政再計算までの間の保険料率（掛金率と負担金率）を定めることとされた（資料第5-26）。

掛金率と負担金率は、保険料率を折半負担したものとなり、地方公務員共済組合においては、毎月の給料に乘じる率は、給料に1.25（手当率は給料の0.25）を乗じた額に賦課したものと同一となるように調整することとなる。

資料第5-26 保険料率の見通し（平成16年10月から平成21年8月まで）

（単位：％）

区 分		16年10月～	17年9月～	18年9月～	19年9月～	20年9月～
保険料率（総報酬ベース） ①		133.84 (+3.54)	137.38 (+3.54)	140.92 (+3.54)	144.46 (+3.54)	148.00 (+3.54)
掛 金 率	給料との割合 (①×50/100×1.25)	83.6500	85.8625	88.0750	90.2875	92.5000
	期末手当等との割合 (①×50/100)	66.92	68.69	70.46	72.23	74.00
負 担 金 率	給料との割合 (①×50/100×1.25)	掛 金 率 と 同 じ				
	期末手当等との割合 (①×50/100)					

## 第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

平成16年財政再計算及びその結果に伴う掛金率の変更に係る定款の変更案については、連合会の運営審議会において慎重に審議が行われた。

この間、財政再計算の結果について様々な角度から検討し、計算の前提などの変化による影響について意見交換が行われた。また、定款変更案については、各委員からは、「組合員の年収が5年連続で減少しているという状況や自治体財政がきわめて厳しい状況において、保険料率が引き上げられることは納得できない」という意見や、「公務員共済年金制度を取り巻く内外の諸状況を踏まえると、今回の掛金率の引上げはやむを得ない」という意見などが出されたが、運営審議会において、原案通り了承された。その後、総務大臣の認可を受け、同年10月1日から実施された。

### (6) 平成16年再計算についての広報

財政再計算についての広報として、リーフレット「健全な年金財政のために」を4回にわたり作成し、各地方公務員共済組合の協力のもと全組合員への配布を行った。また、広報誌PALに関係記事を適宜掲載し、関連情報を組合に周知した。あわせて、ホームページにも同様の記事を掲載した。

### (7) その他（公務等給付に要する費用）

財政再計算に係る平成16年の地共法の改正には様々なものがあるが、公務等給付に要する費用の取扱いについても改正があった。

公務等給付に要する費用は、改正前と同様に、使用者が100%負担となるが、平成16年改正により、連合会の定款で定められる負担金率から除かれ、別途定められることとなった。具体的には、平成16年9月30日の運用方針の改正により連合会が定めることとなった。

#### ○ 公務等給付に要する費用に係る率

区 分	負 担 金 率
給料の額に乗じる数値	千分の0.375
期末手当等の額に乗じる数値	千分の0.3

## 8 平成21年9月の再計算

### (1) 平成21年再計算の特色

平成21年9月の財政再計算は、前回の平成16年再計算の基本的な考え方である積立金を活用した有限均衡方式を踏襲しつつ、制度的移行があった部分を反映させた内容となっている。すなわち、国家公務員共済組合との保険料率一本化や、基礎年金拠出金に係る公的負担割合の段階的な引き上げなどが完了した後の姿を前提に実施された。

なお、平成16年の財政の見通しについて、積立度合別に4つのケースを作成していたとこ

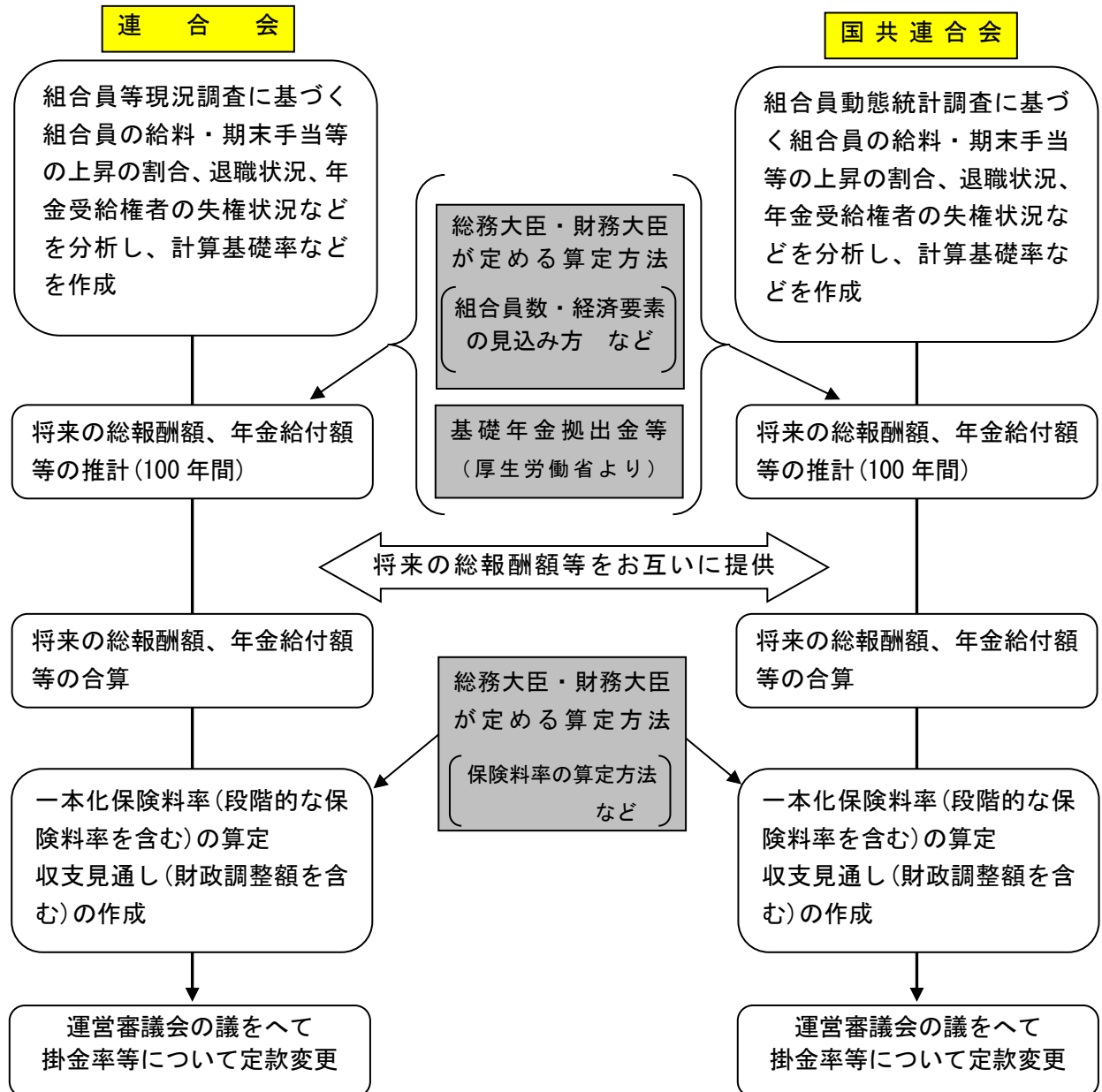
ろを、平成21年の財政の見通しでは積立度合1のケースだけを計算することとされた。

(2) 計算作業

計算作業においても、基本的には前回の作業と同様の手法がとられた。まずは、地方公務員共済組合の長期給付に係る給料・給付等の将来推計を行うためのシステムである「長期給付額推計システム」について、法の改正事項等に対応するために所要のシステム修正を行った。また、平成17年度から平成19年度までの3年間における各種実績データを用いて、地方公務員共済組合の組合員、年金受給権者、年金待機者に関する様々な実績の分析を行い、地方公務員共済組合の実態に基づいた計算基礎率、計算基礎データ等を作成した。

計算基礎率等の作成にあたっては、国共連合会との連絡・調整を図りながら作業を進めていった。

<参考>平成21年財政再計算の作業の流れ



その後、連合会と国共連合会それぞれで、財政再計算作業に必要となる将来の総報酬額、給付額等の基礎数を算定し、その後、お互いの基礎数、その他必要なデータを交換して、保険料率及び財政の見通しを作成した。また、基礎数及び財政再計算結果について、お互いに検証を行った。

なお、基礎年金拠出金・交付金、年金保険者拠出金の見通しについては、国民年金法等の規定により、厚生労働省から総務省あてに報告された資料を基礎とした。

### (3) 再計算結果

#### ① 組合員数、年金受給者数及び成熟度の見通し

組合員数、年金受給者数及び成熟度の見通しについては、資料第5-27のとおりである。

組合員数の見通しについては、日本の将来推計人口（平成18年12月推計）における生産年齢人口を基礎として見込むこととされた。ただし、最近の組合員数の減少傾向を反映させるため、平成26年度までの間は、平成19年度以前の3年間の組合員数の減少傾向が続くものとして組合員数を見込むこととされた。

地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の全体としての組合員数は、平成22年度の390万人が、生産年齢人口の推移に応じて減少していき、平成117年度には107万人（平成22年度の27%）になるものと見込んだ。なお、生産年齢人口は同期間に8,116万人から2,249万人（平成22年度の28%）に減少する見込みとなっている。

一方、全年金受給者数のうち退年相当受給者数は、平成22年度では251万人であるが、今後急激に増加していき5年後の平成27年度には274万人に達する。その後は徐々に減少して、平成117年度には107万人（平成22年度の43%）になるものと見込んだ。

その結果、成熟度は平成22年度の64.3から平成87年度の107.0まで増加した後、緩やかな減少に転じて平成117年度には100.1となると見込まれる。

（運営審議会に提出した財政再計算結果の資料では、『成熟度』から、『年金扶養比率』に変更しているが、これまでの財政再計算との継続性から、ここでは、『成熟度』でまとめた。）

資料第5-27 組合員数、年金受給者数及び成熟度の見通し（表）

組合員数、年金受給者数及び成熟度の見通し

年度		組合員数	年金受給者数					成熟度	
平成	西暦		退職共済年金		障 害 共済年金	遺 族 共済年金	合 計	退年相当	合 計
			退年相当	通年相当					
		千人	千人	千人	千人	千人	千人	%	%
22	2010	3,905	2,512	489	43	886	3,930	64.3	100.7
23	2011	3,852	2,580	534	44	910	4,069	67.0	105.6
24	2012	3,794	2,640	581	46	934	4,201	69.6	110.7
25	2013	3,738	2,639	575	47	957	4,218	70.6	112.9
26	2014	3,682	2,693	624	48	980	4,345	73.1	118.0
27	2015	3,642	2,743	677	49	1,002	4,470	75.3	122.7
28	2016	3,608	2,683	667	50	1,022	4,422	74.4	122.6
29	2017	3,578	2,725	719	51	1,042	4,536	76.2	126.8
30	2018	3,551	2,757	771	51	1,061	4,640	77.6	130.7
31	2019	3,525	2,684	760	52	1,078	4,574	76.1	129.7
32	2020	3,500	2,707	811	53	1,094	4,665	77.3	133.3
33	2021	3,478	2,729	862	53	1,109	4,754	78.5	136.7
34	2022	3,455	2,645	849	54	1,123	4,671	76.6	135.2
35	2023	3,427	2,661	898	54	1,136	4,749	77.7	138.6
36	2024	3,399	2,675	944	55	1,147	4,822	78.7	141.9
37	2025	3,371	2,587	928	55	1,158	4,728	76.7	140.3
42	2030	3,200	2,587	1,127	57	1,206	4,977	80.9	155.5
47	2035	2,978	2,535	1,306	58	1,257	5,157	85.2	173.2
52	2040	2,713	2,483	1,463	57	1,303	5,307	91.5	195.6
57	2045	2,513	2,335	1,548	56	1,311	5,251	92.9	209.0
62	2050	2,336	2,195	1,627	55	1,267	5,144	94.0	220.2
67	2055	2,179	2,090	1,688	53	1,191	5,023	95.9	230.5
77	2065	1,867	1,924	1,708	48	1,047	4,726	103.0	253.1
87	2075	1,596	1,708	1,615	41	931	4,295	107.0	269.1
97	2085	1,401	1,437	1,420	36	844	3,737	102.6	266.8
107	2095	1,225	1,236	1,236	30	733	3,235	100.9	264.1
117	2105	1,073	1,075	1,075	26	607	2,783	100.1	259.3

(注1) 年度末の値である。

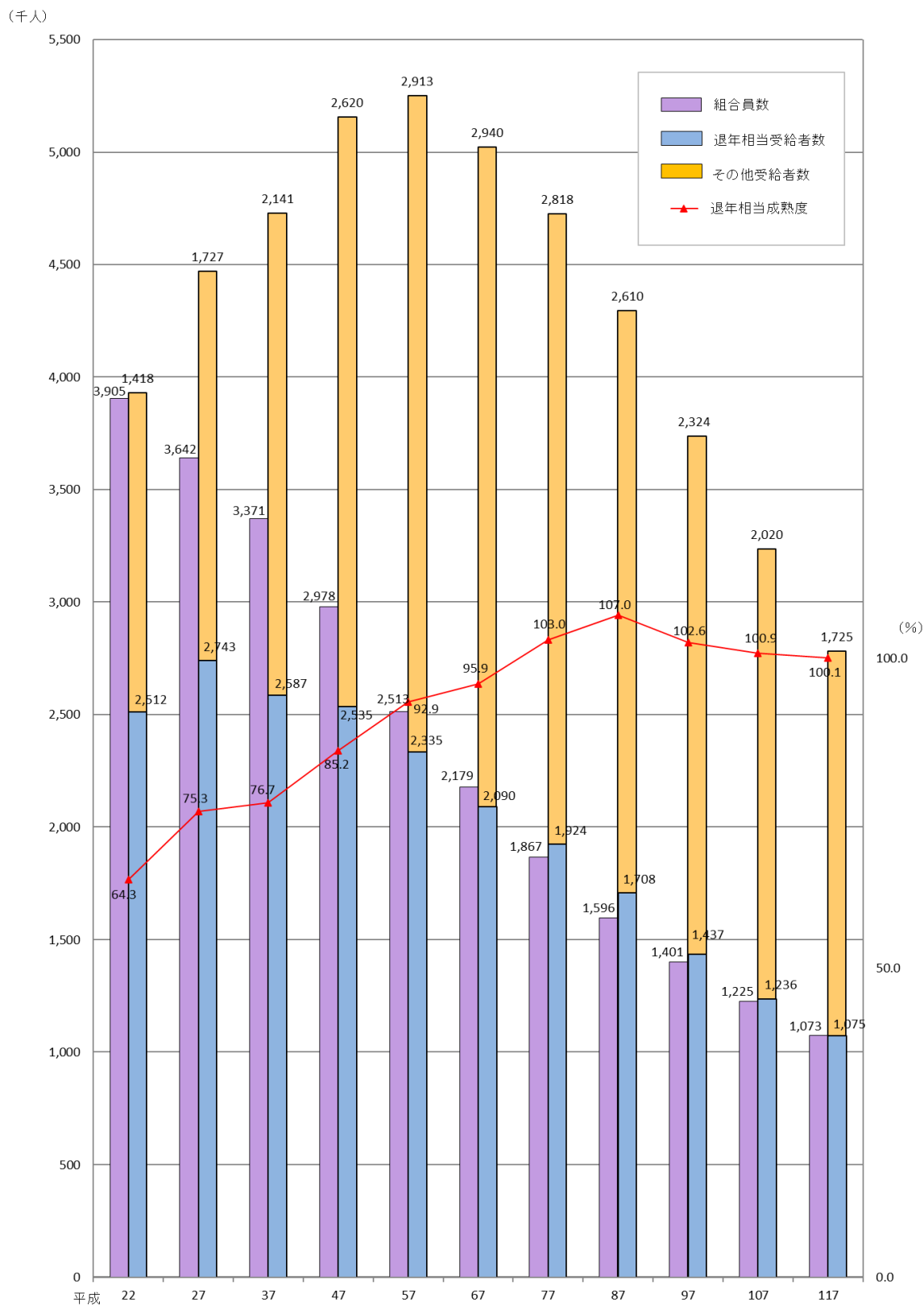
(注2) 退職共済年金のうち

(1) 退年相当とは、退職共済年金のうち組合員期間25年以上(経過的に20～24年を含む。)の者、退職年金及び減額退職年金の合計である。

(2) 通年相当とは、退職共済年金のうち組合員期間25年未満(経過的に20～24年を除く。)の者及び通算退職年金の合計である。



組合員数、年金受給者数及び成熟度の見通し（グラフ）



## ② 保険料率の見通し

保険料率は、

- I 今後、保険料率を毎年引き上げることは避けられないが、組合員の毎年の負担増と将来の負担増との均衡を配慮して引上げ幅を決める必要があること
- II 最終保険料率は、厚生年金の183%を上回るものの198%で収まる見通しであること
- III 厚生年金の最終保険料率に到達するまでの間、厚生年金との保険料水準の格差がこれ以上広がらないこと

から、改正前の148%を、平成21年の9月から最終保険料率に到達するまで、毎年3.54%ずつ引き上げることとした。

最終保険料率は、平成35年度に198%（資料第5-28）に到達するものとなった。

なお、国家公務員共済組合については、平成21年に地方公務員共済組合と同一の保険料率とするため、平成21年は1.29%、その後は地方公務員共済組合と同様3.54%ずつ引上げられることとされた。

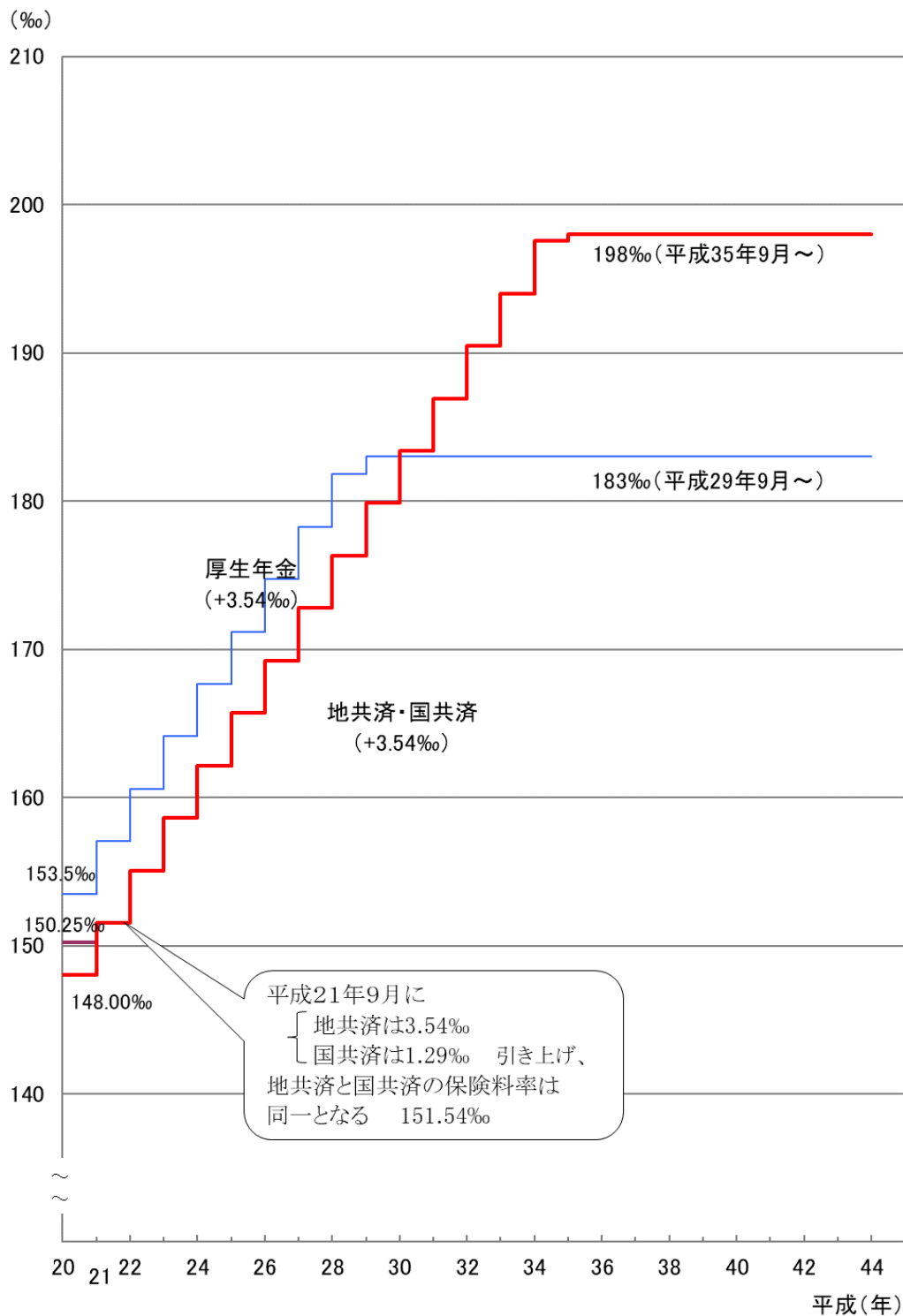
## 資料第5-28 保険料率(総報酬ベース)の見通し

(単位:千分率)

改定時期	地共済	国共済
現行	148.00	150.25
平成21年(2009年)9月	151.54	(地共済:+3.54、国共済:+1.29)
平成22年(2010年)9月	155.08	(+3.54)
平成23年(2011年)9月	158.62	(+3.54)
平成24年(2012年)9月	162.16	(+3.54)
平成25年(2013年)9月	165.70	(+3.54)
平成26年(2014年)9月	169.24	(+3.54)
平成27年(2015年)9月	172.78	(+3.54)
平成28年(2016年)9月	176.32	(+3.54)
平成29年(2017年)9月	179.86	(+3.54)
平成30年(2018年)9月	183.40	(+3.54)
平成31年(2019年)9月	186.94	(+3.54)
平成32年(2020年)9月	190.48	(+3.54)
平成33年(2021年)9月	194.02	(+3.54)
平成34年(2022年)9月	197.56	(+3.54)
平成35年(2023年)9月	198	(+0.44)

(注) 保険料率は、労使折半である。

保険料率(総報酬ベース)の見通し(グラフ)



## ③ 財政の見通し

財政の見通しについては、総務大臣の定める算定方法に基づき、財政均衡期間終了時である平成112年度末の積立度合が1のケースについて算定することとされた（資料第5-29）。

単年度収支（収支差額）は、足元の4年間はマイナスとなるものの、その後約50年間はプラスで推移する。積立度合は、平成22年度の6.2倍から平成77年度には7.1倍となり、その後は積立金を活用することにより保険料率の水準を維持し、平成117年度には1.1倍と支出の約1年分の積立金を保有することと見込まれている。

資料第5-29 財政の見通し

年度	保険料率	収入				支出	収支差額 ①-②	年度末 積立金	積立 度合	
		掛金	負担金	運用収入	計					
平成	西暦	%	億円	億円	億円	億円	億円	億円		
22	2010	155.08	20,966	48,744	8,417	78,128	79,806	△ 1,678	470,958	6.2
23	2011	158.62	21,803	49,023	8,854	79,679	80,816	△ 1,137	469,821	6.1
24	2012	162.16	22,701	47,367	9,274	79,343	82,343	△ 3,000	466,821	5.9
25	2013	165.70	23,536	47,599	10,139	81,274	83,135	△ 1,861	464,959	5.8
26	2014	169.24	24,358	47,856	11,935	84,150	84,113	37	464,996	5.7
27	2015	172.78	25,201	48,187	13,303	86,690	86,049	641	465,638	5.6
32	2020	190.48	29,950	49,584	19,932	99,466	88,245	11,221	501,689	5.6
37	2025	198.00	34,083	50,765	22,773	107,621	90,870	16,751	575,170	6.2
42	2030	198.00	36,868	51,552	26,488	114,908	95,189	19,719	669,123	6.8
47	2035	198.00	39,198	53,435	30,671	123,305	102,325	20,979	773,855	7.4
57	2045	198.00	43,427	60,014	38,532	141,973	122,869	19,104	968,521	7.7
67	2055	198.00	47,246	66,963	45,700	159,910	144,942	14,968	1,144,824	7.8
77	2065	198.00	51,380	74,519	49,461	175,359	172,723	2,637	1,232,167	7.1
87	2075	198.00	57,107	83,000	47,802	187,910	197,825	△ 9,916	1,184,556	6.0
97	2085	198.00	63,818	91,975	42,069	197,863	217,445	△ 19,582	1,037,018	4.9
107	2095	198.00	70,465	101,432	30,671	202,568	241,056	△ 38,487	743,821	3.2
117	2105	198.00	79,468	113,579	10,586	203,633	265,308	△ 61,675	232,286	1.1

(注1) 長期的な(平成28(2016)年度～)経済前提は次の通り。

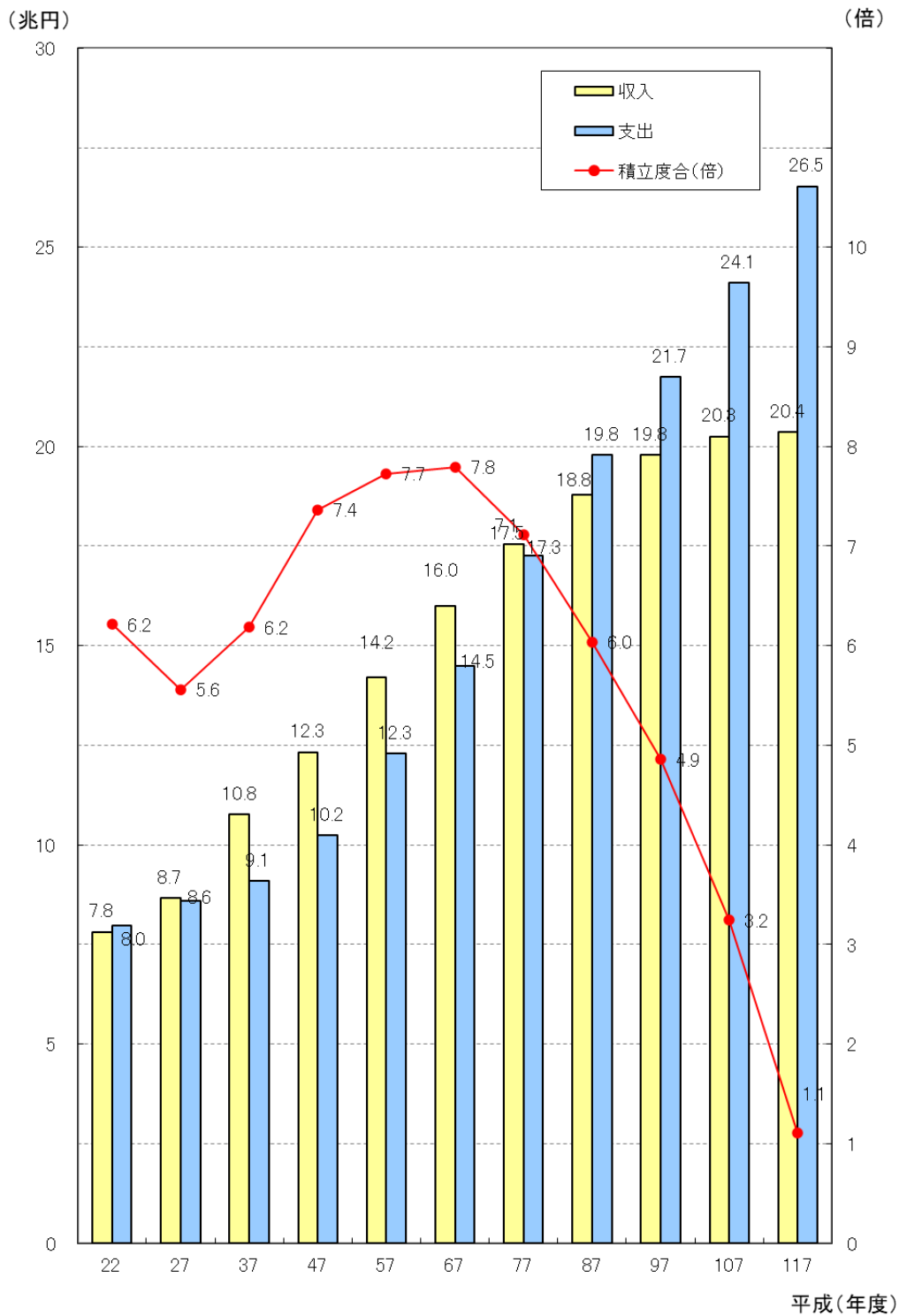
賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1% (平成32(2020)年度～)

(注2) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の「実質的な支出＋追加費用」に対する倍率である。

(注3) 金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

財政の見通し（グラフ）

財政の見通し【地共済+国共済】



(4) 地方公務員共済組合の個別の財政見直し

国家公務員共済組合との間で行われることとなった財政調整には、負担の均衡を図るための財政調整（「財政調整 A」という。）と、長期給付の円滑な実施を図るための財政調整（「財政調整 B」という。）がある。

地共済個別の財政の見直しによると、財政調整 A については、当初地方公務員共済組合から国家公務員共済組合へ拠出することとなるが、平成 30 年度を過ぎたあたりから、逆に国家公務員共済組合から地方公務員共済組合への拠出が始まる。

財政調整 B については、平成 23 年度と平成 26～30 年度にかけて発生した後、平成 67 年度から再び発生することと見込まれた。（資料第 5-30）

資料第 5-30 地共済の財政の見直し

年度		保険料率 %	収入			支出			収支差額 ①-② 億円	年度末 積立金 億円
平成	西暦		① 億円	財政 調整A 億円	財政 調整B 億円	② 億円	財政 調整A 億円	財政 調整B 億円		
22	2010	155.08	58,341	0	0	58,744	603	0	△ 403	388,350
23	2011	158.62	59,509	0	0	59,509	330	64	0	388,350
24	2012	162.16	59,219	0	0	60,494	300	0	△ 1,275	387,075
25	2013	165.70	60,798	0	0	61,124	433	0	△ 326	386,750
26	2014	169.24	63,178	0	0	63,141	564	1,239	37	386,787
27	2015	172.78	65,159	0	0	64,518	336	1,208	641	387,428
32	2020	190.48	75,602	207	0	65,120	0	0	10,482	422,442
37	2025	198.	82,853	663	0	67,788	0	0	15,065	489,140
42	2030	198.	89,293	738	0	71,424	0	0	17,869	573,801
47	2035	198.	96,828	1,028	0	77,305	0	0	19,523	669,825
57	2045	198.	113,765	2,623	0	93,622	0	0	20,143	864,070
67	2055	198.	130,768	3,958	0	111,842	0	1,092	18,926	1,068,213

(注1) 長期的な(平成28(2016)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1% (平成32(2020)年度～)

(注2) 財政調整Aとは、費用負担平準化のための財政調整拠出金のことである。

財政調整Bとは、年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金のことである。

(5) 再計算に伴う定款変更

財政再計算の結果に基づき、定款に、次期財政再計算までの間の保険料率（掛金率と負担金率）を定めることとされた（資料第 5-31）。

掛金率と負担金率は、保険料率を折半負担したものとなり、地方公務員共済組合においては、毎月の給料に乗じる率は、給料に 1.25（手当率は給料の 0.25）を乗じた額に賦課したものと同一となるように調整することとなる。

資料第5-3 1 保険料率の見通し(平成21年9月から平成26年8月まで)

平成21年9月以降の掛金率

(単位:‰)

区 分		現 行	21年9月～ 22年8月	22年9月～ 23年8月	23年9月～ 24年8月	24年9月～ 25年8月	25年9月～
保険料率(総報酬ベース) ①		148.00	151.54 (+3.54)	155.08 (+3.54)	158.62 (+3.54)	162.16 (+3.54)	165.70 (+3.54)
掛 金 率	給料との割合 (①×50/100×1.25)	92.5000	94.7125 (+2.2125)	96.9250 (+2.2125)	99.1375 (+2.2125)	101.3500 (+2.2125)	103.5625 (+2.2125)
	期末手当等との割合 (①×50/100)	74.00	75.77 (+1.77)	77.54 (+1.77)	79.31 (+1.77)	81.08 (+1.77)	82.85 (+1.77)

平成21年財政再計算及びその結果に伴う掛金率の変更に係る定款の変更案については、連合会の運営審議会において慎重に審議が行われた。

この間、財政再計算の結果について様々な角度から検討し、計算の前提などの変化による影響について意見交換が行われた。また、定款変更案については、各委員からは、「組合員数の減少見通しに係る的確性」、「財政の見通しの実績の乖離について、その解消方策」、「共済年金における給付水準と負担水準、保険料率の引き上げ幅の在り方」や「有限均衡方式の課題」に関する質疑があり、「組合員の年収が伸び悩むなか、毎年の保険料率の引き上げ幅については当面低く抑えるべきではないか」という意見が出されたが、運営審議会において、原案通り了承された。その後、総務大臣の認可を受け、9月1日から実施された。

(6) 平成21年再計算についての広報

財政再計算に係る組合員への広報については、平成20年度から、連合会の機関誌PALに6回にわたり記事を掲載するとともに、連合会のホームページにも記事を11回にわたり掲載した。

また、財政再計算結果及び掛金率の改定に係る全組合員向けリーフレットを2回にわたり、それぞれ各共済組合を通じて配布した。併せて各共済組合に原稿を送付し広報誌に掲載してもらい、組合員へのより一層の周知を図った。

各共済組合に対しては、平成21年4月17日に年金担当部長等打合せにおいて「平成21年財政再計算に係るスケジュール」を説明し、同6月29日に年金担当部長等会議において「総務大臣の定める算定方法」について説明したほか、同7月22日に「地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算結果説明会」を開催し、再計算結果等について説明を行った。

さらに、各地方公務員共済組合の担当者を対象として、同8月20、21日に東西2ブロックに分けて「平成21年財政再計算に係る説明会」を開催し、財政再計算の結果等について詳細な説明を行った。

なお、平成22年度9月以降の各年における保険料率の引き上げに関する広報についても、連合会機関誌PALや連合会ホームページ上に掲載するとともに、組合員により身近な各共済組合の広報誌に記事を掲載してもらうよう依頼した。

【実施状況】

平成20年度

ア 各組合における広報（連合会依頼分）

- ・連合会ホームページにおける財政再計算関連情報の周知  
(平成21年1月16日広報誌掲載依頼)
- ・地共済年金財政の現状について  
(平成21年1月30日広報誌掲載依頼)

イ 連合会だよりPAL

- ・地共済年金財政の現状について (PAL第145号 平成20年11月号)
- ・財政再計算について (PAL第146号 平成21年1月号)
- ・日本の将来人口推計について (PAL第147号 平成21年3月号)

ウ ホームページ

- ・地共済年金財政の現状について (PAL第145号 平成20年11月号より)
- ・財政再計算について (PAL第146号 平成21年1月号より)
- ・日本の将来人口推計について (PAL第147号 平成21年3月号より)
- ・財政再計算って何?～共済太郎さんと年金初男さんの会話から～  
(平成21年2月20日掲載)

平成21年度

ア 運営審議会

- ・総務大臣の定める算定方法の説明 平成21年6月24日
- ・財政再計算結果の説明 平成21年7月16日
- ・地方公務員共済組合連合会定款の変更 平成21年7月31日

イ 各組合への説明

- ・年金担当部長等打合せ（財政再計算スケジュールの説明）  
平成21年4月17日
- ・年金担当部長等会議（算定方法の説明） 平成21年6月29日
- ・地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算結果説明会  
平成21年7月22日
- ・平成21年財政再計算に係る説明会 平成21年8月20日（東地区）  
平成21年8月21日（西地区）

ウ 全組合員向けリーフレットの配布

7月「財政再計算結果について」  
8月「長期給付に係る掛金率の改定について」

エ 連合会だよりPAL

- ・財政再計算について(2) (PAL第148号 平成21年5月号)
- ・財政再計算結果について (PAL第149号 平成21年8月号)
- ・掛金率及び負担金率の改定について (PAL第149号 平成21年8月号)

オ ホームページ

- ・財政再計算について(2) (PAL第148号 平成21年5月号より)



## 第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

- ・ 財政再計算に係る総務大臣の定める算定方法 (平成 21 年 6 月 24 日掲載)
- ・ 平成 21 年財政再計算結果について (平成 21 年 7 月 17 日掲載)
- ・ 「財政再計算結果について」リーフレット (平成 21 年 7 月 27 日掲載)
- ・ 財政再計算結果について (PAL 第 149 号 平成 21 年 8 月号より)
- ・ 掛金率及び負担金率の改定について (PAL 第 149 号 平成 21 年 8 月号より)
- ・ 「長期給付に係る掛金率の改定について」リーフレット (平成 21 年 8 月 17 日掲載)
- ・ 「掛金率と負担金率の推移」に新保険料率を追加 (平成 21 年 8 月 25 日掲載)

### カ 各組合における広報（連合会依頼分）

- ・ 平成 22 年 9 月の保険料率の引き上げについて (平成 22 年 1 月 21 日広報誌掲載依頼)

### (7) その他（公務等給付に要する費用）

平成 21 年財政再計算作業での推計結果を基に公務等給付に係る負担金率を連合会で算定した。その結果、平成 16 年財政再計算時に定めた率と同率となった。

#### ○ 公務等給付に要する費用に係る率

区 分	負 担 金 率	
給料の額に乗じる数値	千分の 0. 3 7 5	(変更無し)
期末手当等の額に乗じる数値	千分の 0. 3	(変更無し)

## 9 平成 26 年 9 月の再計算

### (1) 平成 26 年再計算の特色

平成 26 年 9 月の財政再計算は、一元化法等がすでに成立していることから、これらの法律の施行を前提に実施された。

そのため、今回の財政再計算においては、厚生年金の平成 26 年財政検証で用いられた経済前提のケースごとに財政の見通し（経済前提：全 7 ケース）を作成することとされた。

### (2) 計算作業

計算作業においては、基本的には前回の作業と同様の手法がとられた。まずは、地方公務員共済組合の長期給付に係る総報酬額、給付額等の将来推計を行うためのシステムである「長期給付額推計システム」について、一元化法に基づく標準報酬制導入等に対応するために所要のシステム修正を行った。また、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間に於ける地方

公務員共済組合の各種実績データを用いて、組合員、年金受給権者、年金待機者に関する様々な実績の分析を行い、地方公務員共済組合の実態に基づいた計算基礎率、計算基礎データ等を作成した。

システム改修及び計算基礎率等の作成にあたっては、国共連合会との連絡・調整を図りながら作業を進めていった。

連合会と国共連合会それぞれで、財政再計算作業に必要な将来の総報酬額、給付額等の基礎数を算定し、その後、お互いの基礎数、その他必要なデータを交換して、保険料率の策定及び財政の見通しを作成した。その過程で、お互いに基礎数及び財政再計算結果についての検証を行った。

また、基礎年金拠出金、交付金等の見通しについては、国民年金法等の規定により、厚生労働省から総務省あてに報告された資料を基礎とした。

なお、厚生年金部分にかかる財政の見通しの作成にあたっては、厚生年金の平成26年財政検証の結果を参照した。

### (3) 再計算結果

平成26年財政再計算に関する総務大臣の定める算定方法に基づいて算定された財政再計算結果は次のとおりである。

#### ① 組合員数、年金受給者権数及び成熟度の見通し

組合員数、年金受給者権数及び成熟度の見通しについては、資料第5-32のとおりである。

組合員数の見通しについては、日本の将来推計人口（平成24年1月推計（出生中位（死亡中位）推計））等を基礎として、その総人口に対する比率が一定であるものとして見込むこととされた。

地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の全体としての組合員数は、平成27年度の386万人が、総人口の推移に応じて減少していき、平成122年度には130万人（平成27年度の34%）になるものと見込んだ。なお、日本の総人口は同期間に1億2640万人から4255万人（平成27年度の34%）に減少する見込みとなっている。

一方、全年金受給者数のうち退年相当受給者数は、平成27年度では267万人であるが、その後は徐々に減少して、平成122年度には122万人（平成27年度の46%）になるものと見込んだ。

その結果、成熟度(退年相当)は平成27年度の69.3%から、その後は増加して、平成122年度には93.6%となると見込まれる。

(運営審議会に提出した財政再計算結果の資料では、『成熟度』の代わりに、『年金扶養比率』を使用しているが、これまでの財政再計算との継続性から、ここでは、『成熟度』でまとめた。)

第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

資料第5-3 2 組合員数、年金受給権者数及び成熟度の見通し

年度		組合員数 ①	年金受給権者数					成熟度	
			退職共済年金		障 害 共済年金	遺 族 共済年金	合 計 ③	退年相当 ②/①	合 計 ③/①
平成	西暦		退年相当 ②	通年相当					
		千人	千人	千人	千人	千人	千人		
27	2015	3,859	2,674	525	36	921	4,157	69.3	107.7
28	2016	3,846	2,670	556	36	936	4,198	69.4	109.1
29	2017	3,832	2,662	589	36	950	4,237	69.5	110.6
30	2018	3,816	2,701	640	36	964	4,340	70.8	113.7
31	2019	3,798	2,678	662	36	976	4,352	70.5	114.6
32	2020	3,780	2,651	683	36	987	4,357	70.1	115.3
33	2021	3,760	2,673	728	36	996	4,434	71.1	117.9
34	2022	3,740	2,644	750	37	1,005	4,435	70.7	118.6
35	2023	3,718	2,612	770	37	1,012	4,431	70.3	119.2
36	2024	3,696	2,626	814	37	1,018	4,495	71.1	121.6
37	2025	3,673	2,591	833	37	1,024	4,485	70.6	122.1
38	2026	3,649	2,553	850	37	1,028	4,469	70.0	122.5
39	2027	3,624	2,558	889	37	1,032	4,516	70.6	124.6
40	2028	3,599	2,559	926	37	1,036	4,558	71.1	126.6
41	2029	3,574	2,559	962	37	1,039	4,598	71.6	128.6
42	2030	3,548	2,555	997	37	1,043	4,633	72.0	130.6
47	2035	3,409	2,504	1,167	37	1,066	4,774	73.4	140.0
52	2040	3,260	2,436	1,331	35	1,085	4,888	74.7	149.9
57	2045	3,105	2,259	1,433	34	1,073	4,799	72.7	154.5
62	2050	2,949	2,082	1,511	34	1,017	4,644	70.6	157.5
72	2060	2,632	1,963	1,637	31	875	4,506	74.6	171.2
82	2070	2,301	1,876	1,611	28	775	4,290	81.5	186.4
92	2080	1,998	1,730	1,493	25	719	3,968	86.6	198.6
102	2090	1,736	1,536	1,321	23	677	3,556	88.5	204.8
112	2100	1,503	1,385	1,174	19	599	3,177	92.1	211.3
122	2110	1,302	1,219	1,030	17	527	2,792	93.6	214.5

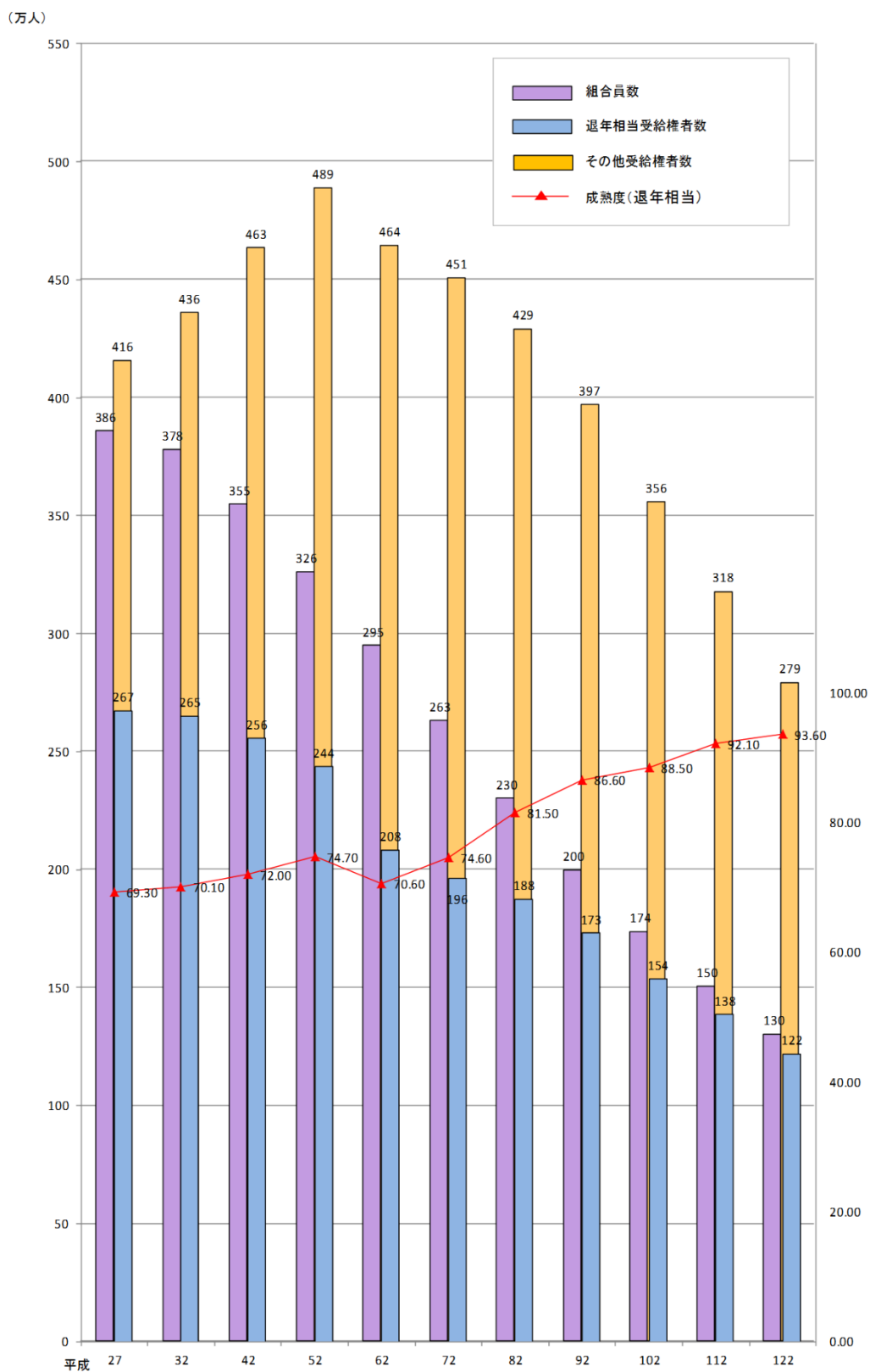
(注1) 年度末の値である。

(注2) 退職共済年金のうち

(1) 退年相当とは、退職共済年金のうち組合員期間25年以上(経過的に20~24年を含む。)の者、退職年金及び減額退職年金の合計である。

(2) 通年相当とは、退職共済年金のうち組合員期間25年未満(経過的に20~24年を除く。)の者及び通算退職年金の合計である。

組合員数、年金受給権者数及び成熟度の見通し（グラフ）



② 保険料率の見通し

保険料率は、

I 今後、保険料率を毎年引き上げることは避けられないが、組合員の毎年の負担増と将来の負担増との均衡を配慮して引上げ幅を決める必要があること

II 厚生年金との保険料水準の格差がこれ以上広がらないこと

から、平成26年9月及び平成27年9月の引上げ幅を3.54%とした。

なお、平成27年10月からは、地共済の組合員も厚生年金に加入することとなり、保険料率は一元化法により定められ、平成30年9月に厚生年金の保険料率183%に統一されることとなっている。(資料第5-33)

資料第5-33 保険料率(総報酬ベース)の見通し

(単位:千分率)

改定時期	地共済	国共済
現行	165.70	
平成26年(2014年)9月	169.24	(+3.54)
平成27年(2015年)9月	172.78	(+3.54)

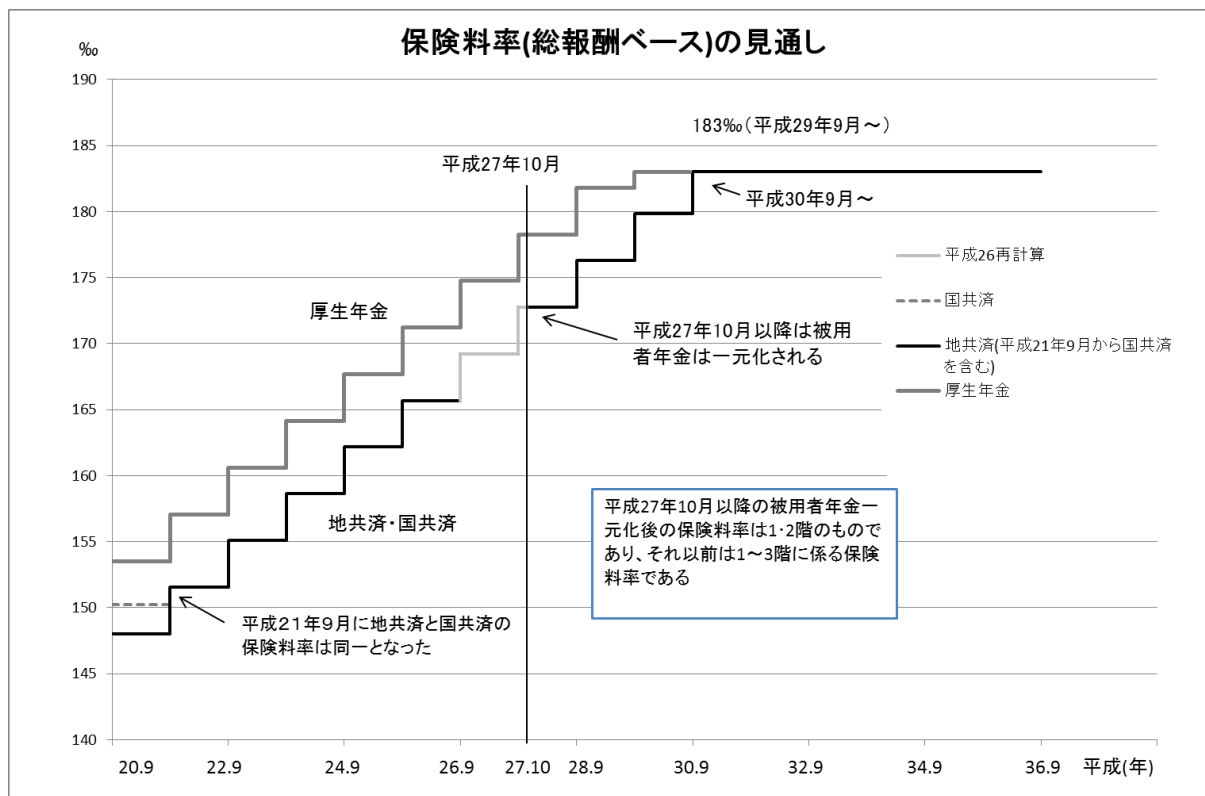
(注) 保険料率は組合員及び使用者で折半負担する。

( )内の数値は引き上げ幅である。

※平成27年10月以降の保険料率は、一元化法により、以下のとおりとなる。

改定時期	地共済	国共済
平成27年(2015年)10月	172.78	
平成28年(2016年)9月	176.32	(+3.54)
平成29年(2017年)9月	179.86	(+3.54)
平成30年(2018年)9月	183.00	(+3.14)

保険料率(総報酬ベース)の見通し(グラフ)



### ③ 厚生年金部分にかかる財政の見通し

厚生年金部分にかかる財政の見通しについては、厚生年金の平成26年財政検証で用いられたケースごとの経済前提等をもとに、財政均衡期間終了時である平成122年度までの財政の見通し(地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の合計)を算定することとされた。

このうち、財政の見通し・ケースE(平成21年財政再計算の経済前提と最も近いもの)をみると、平成27年度の積立比率(積立金として純支出額の何年分のものを保有しているかという比率)については、平成27年度の4.63年分から、徐々に増加し、平成52年度に6.04年分となり、その後減少し、最終年度の平成122年度には0.66年分の積立金を保有することと見込まれている。

その他のケースにおいても、積立比率が0.63年分から0.73年分の積立金を保有することと見込まれている。(資料第5-34)

なお、財政の見通しの開始時点の積立金は、被用者年金が一元化される前の地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の積立金のうち厚生年金の積立水準に相当する額としている。

第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

資料第5-3 4① 財政の見通し（厚生年金部分） 経済：ケースA

年度		保険料率	収 入					支出	厚生年金 拠出金	収支差額 ①-②	年度末 積立金	積立比率
			厚年保険料	公経済負担等	運用収入	厚生年金 交付金	計 ①					
平成	西暦	%	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
27	2015	172.78	21,612	10,309	2,275	22,198	56,393	58,895	21,757	△ 2,502	243,037	4.63
28	2016	176.32	44,870	20,087	5,174	44,936	115,068	119,109	43,945	△ 4,041	238,996	4.49
29	2017	179.86	46,855	19,614	6,038	45,692	118,199	120,332	44,712	△ 2,133	236,864	4.34
30	2018	183	49,125	19,085	7,183	47,261	122,654	122,846	46,073	△ 192	236,671	4.19
31	2019	183	50,991	18,675	8,285	48,471	126,422	124,754	47,002	1,668	238,340	4.10
32	2020	183	52,610	18,237	9,301	49,215	129,362	125,857	47,609	3,505	241,845	4.07
33	2021	183	54,293	17,831	10,328	50,943	133,394	128,682	48,918	4,712	246,557	4.03
34	2022	183	56,111	17,458	11,327	52,194	137,091	130,690	49,854	6,400	252,958	4.03
35	2023	183	58,045	17,076	12,278	52,888	140,286	131,805	50,449	8,481	261,438	4.09
36	2024	183	60,117	16,752	13,224	54,571	144,664	134,735	51,782	9,929	271,368	4.12
37	2025	183	62,313	16,331	14,104	55,706	148,454	136,739	52,675	11,715	283,083	4.20
38	2026	183	64,603	16,074	14,980	56,232	151,889	137,797	53,215	14,092	297,175	4.33
39	2027	183	67,023	15,856	16,012	57,799	156,690	137,531	51,348	19,160	316,334	4.66
40	2028	183	69,484	15,713	17,191	59,347	161,734	140,462	52,588	21,272	337,606	4.84
41	2029	183	71,992	15,649	18,357	60,882	166,880	143,788	54,108	23,092	360,698	5.03
42	2030	183	74,603	15,659	19,621	62,448	172,330	147,320	55,692	25,010	385,708	5.22
47	2035	183	88,755	17,335	26,978	73,678	206,745	177,052	69,583	29,693	527,942	5.80
52	2040	183	106,236	20,347	34,961	88,238	249,782	218,958	90,288	30,824	680,296	5.89
57	2045	183	126,670	23,816	43,465	101,545	295,496	261,859	112,713	33,637	843,397	5.94
62	2050	183	148,543	28,797	52,596	116,524	346,459	310,853	136,700	35,607	1,017,991	5.94
72	2060	183	199,027	41,298	72,137	166,849	479,311	441,908	192,407	37,404	1,390,407	5.79
82	2070	183	267,225	57,558	90,180	236,199	651,162	620,698	269,331	30,464	1,729,926	5.20
92	2080	183	358,348	78,315	102,171	328,056	866,891	854,765	370,032	12,125	1,948,614	4.32
102	2090	183	470,615	102,329	102,388	446,469	1,121,801	1,134,418	483,250	△ 12,617	1,940,203	3.33
112	2100	183	616,134	136,018	83,826	611,091	1,447,069	1,511,637	628,474	△ 64,567	1,560,988	2.13
122	2110	183	819,957	181,236	28,955	814,238	1,844,387	1,987,836	811,096	△ 143,449	477,833	0.63

(注1) 長期的な(平成36(2024)年度～)経済前提は次の通り。

物価上昇率	2.0 %	
賃金上昇率(実質<対物価>)	2.3 %	
運用利回り(実質<対物価>)	3.4 %	(平成40(2028)年度～)
運用利回り(スプレッド<対賃金>)	1.1 %	( " )

(注2) 積立比率とは、実質的な支出のうち自前で財源を賅わなければならない部分に対する前年度末に保有する積立金の比率である。

(注3) 金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

第2節 被用者年金一元化前の財政再計算の経緯

資料第5-3 4② 財政の見通し（厚生年金部分） 経済：ケースB

年度		保険料率 %	収 入					計 ① 億円	支出 ② 億円	厚生年金 拠出金 億円	収支差額 ①-② 億円	年度末 積立金 億円	積立比率
			厚年保険料 億円	公経済負担等 億円	運用収入 億円	厚生年金 交付金 億円							
平成	西暦												
27	2015	172.78	21,612	10,309	2,275	22,198	56,393	58,899	21,761	△ 2,506	243,033	4.63	
28	2016	176.32	44,870	20,087	5,174	44,936	115,068	119,122	43,958	△ 4,054	238,979	4.49	
29	2017	179.86	46,855	19,583	6,040	45,500	117,978	119,946	44,549	△ 1,968	237,011	4.35	
30	2018	183	49,125	19,052	7,190	47,022	122,390	122,367	45,865	23	237,034	4.20	
31	2019	183	50,991	18,644	8,302	48,225	126,162	124,263	46,787	1,900	238,934	4.12	
32	2020	183	52,610	18,208	9,329	48,965	129,111	125,360	47,391	3,751	242,685	4.10	
33	2021	183	54,293	17,804	10,369	50,683	133,149	128,169	48,692	4,980	247,664	4.06	
34	2022	183	56,111	17,433	11,384	51,927	136,855	130,166	49,621	6,690	254,354	4.07	
35	2023	183	58,045	17,053	12,352	52,616	140,066	131,273	50,211	8,792	263,146	4.12	
36	2024	183	59,980	16,731	12,896	54,290	143,897	134,179	51,528	9,718	272,865	4.16	
37	2025	183	61,933	16,285	13,638	55,327	147,184	135,947	52,328	11,237	284,101	4.25	
38	2026	183	63,962	15,998	14,407	55,735	150,102	136,717	52,753	13,385	297,486	4.38	
39	2027	183	66,104	15,749	15,244	57,165	154,262	136,163	50,796	18,098	315,585	4.71	
40	2028	183	68,269	15,572	16,187	58,562	158,590	138,746	51,901	19,844	335,429	4.89	
41	2029	183	70,461	15,473	17,212	59,936	163,082	141,691	53,272	21,391	356,820	5.07	
42	2030	183	72,737	15,446	18,316	61,328	167,827	144,814	54,694	23,014	379,833	5.25	
47	2035	183	84,888	16,752	24,684	70,790	197,114	170,298	66,847	26,816	509,757	5.84	
52	2040	183	99,674	19,304	31,393	83,149	233,521	206,585	85,071	26,936	644,693	5.94	
57	2045	183	116,585	22,340	38,299	93,900	271,123	242,831	104,275	28,292	784,185	5.97	
62	2050	183	134,116	26,489	45,447	105,682	311,734	282,723	124,025	29,011	928,244	5.98	
72	2060	183	172,923	36,511	60,049	145,620	415,103	386,565	167,868	28,537	1,221,529	5.84	
82	2070	183	223,424	48,931	72,460	198,442	543,258	522,424	226,066	20,834	1,467,112	5.26	
92	2080	183	288,317	64,053	79,375	265,138	696,882	692,110	298,820	4,773	1,597,990	4.39	
102	2090	183	364,371	80,532	77,086	347,181	869,170	883,850	375,565	△ 14,680	1,542,128	3.41	
112	2100	183	459,056	102,998	61,464	457,395	1,080,914	1,133,549	470,122	△ 52,635	1,208,888	2.20	
122	2110	183	587,886	132,085	21,426	586,428	1,327,824	1,435,227	584,600	△ 107,403	376,319	0.67	

(注1) 長期的な(平成36(2024)年度～)経済前提は次の通り。

物価上昇率	1.8 %	
賃金上昇率(実質<対物価>)	2.1 %	
運用利回り(実質<対物価>)	3.3 %	(平成40(2028)年度～)
運用利回り(スプレッド<対賃金>)	1.2 %	( " )

(注2) 積立比率とは、実質的な支出のうち自前で財源を賅わなければならない部分に対する前年度末に保有する積立金の比率である。

(注3) 金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。



第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

資料第5-34③ 財政の見通し（厚生年金部分） 経済：ケースC

年度		保険料率 %	収 入					計 ① 億円	支出 ② 億円	厚生年金 拠出金 億円	収支差額 ①-② 億円	年度末 積立金 億円	積立比率
平成	西暦		厚年保険料 億円	公経済負担等 億円	運用収入 億円	厚生年金 交付金 億円							
27	2015	172.78	21,612	10,309	2,275	22,198	56,393	58,904	21,765	△ 2,511	243,028	4.63	
28	2016	176.32	44,870	20,087	5,174	44,936	115,067	119,134	43,971	△ 4,067	238,961	4.48	
29	2017	179.86	46,855	19,571	6,040	45,422	117,888	119,797	44,490	△ 1,909	237,053	4.35	
30	2018	183	49,125	19,017	7,195	46,774	122,112	121,867	45,649	245	237,297	4.22	
31	2019	183	50,991	18,608	8,316	47,940	125,854	123,690	46,536	2,165	239,462	4.15	
32	2020	183	52,610	18,174	9,355	48,674	128,813	124,780	47,136	4,033	243,495	4.13	
33	2021	183	54,293	17,773	10,409	50,381	132,856	127,571	48,427	5,285	248,780	4.09	
34	2022	183	56,111	17,404	11,442	51,616	136,573	129,553	49,349	7,020	255,799	4.10	
35	2023	183	58,045	17,026	12,429	52,300	139,801	130,653	49,934	9,147	264,946	4.17	
36	2024	183	59,809	16,707	12,592	53,962	143,071	133,530	51,231	9,541	274,487	4.21	
37	2025	183	61,459	16,237	13,199	54,902	145,797	135,064	51,938	10,733	285,221	4.30	
38	2026	183	63,168	15,918	13,803	55,191	148,080	135,543	52,248	12,537	297,758	4.43	
39	2027	183	64,969	15,638	14,439	56,479	151,525	134,696	50,200	16,828	314,586	4.76	
40	2028	183	66,774	15,425	15,171	57,719	155,089	136,912	51,164	18,178	332,764	4.94	
41	2029	183	68,587	15,289	16,052	58,922	158,850	139,453	52,376	19,397	352,161	5.11	
42	2030	183	70,461	15,222	16,991	60,132	162,806	142,137	53,624	20,668	372,829	5.28	
47	2035	183	80,272	16,103	22,335	67,552	186,262	162,724	63,772	23,538	488,265	5.88	
52	2040	183	92,008	18,191	27,757	77,457	215,413	192,889	79,273	22,524	603,384	5.98	
57	2045	183	105,053	20,795	33,050	85,429	244,327	222,016	95,012	22,311	716,149	6.00	
62	2050	183	117,971	24,051	38,240	93,853	274,115	252,284	110,287	21,830	826,600	5.99	
72	2060	183	144,943	31,484	48,171	123,185	347,784	328,218	142,008	19,566	1,037,262	5.87	
82	2070	183	178,454	40,129	55,583	160,101	434,268	422,533	182,121	11,735	1,191,385	5.31	
92	2080	183	219,440	50,040	58,287	203,707	531,473	533,128	229,295	△ 1,655	1,242,273	4.45	
102	2090	183	264,266	59,946	54,201	254,101	632,514	648,513	274,480	△ 15,999	1,147,878	3.48	
112	2100	183	317,257	73,038	41,362	319,122	750,779	792,337	327,104	△ 41,558	861,115	2.26	
122	2110	183	387,158	89,277	13,603	389,874	879,912	955,343	386,883	△ 75,431	251,951	0.69	

(注1) 長期的な(平成36(2024)年度～)経済前提は次の通り。

物価上昇率	1.6 %	
賃金上昇率(実質<対物価>)	1.8 %	
運用利回り(実質<対物価>)	3.2 %	(平成40(2028)年度～)
運用利回り(スプレッド<対賃金>)	1.4 %	( " )

(注2) 積立比率とは、実質的な支出のうち自前で財源を賅わなければならない部分に対する前年度末に保有する積立金の比率である。

(注3) 金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

第2節 被用者年金一元化前の財政再計算の経緯

資料第5-34④ 財政の見通し（厚生年金部分） 経済：ケースD

年度		保険料率 %	収 入					計 ① 億円	支出 ② 億円	厚生年金 拠出金 億円	収支差額 ①-② 億円	年度末 積立金 億円	積立比率
平成	西暦		厚年保険料 億円	公経済負担等 億円	運用収入 億円	厚生年金 交付金 億円							
27	2015	172.78	21,612	10,309	2,275	22,198	56,393	58,904	21,765	△ 2,511	243,028	4.63	
28	2016	176.32	44,870	20,087	5,174	44,936	115,067	119,134	43,971	△ 4,067	238,961	4.48	
29	2017	179.86	46,855	19,571	6,040	45,422	117,888	119,797	44,490	△ 1,909	237,053	4.35	
30	2018	183	49,125	18,989	7,198	46,578	121,890	121,464	45,470	426	237,479	4.23	
31	2019	183	50,991	18,570	8,327	47,644	125,532	123,088	46,267	2,444	239,923	4.17	
32	2020	183	52,610	18,138	9,378	48,362	128,488	124,150	46,853	4,338	244,261	4.16	
33	2021	183	54,293	17,739	10,449	50,057	132,537	126,922	48,136	5,615	249,877	4.13	
34	2022	183	56,111	17,373	11,500	51,283	136,266	128,891	49,052	7,375	257,252	4.14	
35	2023	183	58,045	16,998	12,508	51,962	139,512	129,984	49,632	9,527	266,779	4.21	
36	2024	183	59,673	16,681	12,260	53,611	142,224	132,836	50,914	9,388	276,167	4.26	
37	2025	183	61,082	16,186	12,759	54,454	144,481	134,138	51,531	10,343	286,510	4.36	
38	2026	183	62,537	15,839	13,206	54,627	146,209	134,339	51,732	11,871	298,380	4.49	
39	2027	183	64,071	15,528	13,685	55,781	149,065	133,230	49,614	15,834	314,215	4.83	
40	2028	183	65,596	15,284	14,199	56,875	151,953	135,107	50,448	16,846	331,061	5.00	
41	2029	183	67,117	15,114	14,962	57,923	155,116	137,283	51,516	17,833	348,893	5.16	
42	2030	183	68,684	15,011	15,769	58,969	158,433	139,578	52,610	18,855	367,749	5.33	
47	2035	183	76,746	15,598	20,293	64,883	177,520	156,589	61,283	20,931	471,562	5.93	
52	2040	183	86,278	17,377	24,708	73,007	201,370	182,369	74,814	19,001	570,881	6.00	
57	2045	183	96,620	19,521	28,798	78,982	223,921	206,012	87,998	17,909	663,250	6.01	
62	2050	183	106,419	22,119	32,617	85,113	246,268	229,580	100,184	16,688	749,378	5.99	
72	2060	183	125,779	27,738	39,440	107,412	300,369	286,844	123,899	13,525	902,776	5.86	
82	2070	183	148,972	33,922	43,777	134,411	361,081	355,072	152,764	6,009	997,498	5.31	
92	2080	183	176,222	40,676	44,144	164,434	425,477	430,814	184,980	△ 5,336	1,000,115	4.46	
102	2090	183	204,152	46,875	39,389	197,265	487,681	503,922	212,866	△ 16,241	886,571	3.48	
112	2100	183	235,771	54,924	28,688	238,375	557,758	591,935	243,678	△ 34,178	634,419	2.24	
122	2110	183	276,779	64,598	8,558	280,189	630,124	685,629	276,212	△ 55,504	166,344	0.65	

(注1) 長期的な(平成36(2024)年度～)経済前提は次の通り。

物価上昇率	1.4 %	
賃金上昇率(実質<対物価>)	1.6 %	
運用利回り(実質<対物価>)	3.1 %	(平成40(2028)年度～)
運用利回り(スプレッド<対賃金>)	1.5 %	( " )

(注2) 積立比率とは、実質的な支出のうち自前で財源を賅わなければならない部分に対する前年度末に保有する積立金の比率である。

(注3) 金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

資料第5-34⑤ 財政の見通し（厚生年金部分） 経済：ケースE

年度	保険料率	収入					計 ① 億円	支出 ② 億円	厚生年金 拠出金 億円	収支差額 ①-② 億円	年度末 積立金 億円	積立比率
		厚年保険料 億円	公経済負担等 億円	運用収入 億円	厚生年金 交付金 億円	%						
平成	西暦											
27	2015	172.78	21,612	10,309	2,275	22,198	56,393	58,908	21,770	△ 2,515	243,024	4.63
28	2016	176.32	44,870	20,087	5,174	44,936	115,067	119,147	43,983	△ 4,080	238,944	4.48
29	2017	179.86	46,855	19,571	6,039	45,422	117,887	119,809	44,502	△ 1,921	237,023	4.35
30	2018	183	49,125	18,989	7,197	46,578	121,889	121,473	45,479	416	237,439	4.23
31	2019	183	50,991	18,536	8,329	47,390	125,247	122,577	46,044	2,670	240,108	4.18
32	2020	183	52,610	18,090	9,393	47,954	128,047	123,331	46,491	4,716	244,824	4.19
33	2021	183	54,293	17,693	10,482	49,612	132,079	126,038	47,742	6,042	250,866	4.16
34	2022	183	56,111	17,330	11,555	50,825	135,821	127,987	48,648	7,834	258,699	4.19
35	2023	183	58,045	16,959	12,588	51,497	139,088	129,070	49,222	10,019	268,718	4.26
36	2024	183	59,502	16,645	11,954	53,129	141,231	131,885	50,480	9,346	278,063	4.32
37	2025	183	60,612	16,127	12,322	53,874	142,935	132,953	51,004	9,982	288,045	4.42
38	2026	183	61,754	15,751	12,614	53,932	144,051	132,872	51,093	11,179	299,224	4.56
39	2027	183	62,962	15,409	12,935	54,945	146,252	131,495	48,906	14,757	313,982	4.90
40	2028	183	64,148	15,132	13,232	55,885	148,397	133,014	49,603	15,383	329,365	5.07
41	2029	183	65,316	14,927	13,879	56,769	150,891	134,800	50,516	16,091	345,456	5.23
42	2030	183	66,517	14,787	14,556	57,640	153,500	136,678	51,444	16,822	362,278	5.38
47	2035	183	72,538	15,080	18,247	61,884	167,750	149,744	58,438	18,006	452,587	5.98
52	2040	183	79,587	16,513	21,677	68,046	185,824	170,659	69,776	15,164	534,516	6.04
57	2045	183	86,985	18,159	24,616	71,902	201,663	188,431	80,211	13,232	604,968	6.02
62	2050	183	93,504	20,040	27,160	75,632	216,337	204,907	89,148	11,429	665,884	6.00
72	2060	183	105,266	23,785	31,244	90,810	251,105	243,215	104,776	7,890	763,347	5.88
82	2070	183	118,754	27,614	33,147	108,430	287,945	286,621	122,909	1,325	806,283	5.35
92	2080	183	133,805	31,540	31,993	126,264	323,602	331,135	141,745	△ 7,533	773,774	4.51
102	2090	183	147,650	34,621	27,322	144,200	353,793	368,790	155,307	△ 14,997	656,458	3.54
112	2100	183	162,419	38,614	19,037	166,000	386,070	412,391	169,127	△ 26,321	449,398	2.29
122	2110	183	181,612	43,275	5,374	185,959	416,220	454,806	182,267	△ 38,586	111,127	0.66

(注1) 長期的な(平成36(2024)年度～)経済前提は次の通り。

物価上昇率	1.2 %	
賃金上昇率(実質<対物価>)	1.3 %	
運用利回り(実質<対物価>)	3.0 %	(平成40(2028)年度～)
運用利回り(スプレッド<対賃金>)	1.7 %	( " )

(注2) 積立比率とは、実質的な支出のうち自前で財源を賅わなければならない部分に対する前年度末に保有する積立金の比率である。

(注3) 金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

第2節 被用者年金一元化前の財政再計算の経緯

資料第5-34⑥ 財政の見通し（厚生年金部分） 経済：ケースF

年度		保険料率 %	収 入					支出 ② 億円	厚生年金 拠出金 億円	収支差額 ①-② 億円	年度末 積立金 億円	積立比率
			厚年保険料 億円	公経済負担等 億円	運用収入 億円	厚生年金 交付金 億円	計 ① 億円					
平成	西暦											
27	2015	172.78	21,507	10,350	1,944	22,191	59,992	59,140	21,924	△ 3,148	241,828	4.59
28	2016	176.32	44,439	20,123	4,453	44,747	113,762	119,325	44,236	△ 5,564	236,265	4.43
29	2017	179.86	46,173	19,522	4,940	44,943	115,578	119,400	44,574	△ 3,822	232,443	4.29
30	2018	183	48,009	18,913	5,529	45,921	118,372	120,802	45,499	△ 2,430	230,013	4.15
31	2019	183	49,324	18,359	6,138	46,352	120,173	121,116	45,805	△ 943	229,070	4.07
32	2020	183	50,289	17,781	6,576	46,296	120,943	120,561	45,755	382	229,452	4.05
33	2021	183	51,213	17,245	6,999	47,122	122,578	121,548	46,328	1,030	230,483	4.01
34	2022	183	52,172	16,749	7,382	47,452	123,755	121,675	46,503	2,080	232,563	4.00
35	2023	183	53,211	16,258	7,790	47,250	124,509	120,956	46,349	3,553	236,116	4.04
36	2024	183	54,241	15,835	8,525	47,891	126,492	121,805	46,830	4,687	240,804	4.06
37	2025	183	55,252	15,311	8,971	48,011	127,545	121,773	46,892	5,772	246,575	4.13
38	2026	183	56,294	14,963	9,455	47,570	128,282	120,852	46,608	7,430	254,005	4.23
39	2027	183	57,395	14,668	9,968	48,234	130,265	121,025	46,268	9,241	263,246	4.38
40	2028	183	58,476	14,442	10,519	48,981	132,418	122,452	47,008	9,966	273,211	4.47
41	2029	183	59,541	14,285	10,916	49,697	134,439	124,174	47,972	10,265	283,476	4.55
42	2030	183	60,635	14,180	11,325	50,401	136,541	125,931	48,916	10,610	294,086	4.63
47	2035	183	66,124	14,442	13,509	53,620	147,696	136,787	54,922	10,909	349,920	4.94
52	2040	183	72,550	15,714	15,377	58,404	162,046	154,196	64,518	7,850	396,014	4.85
57	2045	183	79,294	16,602	16,753	61,545	174,194	167,693	72,935	6,501	430,404	4.74
62	2050	183	85,236	17,089	18,045	64,607	184,977	178,408	79,572	6,569	463,370	4.73
72	2060	183	95,958	19,995	20,220	77,553	213,725	209,645	92,044	4,080	517,560	4.58
82	2070	183	108,254	22,860	20,942	92,602	244,658	244,904	106,529	△ 246	533,783	4.13
92	2080	183	121,974	25,815	19,863	107,838	275,490	281,072	121,558	△ 5,582	503,602	3.46
102	2090	183	134,595	28,235	16,934	123,154	302,918	312,139	132,474	△ 9,222	427,081	2.71
112	2100	183	148,057	31,474	12,161	141,771	333,463	349,340	144,586	△ 15,877	302,032	1.81
122	2110	183	165,553	35,254	4,298	158,831	363,936	387,310	157,940	△ 23,373	97,773	0.63

(注1) 長期的な(平成36(2024)年度～)経済前提は次の通り。

物価上昇率	1.2 %
賃金上昇率(実質<対物価>)	1.3 %
運用利回り(実質<対物価>)	2.8 % (平成40(2028)年度～)
運用利回り(スプレッド<対賃金>)	1.5 % ( " )

(注2) 積立比率とは、実質的な支出のうち自前で財源を賅わなければならない部分に対する前年度末に保有する積立金の比率である。

(注3) 金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

資料第5-3 4⑦ 財政の見通し（厚生年金部分） 経済：ケースG

年度		保険料率 %	収 入					支 出		収支差額 ①-② 億円	年度末 積立金 億円	積立比率
平成	西暦		厚年保険料 億円	公経済負担等 億円	運用収入 億円	厚生年金 交付金 億円	計 ① 億円	厚生年金 拠出金 億円	② 億円			
27	2015	172.78	21,507	10,350	1,944	22,191	55,992	59,138	21,921	△ 3,146	241,831	4.59
28	2016	176.32	44,439	20,123	4,453	44,747	113,762	119,317	44,228	△ 5,555	236,275	4.44
29	2017	179.86	46,173	19,522	4,940	44,943	115,578	119,393	44,568	△ 3,815	232,460	4.30
30	2018	183	48,009	18,913	5,530	45,921	118,372	120,799	45,496	△ 2,427	230,034	4.15
31	2019	183	49,324	18,359	6,139	46,352	120,173	121,115	45,804	△ 941	229,092	4.07
32	2020	183	50,289	17,781	6,577	46,296	120,944	120,560	45,754	384	229,476	4.05
33	2021	183	51,213	17,245	6,999	47,122	122,579	121,548	46,328	1,031	230,507	4.01
34	2022	183	52,172	16,749	7,383	47,452	123,756	121,676	46,505	2,080	232,587	4.01
35	2023	183	53,211	16,258	7,790	47,250	124,510	120,959	46,351	3,551	236,138	4.04
36	2024	183	54,054	15,834	7,422	47,891	125,202	121,798	46,824	3,404	239,542	4.06
37	2025	183	54,740	15,281	7,561	47,916	125,497	121,527	46,795	3,970	243,512	4.11
38	2026	183	55,445	14,901	7,678	47,375	125,400	120,351	46,412	5,049	248,561	4.20
39	2027	183	56,199	14,565	7,784	47,647	126,195	119,726	45,731	6,469	255,030	4.33
40	2028	183	56,922	14,297	7,891	47,834	126,944	120,042	45,984	6,901	261,932	4.41
41	2029	183	57,619	14,102	8,106	47,950	127,778	120,568	46,413	7,210	269,142	4.48
42	2030	183	58,335	13,965	8,332	48,031	128,663	121,087	46,797	7,577	276,719	4.56
47	2035	183	61,776	14,074	9,487	49,679	135,016	128,342	51,112	6,674	314,106	4.77
52	2040	183	65,818	15,010	10,253	52,206	143,286	140,087	57,997	3,199	337,431	4.59
57	2045	183	69,856	15,514	10,565	53,370	149,304	148,113	63,700	1,191	346,643	4.36
62	2050	183	72,919	15,498	10,703	54,295	153,414	152,748	67,405	666	350,900	4.23
72	2060	183	77,411	15,461	10,942	61,050	164,864	164,532	72,500	332	358,580	4.07
82	2070	183	82,350	16,230	10,627	68,790	177,997	180,208	78,905	△ 2,211	346,961	3.67
92	2080	183	87,497	17,018	9,547	75,571	189,633	194,638	84,984	△ 5,005	310,190	3.09
102	2090	183	91,045	17,471	7,814	81,298	197,627	203,836	87,556	△ 6,208	252,802	2.47
112	2100	183	94,441	18,344	5,572	88,232	206,589	215,418	90,462	△ 8,829	178,048	1.72
122	2110	183	99,580	19,377	2,365	93,326	214,648	226,504	94,393	△ 11,856	71,482	0.73

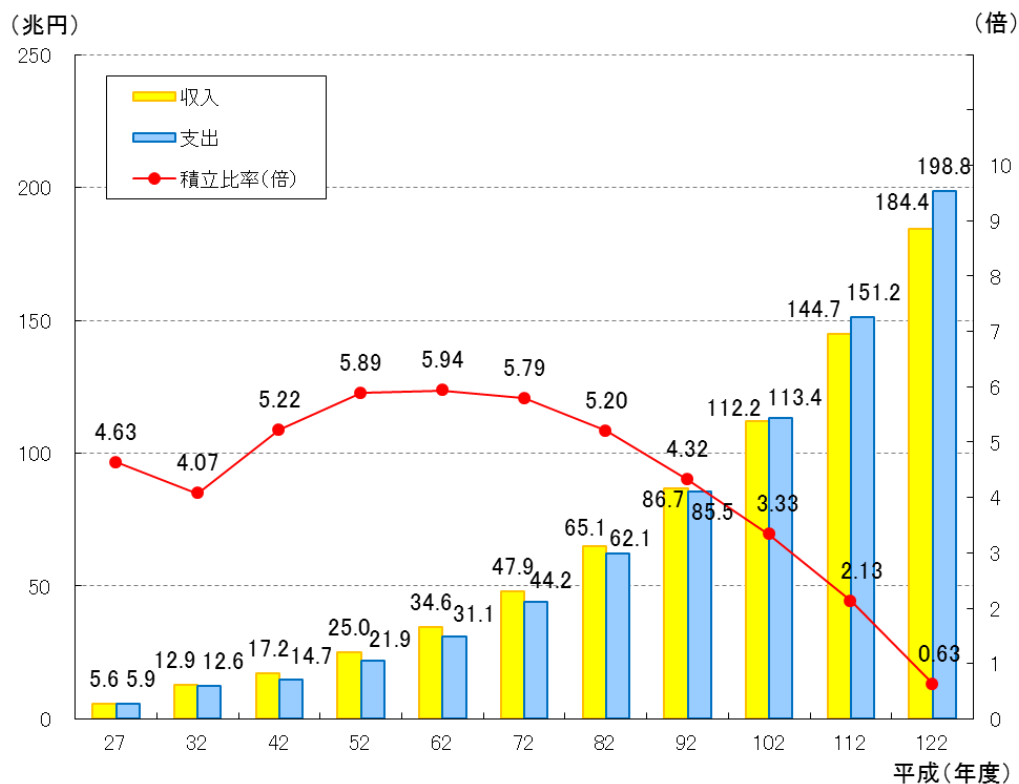
(注1) 長期的な(平成36(2024)年度～)経済前提は次の通り。

物価上昇率	0.9 %	
賃金上昇率(実質<対物価>)	1.0 %	
運用利回り(実質<対物価>)	2.2 %	(平成40(2028)年度～)
運用利回り(スプレッド<対賃金>)	1.2 %	( " )

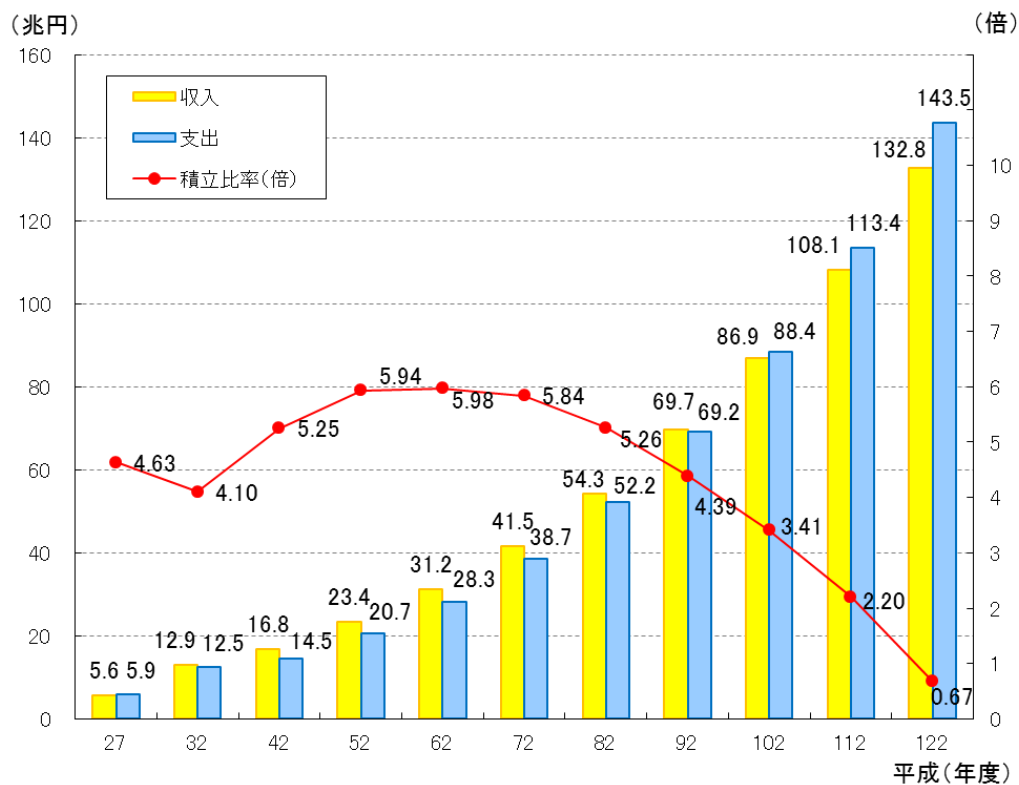
(注2) 積立比率とは、実質的な支出のうち自前で財源を賅わなければならない部分に対する前年度末に保有する積立金の比率である。

(注3) 金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

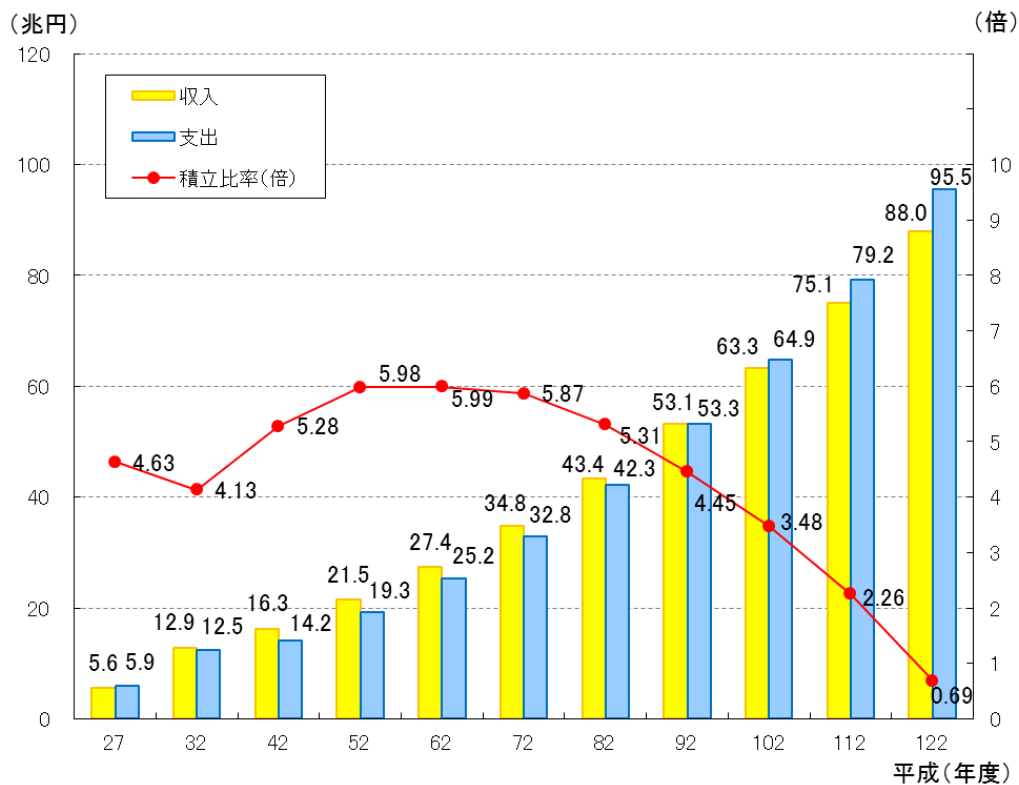
財政の見通し（厚生年金部分） 経済：ケースA （グラフ）①



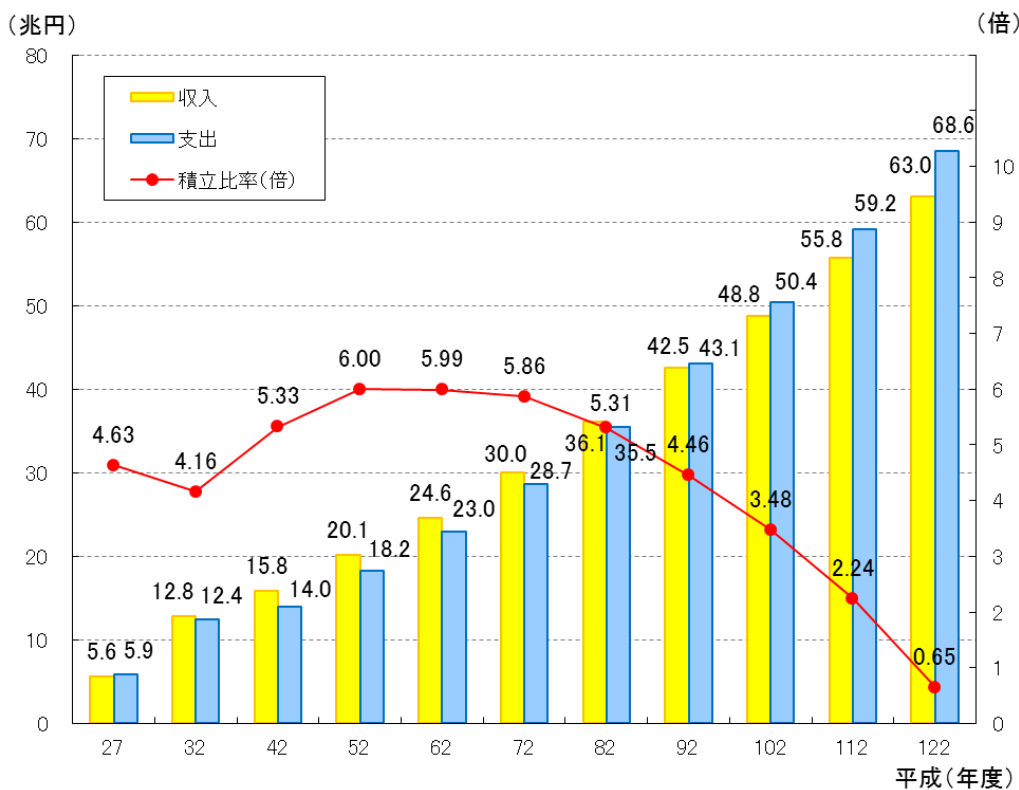
財政の見通し（厚生年金部分） 経済：ケースB （グラフ）②



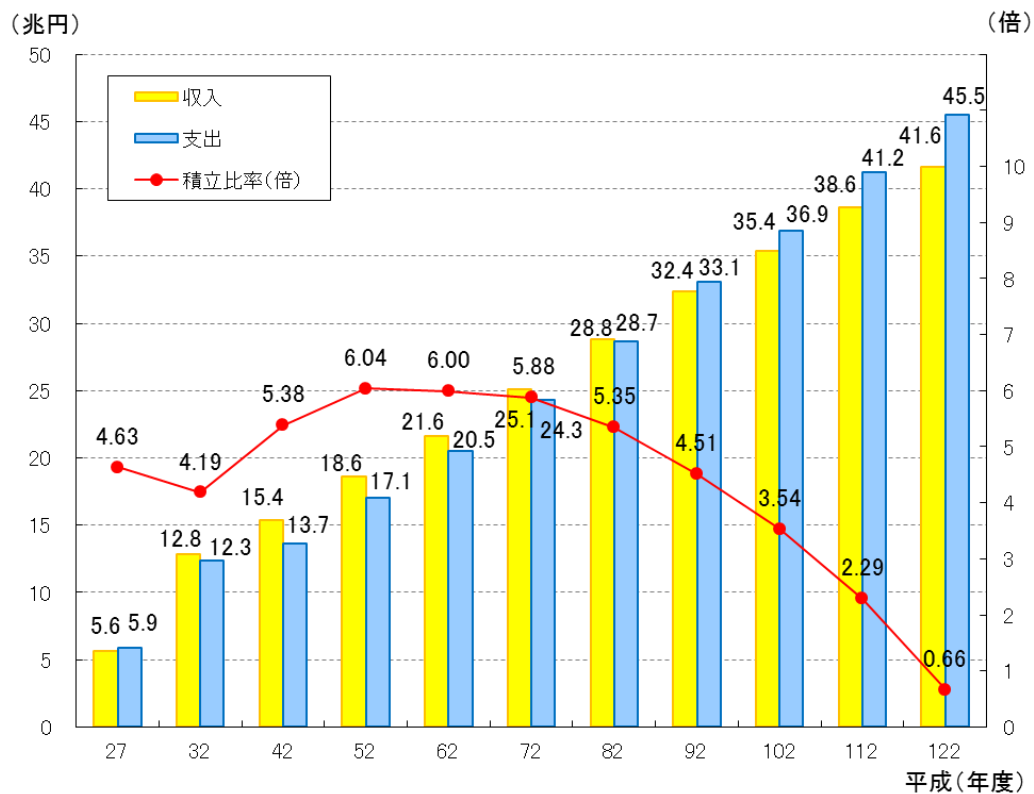
財政の見通し（厚生年金部分） 経済：ケースC （グラフ）③



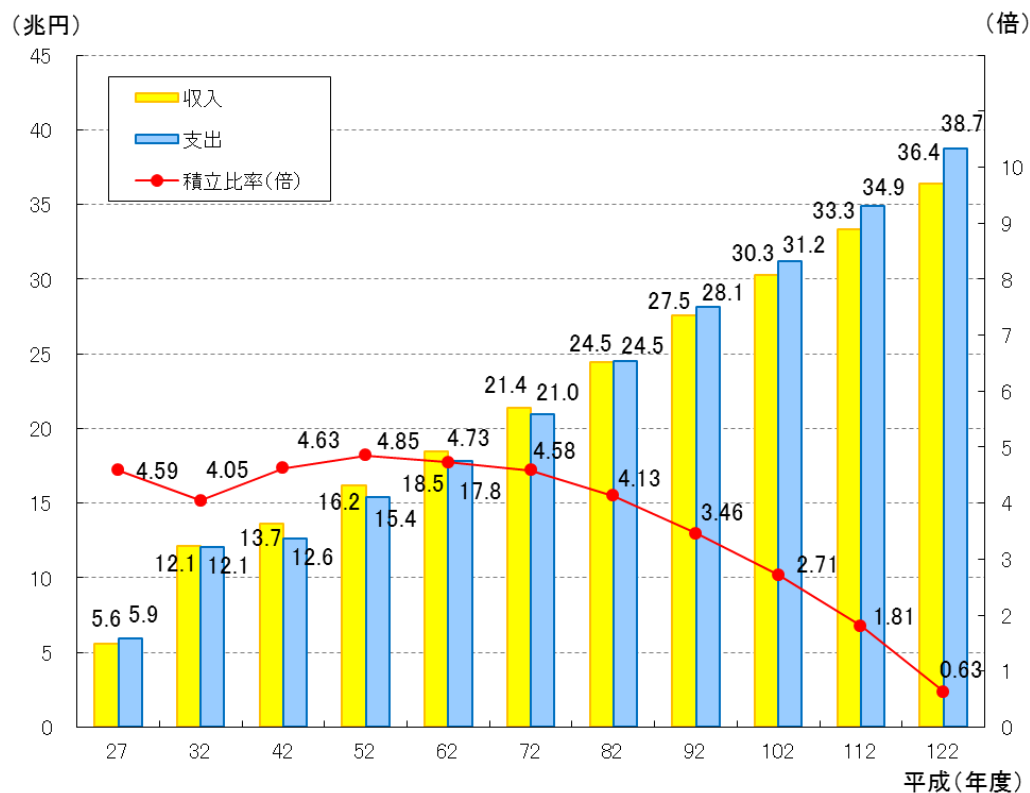
財政の見通し（厚生年金部分） 経済：ケースD （グラフ）④



財政の見通し（厚生年金部分） 経済：ケースE（グラフ）⑤

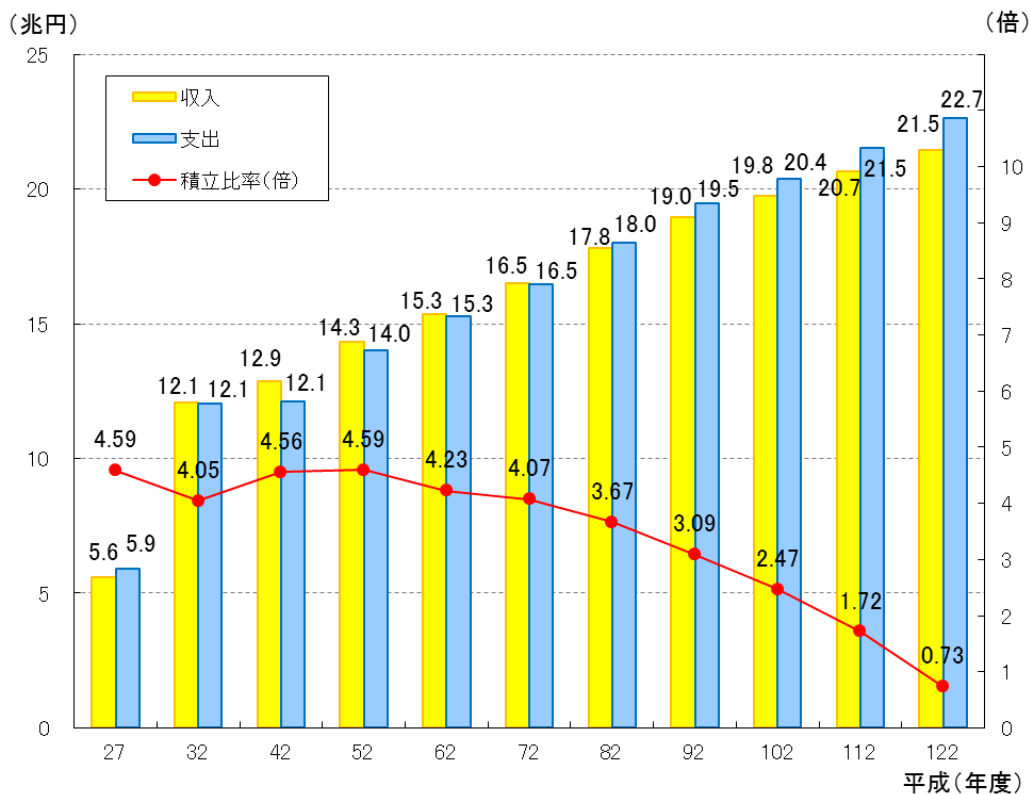


財政の見通し（厚生年金部分） 経済：ケースF（グラフ）⑥





財政の見通し（厚生年金部分） 経済：ケースG（グラフ）⑦



#### ④ 旧職域部分に係る積立金と収支

被用者年金制度の一元化に伴い廃止される職域年金相当部分については、一元化法施行前の組合員期間を基礎として算定した部分(いわゆる旧職域部分)が支給されることとなっている。

今回の財政再計算においては、厚生年金部分にかかる財政の見通しの前提条件と同じ条件のもとで、旧職域部分に係る積立金と収支について算定した。(資料第5-35)

旧職域部分の支払いに充てるための開始時点の積立金は、被用者年金制度が一元化される前の地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の積立金から厚生年金の積立水準に相当する額を厚生年金の共通財源として仕分けた残りの額となっており、経済前提：ケースA～ケースEについては、19.8兆円、経済前提：ケースF・ケースGについては、19.7兆円と見込まれている。

一方、旧職域年金部分の支払いに要する純費用として、収支差額の現在価値の合計額を求めると、経済前提：ケースA～ケースGのいずれのケースにおいても、開始時点の積立金で十分賄える見込みとなっている。

資料第5-35 旧職域部分に係る積立金と収支

(1) 経過的長期給付に係る積立金の額(時価ベース)

経済:ケースA~E 197,563 億円

経済:ケースF・G 197,494 億円

(2) 経過的長期給付に係る収支(運用収入を除く)

年 度		経済:ケースA			経済:ケースB			経済:ケースC			経済:ケースD				
平成	西 暦	運用収入を 除く収入	支 出	収支差額	運用収入を 除く収入	支 出	収支差額	運用収入を 除く収入	支 出	収支差額	運用収入を 除く収入	支 出	収支差額		
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円		
27	2015	348	3,412	△3,064	348	3,412	△3,064	348	3,412	△3,064	348	3,412	△3,064		
28	2016	656	6,970	△6,314	656	6,970	△6,314	656	6,970	△6,314	656	6,970	△6,314		
29	2017	616	7,136	△6,520	613	7,096	△6,483	612	7,080	△6,468	612	7,080	△6,468		
30	2018	579	7,436	△6,857	576	7,394	△6,818	572	7,345	△6,773	569	7,304	△6,735		
31	2019	545	7,616	△7,071	542	7,573	△7,031	539	7,523	△6,984	535	7,469	△6,934		
32	2020	508	7,773	△7,265	505	7,729	△7,224	502	7,678	△7,176	499	7,623	△7,125		
33	2021	474	8,090	△7,616	472	8,044	△7,573	469	7,991	△7,523	465	7,934	△7,469		
34	2022	443	8,287	△7,844	441	8,240	△7,800	438	8,186	△7,748	435	8,127	△7,692		
35	2023	409	8,464	△8,055	407	8,416	△8,009	404	8,360	△7,956	401	8,300	△7,899		
36	2024	377	8,776	△8,399	375	8,726	△8,352	372	8,669	△8,296	370	8,606	△8,237		
37	2025	347	8,946	△8,600	345	8,882	△8,538	342	8,810	△8,468	339	8,733	△8,394		
38	2026	316	9,092	△8,776	313	9,009	△8,696	310	8,919	△8,609	307	8,824	△8,517		
39	2027	287	9,364	△9,077	284	9,261	△8,977	280	9,149	△8,868	277	9,033	△8,757		
40	2028	259	9,619	△9,360	256	9,493	△9,237	253	9,358	△9,106	249	9,221	△8,972		
41	2029	234	9,858	△9,625	230	9,708	△9,478	226	9,548	△9,321	223	9,388	△9,165		
42	2030	209	10,080	△9,871	206	9,905	△9,699	202	9,718	△9,516	198	9,534	△9,336		
47	2035	116	11,124	△11,008	113	10,748	△10,635	109	10,364	△10,255	105	10,039	△9,933		
52	2040	63	12,316	△12,253	60	11,644	△11,584	56	10,895	△10,838	53	10,306	△10,253		
57	2045	36	12,467	△12,430	34	11,565	△11,532	31	10,565	△10,534	29	9,804	△9,776		
62	2050	23	11,830	△11,807	21	10,766	△10,745	19	9,601	△9,582	17	8,740	△8,724		
72	2060	10	8,799	△8,788	9	7,707	△7,698	8	6,545	△6,538	7	5,730	△5,723		
82	2070	3	4,986	△4,982	3	4,203	△4,200	2	3,400	△3,398	2	2,862	△2,860		
92	2080	0	1,908	△1,908	0	1,550	△1,550	0	1,197	△1,196	0	970	△970		
102	2090	0	380	△380	0	298	△298	0	219	△219	0	171	△171		
112	2100	0	22	△22	0	16	△16	0	12	△12	0	9	△9		
122	2110	0	0	△0	0	0	△0	0	0	△0	0	0	△0		
収支差額の現在価値の合計				△189,111					△187,247					△184,128	△182,354

(注1) 経過的長期給付に係る積立金額のうち、評価損益は0.9兆円程度。

(注2) 金額は各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で計と内訳が一致しないことがある。

第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

年 度		経済：ケースE			経済：ケースF			経済：ケースG				
		運用収入を 除く収入	支 出	収支差額	運用収入を 除く収入	支 出	収支差額	運用収入を 除く収入	支 出	収支差額		
平 成	西 暦	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円		
27	2015	348	3,412	△3,064	348	3,411	△3,063	348	3,411	△3,063		
28	2016	656	6,970	△6,314	653	6,939	△6,285	653	6,939	△6,285		
29	2017	612	7,080	△6,468	606	7,007	△6,401	606	7,007	△6,401		
30	2018	569	7,304	△6,735	562	7,208	△6,646	562	7,208	△6,646		
31	2019	532	7,416	△6,885	520	7,254	△6,734	520	7,254	△6,734		
32	2020	494	7,548	△7,054	476	7,276	△6,800	476	7,276	△6,800		
33	2021	461	7,856	△7,395	437	7,441	△7,004	437	7,441	△7,004		
34	2022	431	8,047	△7,616	401	7,490	△7,089	401	7,490	△7,089		
35	2023	397	8,218	△7,821	364	7,521	△7,157	364	7,521	△7,157		
36	2024	366	8,521	△8,155	330	7,663	△7,333	330	7,663	△7,333		
37	2025	335	8,633	△8,298	298	7,671	△7,372	298	7,657	△7,360		
38	2026	303	8,706	△8,404	267	7,651	△7,384	266	7,623	△7,357		
39	2027	273	8,895	△8,622	240	7,791	△7,551	237	7,688	△7,451		
40	2028	245	9,060	△8,815	215	7,930	△7,715	210	7,729	△7,519		
41	2029	218	9,203	△8,984	192	8,051	△7,859	185	7,749	△7,564		
42	2030	194	9,324	△9,130	171	8,154	△7,983	163	7,748	△7,586		
47	2035	102	9,689	△9,587	89	8,455	△8,366	83	7,842	△7,759		
52	2040	50	9,659	△9,609	44	8,368	△8,324	40	7,593	△7,552		
57	2045	26	8,971	△8,945	23	7,726	△7,703	20	6,762	△6,743		
62	2050	15	7,807	△7,792	13	6,729	△6,716	11	5,707	△5,696		
72	2060	6	4,868	△4,863	5	4,202	△4,198	4	3,351	△3,347		
82	2070	2	2,313	△2,311	1	1,997	△1,996	1	1,496	△1,495		
92	2080	0	746	△746	0	643	△643	0	452	△452		
102	2090	0	126	△126	0	108	△108	0	72	△72		
112	2100	0	6	△6	0	5	△5	0	3	△3		
122	2110	0	0	△0	0	0	△0	0	0	△0		
				△ 179,368					△ 176,146			△ 179,599

(4) 再計算に伴う定款変更

平成26年財政再計算の結果に基づき、定款に、一元化法施行前の平成27年9月までの保険料率（掛金率と負担金率の合計）を定めることとされた。（資料第5-36）

掛金率と負担金率は、保険料率の1/2とし、毎月の給料に乘じる率は、給料に1.25（手当率は給料の0.25）を乘じた額に賦課したものと同一となるように調整（地方公務員共済組合の場合）することとなる。

## 資料第5-36 保険料率の見通し(平成26年9月から平成27年9月まで)

(単位:%)

区 分		現 行	26年9月～ 27年8月	27年9月
保険料率(総報酬ベース) ①		165.70	169.24 (+3.54)	172.78 (+3.54)
掛 金 率	給料との割合 (①×50/100×1.25)	103.5625	105.7750 (+2.2125)	107.9875 (+2.2125)
	期末手当等との割合 (①×50/100)	82.85	84.62 (+1.77)	86.39 (+1.77)

平成26年財政再計算結果及びそれに伴う掛金率の変更に係る定款の変更案については、連合会の運営審議会において、慎重に審議が行われた。

各委員からは、「今回の財政再計算における経済前提に対する考え方」、「前回の財政再計算結果と実績の比較」、「財政再計算結果についての組合員に対するわかりやすい周知」などについて、質疑・要望が出されたが、同運営審議会において、原案通り了承された。その後、定款変更については、総務大臣の認可を受け、9月1日から実施された。

## (5) 平成26年再計算についての広報

財政再計算に係る組合員への広報については、平成25年度から、連合会の機関誌PALに3回にわたり記事を掲載するとともに、連合会のホームページにも記事を掲載した。

また、財政再計算結果及び掛金率の改定に係る全組合員向けリーフレットを作成し、各共済組合を通じて配布した。

併せて、必要に応じ、各共済組合に原稿を送付するとともに、広報誌への掲載依頼をし、組合員へのより一層の周知を図った。

## 【実施状況】

## 平成25年度

## ア 各組合への広報依頼

- ・連合会ホームページにおける財政再計算関連情報の周知  
(平成26年2月6日広報誌掲載依頼)
- ・地共済年金財政の現状について  
(平成26年2月6日広報誌掲載依頼)

## イ 連合会だよりPAL

- ・地共済年金財政の現状について  
(PAL第177号 平成26年3月号)

## ウ ホームページ

- ・地共済年金財政の現状について  
(PAL第177号 平成26年3月号より)

## 第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

### 平成26年度

#### ア 運営審議会

- ・ 財政再計算結果の説明 平成26年6月27日
- ・ 地方公務員共済組合連合会定款の変更 //

#### イ 全組合員向けリーフレットの配布 7月「財政再計算の結果及び新掛金率について」

#### ウ 連合会だよりPAL

- ・ 財政再計算結果について (PAL第179号 平成26年7月号)
- ・ 掛金率及び負担金率の改定について (PAL第179号 平成26年7月号)

#### エ ホームページ

- ・ 財政再計算に係る総務大臣の定める算定方法 (平成26年6月10日掲載)
- ・ 平成26年財政再計算結果について (平成26年6月27日掲載)
- ・ 「財政再計算の結果及び新掛金率について」リーフレット (平成26年7月29日掲載)
- ・ 財政再計算結果について (PAL第179号 平成26年7月号より)
- ・ 掛金率及び負担金率の改定について (PAL第179号 平成26年7月号より)

10 保険料率の推移

昭和38年度～平成6年度(その1)

年度	組合名等		地方職員 (地方共済)		地方職員 (団体共済)		公立学校		警察	
	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率		
1	昭和38年度	44.0	55.0	-	-	44.0	56.0	47.0	59.0	
2	昭和39年度	42.0	57.0	42.0	57.0	42.0	58.0	45.0	61.0	
3	昭和40年度	42.0	57.0	42.0	57.0	42.0	58.0	45.0	61.0	
4	昭和41年度	42.0	57.0	42.0	57.0	42.0	58.0	45.0	61.0	
5	昭和42年度	45.0	62.5	44.0	60.5	45.0	62.5	48.0	67.0	
6	昭和43年度	45.0	62.5	44.0	60.5	45.0	62.5	48.0	67.0	
7	昭和44年度	45.0	62.5	44.0	60.5	45.0	62.5	48.0	67.0	
8	昭和45年度	45.0	62.5	44.0	60.5	45.0	62.5	48.0	67.0	
9	昭和46年度	45.0	62.5	44.0	60.5	45.0	62.5	48.0	67.0	
10	昭和47年度	45.0	62.5	44.0	60.5	45.0	62.5	48.0	67.0	
11	昭和48年度	45.0	62.5	44.0	60.5	45.0	62.5	48.0	67.0	
12	昭和49年度	47.0	65.0	46.0	63.5	47.0	65.0	49.5	69.0	
13	昭和50年度	47.0	65.0	46.0	63.5	47.0	65.0	49.5	69.0	
14	昭和51年度	47.0	65.0	46.0	63.5	47.0	65.0	49.5	69.0	
15	昭和52年度	47.0	65.0	46.0	63.5	47.0	65.0	49.5	69.0	
16	昭和53年度	47.0	65.0	46.0	63.5	47.0	65.0	49.5	69.0	
17	昭和54年度	52.0	72.5	51.0	71.5	52.0	72.5	56.0	79.0	
18	昭和55年度	52.0	72.5	51.0	71.5	52.0	72.5	57.5	82.0	
19	昭和56年度	52.0	72.5	51.0	71.5	52.0	72.5	57.5	82.0	
20	昭和57年度	52.0	72.5 (67.5)	51.0	71.5 (66.75)	52.0	72.5 (67.5)	57.5	82.0 (76.5)	
21	昭和58年度	52.0	72.5 (67.5)	51.0	71.5 (66.75)	52.0	72.5 (67.5)	57.5	82.0 (76.5)	
22	昭和59年度	69.0	96.5 (90.0)	68.0	95.0 (88.5)	72.5	100.5 (93.75)	78.5	110.5 (103.0)	
23	昭和60年度	69.0	96.5 (90.0)	68.0	95.0 (88.5)	72.5	100.5 (93.75)	78.5	110.5 (103.0)	
24	昭和61年度	69.0	70.5	68.0	69.0	72.5	73.5	78.5	80.5	
25	昭和62年度	69.0	70.5	68.0	69.0	72.5	73.5	78.5	80.5	
26	昭和63年度	69.0	70.5	68.0	69.0	72.5	73.5	78.5	80.5	
27	平成元年度			掛金率:	88.0	負担金率:	89.0			
28	平成2年度			掛金率:	88.0	負担金率:	89.0			
29	平成3年度			掛金率:	88.0	負担金率:	89.0			
30	平成4年度			掛金率:	88.0	負担金率:	89.0			
31	平成5年度			掛金率:	88.0	負担金率:	89.0			
32	平成6年度			掛金率:	99.0	負担金率:	100.0			

(注) ①掛金率及び負担金率は、一般組合員及び長期組合員に係るものである。また、警察共済組合に  
 ②( )内の率は、いわゆる「行革特例法」の施行に伴い昭和57年～昭和60年度までの間、公的負担分と

第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

(単位:‰)

東京都		札幌市		川崎市		横浜市		名古屋市		実施時期
掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	
44.0	55.0	-	-	-	-	44.0	55.0	44.0	55.0	37年12月
42.0	57.0	-	-	-	-	42.0	57.0	42.0	57.0	39年10月
42.0	57.0	-	-	-	-	42.0	57.0	42.0	57.0	団共 41年3月
42.0	57.0	-	-	-	-	42.0	57.0	42.5	57.0	
44.0	61.0	-	-	-	-	45.0	63.0	45.5	63.0	42年12月
44.0	61.0	-	-	-	-	45.0	63.0	45.5	63.0	
44.0	61.0	-	-	-	-	45.0	63.0	45.5	63.0	45年 1月
44.0	61.0	-	-	-	-	45.0	63.0	45.5	63.0	
44.0	61.0	-	-	-	-	45.0	63.0	45.5	63.0	
44.0	61.0	44.5	61.5	44.5	61.5	45.0	63.0	45.5	63.0	
44.0	61.0	44.5	61.5	44.5	61.5	45.0	63.0	45.5	63.0	
46.0	63.5	46.5	64.5	46.5	64.5	47.0	65.5	47.5	65.5	50年 1月
46.0	63.5	46.5	64.5	46.5	64.5	47.0	65.5	47.5	65.5	
46.0	63.5	46.5	64.5	46.5	64.5	47.0	65.5	47.5	65.5	
46.0	63.5	46.5	64.5	46.5	64.5	47.0	65.5	47.5	65.5	
46.0	63.5	46.5	64.5	46.5	64.5	47.0	65.5	47.5	65.5	
50.5	70.5	51.0	71.5	51.5	72.0	51.5	72.0	52.5	73.0	55年 1月
50.5	70.5	51.0	71.5	51.5	72.0	51.5	72.0	52.5	72.0	警察 55年12月
50.5	70.5	51.0	71.5	51.5	72.0	51.5	72.0	52.5	72.0	
50.5	70.5 (65.75)	51.0	71.5 (66.75)	51.5	72.0 (67.0)	51.5	72.0 (67.0)	52.5	72.0 (67.0)	
50.5	70.5 (65.75)	51.0	71.5 (66.75)	51.5	72.0 (67.0)	51.5	72.0 (67.0)	52.5	72.0 (67.0)	
		掛金率: 69.0		負担金率: 96.5 (90.0)						59年12月
		掛金率: 69.0		負担金率: 96.5 (90.0)						
		掛金率: 69.0		負担金率: 70.5						61年 4月
		掛金率: 69.0		負担金率: 70.5						
		掛金率: 69.0		負担金率: 70.5						
		掛金率: 88.0		負担金率: 89.0						元年12月
		掛金率: 88.0		負担金率: 89.0						
		掛金率: 88.0		負担金率: 89.0						
		掛金率: 88.0		負担金率: 89.0						
		掛金率: 88.0		負担金率: 89.0						
		掛金率: 99.0		負担金率: 100.0						6年12月

ついては、特定警察組合員に係るものである(昭和38年～昭和63年迄)。  
して払い込むべき金額3/4に相当する金額とされたため、実際に適用された率である。

## 第2節 被用者年金一元化前の財政再計算の経緯

昭和38年度～平成6年度(その2)

組合名等 年 度		京 都 市		大 阪 市		神 戸 市		広 島 市	
		掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率
1	昭和38年度	44.0	55.0	44.0	55.0	44.0	55.0	-	-
2	昭和39年度	42.0	57.0	42.0	57.0	42.0	57.0	-	-
3	昭和40年度	42.0	57.0	42.0	57.0	42.0	57.0	-	-
4	昭和41年度	42.0	57.0	42.0	57.0	42.0	57.0	-	-
5	昭和42年度	45.5	63.0	45.5	63.0	45.0	63.0	-	-
6	昭和43年度	45.5	63.0	45.5	63.0	45.0	63.0	-	-
7	昭和44年度	45.5	63.0	45.5	63.0	45.0	63.0	-	-
8	昭和45年度	45.5	63.0	45.5	63.0	45.0	63.0	-	-
9	昭和46年度	45.5	63.0	45.5	63.0	45.0	63.0	-	-
10	昭和47年度	45.5	63.0	45.5	63.0	45.0	63.0	-	-
11	昭和48年度	45.5	63.0	45.5	63.0	45.0	63.0	-	-
12	昭和49年度	47.5	65.5	47.5	65.5	47.0	65.5	-	-
13	昭和50年度	47.5	65.5	47.5	65.5	47.0	65.5	-	-
14	昭和51年度	47.5	65.5	47.5	65.5	47.0	65.5	-	-
15	昭和52年度	47.5	65.5	47.5	65.5	47.0	65.5	-	-
16	昭和53年度	47.5	65.5	47.5	65.5	47.0	65.5	-	-
17	昭和54年度	52.5	73.5	52.5	73.0	52.0	73.0	-	-
18	昭和55年度	52.5	73.5	52.5	73.0	52.0	73.0	51.5	72.5
19	昭和56年度	52.5	73.5	52.5	73.0	52.0	73.0	51.5	72.5
20	昭和57年度	52.5	73.5 (68.5)	52.5	73.0 (68.0)	52.0	73.0 (68.0)	51.5	72.5 (67.5)
21	昭和58年度	52.5	73.5 (68.5)	52.5	73.0 (68.0)	52.0	73.0 (68.0)	51.5	72.5 (67.5)
22	昭和59年度	掛金率: 69.0		負担金率: 96.5 (90.0)					
23	昭和60年度	掛金率: 69.0		負担金率: 96.5 (90.0)					
24	昭和61年度	掛金率: 69.0		負担金率: 70.5					
25	昭和62年度	掛金率: 69.0		負担金率: 70.5					
26	昭和63年度	掛金率: 69.0		負担金率: 70.5					
27	平成元年度	掛金率: 88.0		負担金率: 89.0					
28	平成2年度	掛金率: 88.0		負担金率: 89.0					
29	平成3年度	掛金率: 88.0		負担金率: 89.0					
30	平成4年度	掛金率: 88.0		負担金率: 89.0					
31	平成5年度	掛金率: 88.0		負担金率: 89.0					
32	平成6年度	掛金率: 99.0		負担金率: 100.0					

(注) ①掛金率及び負担金率は、一般組合員及び長期組合員に係るものである。また、警察共済組合に  
 ②( )内の率は、いわゆる「行革特例法」の施行に伴い昭和57年～昭和60年度までの間、公的負担分と



第5章 被用者年金一元化前の長期給付の保険料率の算定

(単位:‰)

北九州市		福岡市		市町村		都市		実施時期	
掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率		
44.0	55.0	-	-	44.0	55.0	44.0	55.0	37年12月	1
42.0	57.0	-	-	42.0	57.0	42.0	57.0	39年10月	2
42.0	57.0	-	-	42.0	57.0	42.0	57.0		3
42.0	57.0	-	-	42.0	57.0	42.0	57.0		4
45.0	62.5	-	-	44.0	61.0	44.5	61.5	42年12月	5
45.0	62.5	-	-	44.0	61.0	44.5	61.5		6
45.0	62.5	-	-	44.0	61.0	44.5	61.5	45年1月	7
45.0	62.5	-	-	44.0	61.0	44.5	61.5		8
45.0	62.5	-	-	44.0	61.0	44.5	61.5		9
45.0	62.5	44.5	61.5	44.0	61.0	44.5	61.5		10
45.0	62.5	44.5	61.5	44.0	61.0	44.5	61.5		11
47.0	65.0	46.5	64.5	46.0	64.0	46.5	64.5	50年1月	12
47.0	65.0	46.5	64.5	46.0	64.0	46.5	64.5		13
47.0	65.0	46.5	64.5	46.0	64.0	46.5	64.5		14
47.0	65.0	46.5	64.5	46.0	64.0	46.5	64.5		15
47.0	65.0	46.5	64.5	46.0	64.0	46.5	64.5		16
52.5	73.5	52.0	73.0	51.0	72.0	51.5	72.5	55年1月	17
52.5	73.5	52.0	73.0	51.0	72.0	51.5	72.5		18
52.5	73.5	52.0	73.0	51.0	72.0	51.5	72.5		19
52.5	73.5 (68.5)	52.0	73.0 (68.0)	51.0	72.0 (67.25)	51.5	72.5 (67.5)		20
52.5	73.5 (68.5)	52.0	73.0 (68.0)	51.0	72.0 (67.25)	51.5	72.5 (67.5)		21
掛金率:		69.0		負担金率:		96.5 (90.0)		59年12月	22
掛金率:		69.0		負担金率:		96.5 (90.0)			23
掛金率:		69.0		負担金率:		70.5		61年4月	24
掛金率:		69.0		負担金率:		70.5			25
掛金率:		69.0		負担金率:		70.5			26
掛金率:		88.0		負担金率:		89.0		元年12月	27
掛金率:		88.0		負担金率:		89.0			28
掛金率:		88.0		負担金率:		89.0			29
掛金率:		88.0		負担金率:		89.0			30
掛金率:		88.0		負担金率:		89.0			31
掛金率:		99.0		負担金率:		100.0		6年12月	32

については、特定警察組合員に係るものである(S38～S63迄)。

して払い込むべき金額3/4に相当する金額とされたため、実際に適用された率である。

第2節 被用者年金一元化前の財政再計算の経緯

平成7年度以降

(単位:‰)

項目 年 度	給料		期末手当等		実施時期
	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	
33 平成7年度	99.0	100.0	5.0	5.0	
34 平成8年度	103.5	104.7	5.0	5.0	8年12月
35 平成9年度	103.5	104.7	5.0	5.0	
36 平成10年度	103.5	104.7	5.0	5.0	
37 平成11年度	103.5	104.7	5.0	5.0	11年12月据置
38 平成12年度	103.5	104.7	5.0	5.0	
39 平成13年度	103.5	104.7	5.0	5.0	
40 平成14年度	103.5	104.7	5.0	5.0	
41 平成15年度	81.0	82.1	64.8	65.7	総報酬制の導入
42 平成16年度	83.65	83.65	66.92	66.92	16年10月
43 平成17年度	85.8625	85.8625	68.69	68.69	17年9月
44 平成18年度	88.0750	88.0750	70.46	70.46	18年9月
45 平成19年度	90.2875	90.2875	72.23	72.23	19年9月
46 平成20年度	92.5	92.5	74.0	74.0	20年9月
47 平成21年度	94.7125	94.7125	75.77	75.77	21年9月
48 平成22年度	96.9250	96.9250	77.54	77.54	22年9月
49 平成23年度	99.1375	99.1375	79.31	79.31	23年9月
50 平成24年度	101.3500	101.3500	81.08	81.08	24年9月
51 平成25年度	103.5625	103.5625	82.85	82.85	25年9月
52 平成26年度	105.7750	105.7750	84.62	84.62	26年9月
53 平成27年度	107.9875	107.9875	86.39	86.39	27年9月

(注) ①掛金率及び負担金率は、一般組合員及び長期組合員に係るものである。

②平成7年4月1日～平成15年3月31日の期末手当等に対する率は、特別掛金に係るものである。

### 第3節 被用者年金一元化後に引き続く給付に要する費用の取扱い

#### 1 被用者年金一元化前に発生した公務等給付に係る負担金率の算定

##### (1) 被用者年金一元化後の取扱い

被用者年金一元化以後、公務による傷病に起因する給付については、年金払い退職給付制度における公務障害年金及び公務遺族年金となった。

しかしながら、被用者年金一元化前の公務による傷病に起因する給付については、従前どおり、地共済年金における公務等給付が支給されることとなった。

その財源については、一元化法附則において、なお従前の例によるものとされたことから、被用者年金一元化前と同様に100%使用者負担となり、その負担金を算定するための負担金率については、運用方針により、被用者年金一元化前と同様に、連合会が定めることとされた。

##### (2) 被用者年金一元化前との相違点

被用者年金一元化前は、総務省の指示に基づき、直近の財政再計算結果を基におおむね100年間にわたる公務等給付に係る現価合計額を総報酬額の現価で除す方式（平準化方式）により、5年に一度、公務等給付に係る負担金率を算定してきた。

しかしながら、被用者年金一元化以後、毎年の給付額が減少していくことが予想されることから、総務省の指示に基づき、年度ごとによる細かな設定が可能となるよう、制度切替に伴う経過措置を適用したうえで、これまでの平準化方式に替えて、単年度の公務等給付を当該年度の負担金収入で賄う賦課方式に基づき負担金率を算定する方法を採用することとした。

あわせて、その算定結果については、毎年度、連合会から各共済組合に通知することとした。

なお、この負担金率の算定にあたっては、直近の実情を把握している、各共済組合が作成した基礎数値を用いることとした。

**(3) 被用者年金一元化後における公務等給付に係る負担金率**

被用者年金一元化後における、毎年の公務等給付に係る負担金率は以下のとおり。

**資料第5-37 公務等給付に係る負担金率**

(単位：‰)

年度	負担金率
平成27年度 (10月から)	0.2630
平成28年度	0.1870
平成29年度	0.1122
平成30年度	0.1035
平成31年度 令和元年度	0.1098
令和2年度	0.1033
令和3年度	0.1001
令和4年度	0.1105
令和5年度	0.0990
令和6年度	0.0953

なお、標準報酬制導入前の平成27年9月以前の率は以下のとおり。

**資料第5-38 公務等給付に係る負担金率(平成27年4月から9月まで)**

(単位：‰)

区分	負担金率
給料の額に 乗じる値	0.3288
期末手当等の 額に乗じる値	0.2630

**2 経過的長期給付に係る財政の現況及び見通し**

**(1) 経過的長期給付に係る財政**

被用者年金一元化に伴い、地方公務員共済組合が支払う長期給付は、厚生年金保険給付及び年金払い退職給付となり、これに加え、経過措置として、被用者年金一元化前に裁定された地共済年金及び被用者年金一元化前の組合員期間に基づく改正前地共法による職域加算額

となった。

このうち、厚生年金保険給付及び被用者年金一元化前に裁定された地共済年金のうち職域年金相当部分を除いた部分（旧共済年金にあつては、給付費の110分の100に相当する部分等とし、公務等給付及び旧法年金にあつては対象外とする。）にあつては、厚生年金保険経理で年金を支給し、少なくとも5年に一度、厚生労働省が実施する財政検証の対象となり、年金払い退職給付にあつては、退職等年金経理で年金を支給し、毎年財政検証を実施したうえで、少なくとも5年に一度財政再計算を実施することとなった。

一方、上記以外の給付（被用者年金一元化前に裁定された地共済年金のうち職域年金相当部分、公務等給付並びに旧法年金や改正前地共法による職域加算額）については、経過的長期給付として、経過的長期経理で年金を支給することとされた。

この経過的長期給付には、厚生年金保険給付や年金払い退職給付のような財政検証・財政再計算の規定は存在しないが、改正法附則の規定により、政府が経過的長期給付の収支並びに積立金の状況に鑑み、必要があると認められるときは、その在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされた。

この検討を行うため、総務省自治行政局長通知（平成27年9月30日付総行福第195号）により連合会に対し、「厚年法第2条の4に規定する財政の現況及び見通しが作成されたときは、改正法附則第86条の3に規定する地方の組合の経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しを作成し、総務大臣に報告することとする。なお、当該地方の組合の経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しについては、国共連合会に係るものと合算して作成するものとする。」ように指示があった。

### （2）準備作業

経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しを作成するために必要となる給付費等の見通しを作成するため、平成28年度から平成30年度にかけて3か年計画で、被用者年金一元化前の財政再計算に用いていた将来の給付費等を推計するシステム（汎用機システム）をベースとした新たなシステム（サーバシステム）を開発した。

また、厚生年金保険の財政検証に係る計算基礎率（地共済分）を厚生労働省から入手した。

## 3 令和元年度に実施した財政の見通しの作成

### （1）財政の見通し作成の前提条件

令和元年8月27日に、厚生労働省が国民年金及び厚生年金保険に係る令和元年財政検証結果を公表したことを受け、令和元年9月13日に、総務省より、令和元年財政検証における経済前提ケースⅠ～Ⅴを前提とした「経過的長期給付に係る財政の現況及び見通し」を作成する旨の通知が発出された。

### 第3節 被用者年金一元化後に引き続き給付に要する費用の取扱い

#### 資料第5-39 令和元年厚生年金財政検証における経済前提

##### ○2029（令和11）年度以降の長期の経済前提

		物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り	
				実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>
ケースⅠ	内閣府試算 「成長実現ケー ス」に接続する もの	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%
ケースⅡ		1.6%	1.4%	2.9%	1.5%
ケースⅢ		1.2%	1.1%	2.8%	1.7%
ケースⅣ	内閣府試算 「ベースライン ケース」に接続 するもの	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%
ケースⅤ		0.8%	0.8%	2.0%	1.2%
ケースⅥ		0.5%	0.4%	0.8%	0.4%

##### ○2028（令和10）年度までの足元の経済前提

- ・内閣府 成長実現ケースに接続するケース（ケースⅠ～ケースⅢ）

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
物価上昇率	0.7%	0.8%	1.0%	1.4%	1.7%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	
賃金上昇率 (実質<対物価>)	0.4%	0.4%	0.4%	0.8%	1.2%	1.3%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	
運用 利回 り	実質 <対物価>	1.0%	0.9%	0.7%	0.3%	0.0%	▲0.3%	0.0%	0.3%	0.5%	0.6%
	スプレッド <対賃金>	0.6%	0.5%	0.3%	▲0.5%	▲1.2%	▲1.6%	▲1.4%	▲1.0%	▲0.8%	▲0.7%

- ・内閣府 ベースラインケースに接続するケース（ケースⅣ～ケースⅥ）

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
物価上昇率	0.7%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	
賃金上昇率 (実質<対物価>)	0.4%	0.4%	0.1%	0.3%	0.5%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	
運用 利回 り	実質 <対物価>	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.7%	0.6%	0.7%	0.9%	0.9%	0.8%
	スプレッド <対賃金>	0.6%	0.5%	0.9%	0.7%	0.2%	▲0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.1%

(2) 財政の見通し作成結果

総務省福利課長通知に基づき、連合会と国共連合会それぞれで、将来の経過的長期給付の給付額等の基礎数を算定し、その後、お互いの基礎数、その他必要なデータを交換して、財政の見通しを作成した。

今般作成した5つのケースいずれにおいても、積立金に不足が生じることはなく、経過的長期給付の年金支給に支障が生じない見通しとなった。

結果については、総務大臣に報告した。

資料第5-40 経過的長期給付に係る財政の現況及び見通し

年度		ケースⅠ				ケースⅡ				ケースⅢ			
		収入	支出	年度末積立金	年度末積立金 (当初価格)	収入	支出	年度末積立金	年度末積立金 (当初価格)	収入	支出	年度末積立金	年度末積立金 (当初価格)
令和	西暦												
1	2019	4,232	7,297	217,748	214,108	4,232	7,297	217,748	214,108	4,232	7,297	217,748	214,108
2	2020	4,139	7,369	214,518	207,406	4,139	7,361	214,525	207,413	4,139	7,361	214,525	207,413
3	2021	4,044	7,563	211,000	200,595	4,043	7,537	211,032	200,625	4,043	7,537	211,032	200,625
4	2022	3,947	7,618	207,329	193,810	3,946	7,563	207,414	193,890	3,946	7,561	207,416	193,891
5	2023	3,932	7,728	203,533	187,007	3,931	7,653	203,692	187,154	3,929	7,620	203,725	187,184
6	2024	3,832	7,955	199,409	180,085	3,833	7,875	199,650	180,303	3,830	7,782	199,774	180,414
7	2025	4,141	8,053	195,498	173,176	4,144	7,971	195,823	173,464	4,143	7,846	196,071	173,684
12	2030	9,252	8,968	185,614	138,716	8,339	8,838	184,662	139,329	7,432	8,656	183,884	140,079
17	2035	9,154	9,475	185,106	108,391	8,071	9,155	180,284	109,154	7,047	8,785	176,077	110,247
22	2040	8,984	9,555	182,532	83,746	7,748	9,040	174,016	84,545	6,635	8,490	166,811	85,846
32	2050	8,939	8,049	183,135	51,583	7,394	7,174	167,587	52,430	6,117	6,393	155,318	53,999
42	2060	10,155	5,541	210,232	36,353	8,119	4,660	185,973	37,465	6,556	3,817	168,346	39,539
52	2070	13,839	2,875	289,091	30,689	10,660	2,284	246,320	31,953	8,359	1,748	216,396	34,336
62	2080	21,335	980	447,522	29,165	15,731	737	364,930	30,483	11,842	527	307,622	32,975
72	2090	34,417	171	722,674	28,914	24,214	122	562,239	30,242	17,399	82	452,319	32,755
82	2100	56,019	9	1,176,402	28,895	37,577	6	872,627	30,224	25,739	4	669,215	32,739
92	2110	91,248	0	1,916,211	28,895	58,356	0	1,355,148	30,224	38,100	0	990,592	32,738
97	2115	116,458	0	2,445,625	28,895	72,722	0	1,688,761	30,224	46,354	0	1,205,207	32,738

(注)年度末積立金(当初価格)とは、運用利回りにより、平成30年度末の価格に換算したものである。

### 第3節 被用者年金一元化後に引き続き給付に要する費用の取扱い

(単位:億円)

ケースⅣ				ケースⅤ			
収入	支出	年度末 積立金	年度末 積立金 (当初価格)	収入	支出	年度末 積立金	年度末 積立金 (当初価格)
4,232	7,297	217,748	214,108	4,232	7,297	217,748	214,108
4,138	7,357	214,529	207,417	4,138	7,357	214,529	207,417
4,043	7,527	211,045	200,637	4,043	7,527	211,045	200,637
3,944	7,529	207,460	193,933	3,944	7,529	207,460	193,933
3,478	7,538	203,400	187,290	3,478	7,538	203,400	187,290
3,160	7,631	198,929	180,627	3,160	7,631	198,929	180,627
3,278	7,574	194,633	174,080	3,278	7,574	194,633	174,080
5,817	7,637	178,215	142,591	5,091	7,595	176,824	142,582
5,412	7,662	167,724	114,643	4,645	7,413	163,520	114,849
5,002	7,318	156,076	91,136	4,214	6,962	149,545	91,488
4,414	5,368	139,139	59,293	3,588	4,930	128,719	59,745
4,461	3,055	142,137	44,205	3,497	2,697	126,865	44,676
5,293	1,372	169,941	38,571	4,006	1,135	146,461	39,131
6,935	406	223,437	37,010	5,059	320	185,586	37,619
9,426	62	303,956	36,743	6,618	47	242,949	37,364
12,907	3	416,259	36,723	8,717	2	320,048	37,344
17,686	0	570,368	36,722	11,490	0	421,834	37,344
20,703	0	667,658	36,722	13,191	0	484,292	37,344

### (3) 広報

経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しの結果については、連合会ホームページ上に掲載するとともに、組合員により身近な各共済組合の広報誌に記事を掲載してもらうよう依頼した。